

K22L-41

14.5

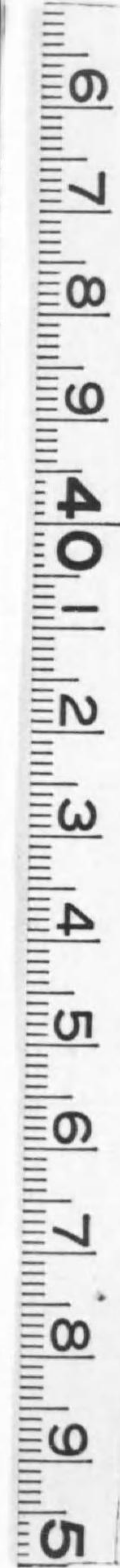
741

昭和十六年年度版

電務年鑑

—(6)—

遞信省電務局



始



注 意

本書は事業上に於ける業務資料として刷成せられたもので公刊の趣旨ではない。尙無断複製又は轉載を許さない。

凡 例

- 一、 本書は「昭和十五年度版電務年鑑」の續刊をなすもので、今回は第六回目の發行である。
 - 二、 本書に電氣通信事業とは、電信、電話、無線電信、無線電話、放送無線電話の各事業を總稱するものである。
 - 三、 本書に於ける収録期間は、前年度電務年鑑の収録期間に引續き昭和十五年十月一日より昭和十六年九月卅日迄の一箇年間である。但し沿革事項及統計竝に外國に於ける電氣通信事業等に付ては此の限りではない。
 - 四、 本書の編輯方針は大體前回の方針を踏襲することとした。
 - 五、 本書の内容で従前發行のものと同照し、其の差異あるものは本書を以て正とする。
 - 六、 本書は回を追つて其の内容の整備充實を圖つて來たのであるが籍すに充分な時間と労力を缺くため理想と現實とは相當懸隔があるのは遺憾である。極力理想の實現に努力する考へであるが、讀者諸賢の叱正と協力を切望して止まない。
- 最後に本書の發行に當り各外地、滿蒙支各地域の電氣通信主管廳又は會社竝に内地に於ける各事業關係者より寄せられた甚大な御厚意に對し茲に深く感謝の意を表する。

次 目 總

5.	4.	3.	2.	1.
無	無	電	電	一
線	線	話	話	般
電	電	信	信	事
話	信	話	信	項
.....
一	一	一	八	五
五	四	一	三	九
五	三	一	三	九

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

3.	2.	1.
電	重	事
務	要	業
日	事	概
誌	項	観
.....	の
.....	解
.....	説
.....
四
六
九

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十五年十月一日—昭和十六年九月三十日)

總 目 次

第十六年度回 電務年鑑目次



6.	放送無線電話	一五九
7.	東亞電氣通信	一六九
8.	國際電氣通信	一八一

**第三編 外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信
事業の概況**

1.	朝鮮電氣通信	二〇一
2.	臺灣電氣通信	二〇七
3.	樺太電氣通信	二一三
一、外地電氣通信事業		
..... 二〇一		
二、滿蒙支電氣通信事業		
..... 二一五		
1.	滿洲電氣通信	二一五
2.	蒙疆電氣通信	二二二
3.	華北電氣通信	二二五
4.	華中電氣通信	二三五
5.	廈門電氣通信	二四五

14.5
741

第四編 電氣通信事業統計

三、外國電氣通信事業		
..... 二四九		
一、内地電氣通信統計		
..... 二六七		
1.	電 信	二六七
2.	電 話	三〇七
3.	放送無線電話	三六一
二、累年統計 (自昭和十六年度 至昭和十五年度)		
..... 三六五		
1.	電 信	三六五
2.	電 話	三八五
3.	放送無線電話	四〇一
一、朝鮮電氣通信		
..... 四〇五		

1.	電 信	四〇五
2.	電 話	四〇九
3.	放送無線電話	四一二
	(以下各項統計共凡て此の區分法に依るものとす)	
①	臺灣電氣通信	四一三
②	樺太電氣通信	四二〇

三、滿蒙支電氣通信統計

①	滿洲電氣通信	四二七
②	蒙疆電氣通信	四三五
③	華北電氣通信	四三九
④	華中電氣通信	四四七
⑤	廈門電氣通信	四五五

四、外國電氣通信統計

①	西曆一九三九年統計	四六一
②	累年統計(自西曆一九三五年至西曆一九三九年)	四八五

附 錄

1.	電氣通信事業年表	四九一
2.	電氣通信事業關係法人の概要	五四三
3.	電氣通信事業關係機關の組織一覽	五六九

(總目次以上)

圖 表

- 一、局所普及状況
- 二、線條普及状況
- 三、電報利用趨勢
- 四、電話利用趨勢
- 五、電話加入數增加狀況
- 六、ラヂオ聴取者増加狀況
- 七、各國に於ける電信普及狀況
- 八、各國に於ける電話普及狀況
- 九、各國に於けるラヂオ普及狀況

第一編

最近一箇年間に於ける内地
電氣通信事業

(昭和十五年十月一日—昭和十六年九月卅日)

- 1. 事業概観……………一
- 2. 重要事項の解説……………九

細 目 次

- 一、昭和十六年度電氣通信關係豫算の概要……………一一
- 二、昭和十六年度電信電話擴張改良計畫の概要……………一七
- 三、國內重要都市間電氣通信幹線路非常時連絡對策……………二〇
- 四、内外地間防空通信の取扱に關する協定並に防空通信規則及同取扱規程の改正……………二一
- 五、警備通信取扱規約の制定……………二二
- 六、電信電話の取扱制限……………二二
- 七、電報利用規正の強化……………二四
- 八、電氣通信施設の專用制度の制定……………二六
- 九、海軍軍用電報取扱規約の制定……………二七
- 一〇、内地南洋群島間電話通話取扱開始……………二八
- 一一、電話統制の擴充——
- 一二、電話統制地域の擴張及市場電話配給統制……………二九
- 一三、省令の制定……………三〇
- 一四、電話機械の移轉及特殊裝置の制限……………三一
- 一五、市外通話取消料課徵範圍の擴大と市内通話時數制の撤廢……………三二

- 一五、特別至急通話の制定……………三三
- 一六、無線通信施設の整備擴充……………三三
- 一七、海軍無線通信規約の制定……………三四
- 一八、東亞各地域連絡電信電話國際線障礙時措置方法實施……………三六
- 一九、日滿支間電氣通信回線の整備擴充——
福岡天津間有線電信連絡の開設、大阪青島間及東京廣東間無線電信連絡の開設、東京上海間無線電信連絡の増設、日蒙間有線電話連絡の開設……………三六
- 二〇、東亞電氣通信に關する業務協定の締結……………三八
- 二一、東亞電信電話規則の制定……………四〇
- 二二、大北會社上海線に依る日滿支間電報取扱の廢止……………四二
- 二三、對外無線電信電話連絡の擴充——
大阪ストックホルム間無線電信連絡の開設、大阪サイゴン間無線電話連絡の再開、對南洋國際電話基地の大阪移轉……………四二
- 二四、商用外國電報の料金受信人拂制度實施……………四四
- 二五、外國電報徵收料金並に日泰間及日蘭印間電信電話料金の大巾値下……………四五

3. 電務日誌

- 一、一般事項……………四六
- 二、電 話……………四七
- 三、電 報……………四八
- 四、無線電信、無線電話……………五〇
- 五、放送無線電話……………五一
- 六、東亞電氣通信……………五二
- 七、國際電氣通信……………五四

第二編

内地電氣通信事業の沿革及

現狀

1. 一般事項

- 一、電氣通信事業機關……………五九
- イ、中央機關……………五九
- ロ、地方機關……………六一
- (一) 地方監督機關……………六一
- (二) 現業機關……………六三
- 二、職 員……………六七
- イ、官 職……………六七

- 二、電 信
- 一、電信の起源……………八三
- 二、電信取扱局所……………八三
- 三、電信線路……………八四
- 四、電信機械……………九〇
- 五、電信従事員……………九三
- 六、防空通信……………八〇
- 五、會 議……………七五
- イ、東亞電氣通信協議會……………七五
- ロ、國際電氣通信聯合……………七七
- 四、養成機關……………七二
- イ、通信官吏練習所……………七二
- ロ、通信講習所……………七三
- ハ、其の他の養成機關……………七五
- (一) 電話事務員見習養成制度……………七五
- (二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成制度……………七五
- 三、給 與……………七〇
- イ、一般給與……………七〇
- ロ、特別給與……………七〇
- 六、任 用……………六九

3. 電 話

- 六、電 信 制 度……………九四
- イ、法令關係……………九四
- ロ、料金關係……………九八
- ハ、取扱時間……………九九
- 七、電報利用狀況(内國電報)……………一〇〇
- 八、電信收入狀況……………一〇四
- イ、内國電報料……………一〇四
- ロ、外國電報料……………一〇五
- ハ、其 他……………一〇六
- 九、官廳用及私設電信……………一〇六
- イ、官廳用電信……………一〇六
- ロ、私設電信……………一〇八
- 一、電話の起源……………一一一
- 二、電話取扱局所……………一一一
- 三、電話線路……………一一三
- 四、電話機械……………一一六
- 五、電話従事員……………一二二
- 六、電話制度……………一二三
- イ、法令關係……………一二三

- ロ、料金關係……………一三〇
- 七、電話加入狀況……………一三二
- 八、電話利用狀況……………一三四
- イ、内地通話……………一三四
- ロ、外地通話……………一三六
- 九、電話收入狀況……………一三七
- イ、市内電話料……………一三七
- ロ、市外電話料……………一三八
- 一〇、官廳用及私設電話……………一三八
- イ、官廳用電話……………一三八
- ロ、私設電話……………一三九
- ハ、鑛業特設電話……………一四一

4. 無線電信

- 一、無線電信の起源……………一四三
- 二、無線電信取扱局所……………一四三
- 三、無線電信機械……………一四五
- 四、無線電信従事員……………一四九
- 五、無線電信制度……………一五〇
- 六、官廳用及私設無線電信……………一五三
- イ、官廳用無線電信……………一五三

5. 無線電話

- ロ、私設無線電信……………一五三
- 一、無線電話の起源……………一五五
- 二、無線電話取扱局所……………一五五
- 三、無線電話機械……………一五六
- 四、無線電話従事員……………一五六
- 五、無線電話制度……………一五七
- 六、官廳用及私設無線電話……………一五七

6. 放送無線電話

- 一、放送無線電話の起源……………一五九
- 二、經營主體……………一五九
- 三、放送施設……………一六〇
- 四、聴取施設……………一六一
- 五、放送無線電話制度……………一六一
- イ、法令關係……………一六二
- ロ、料金關係……………一六三
- (一) 特許料……………一六三
- (二) 許可料……………一六三
- (三) 聴取料……………一六三

- 六、放送事項……………一六四
- 七、海外放送……………一六六
- 八、放送無線電話収入狀況……………一六七
- イ、聴取許可料……………一六七
- ロ、放送特許料……………一六八

7. 東亞電氣通信

- 一、東亞電氣通信連絡……………一六九
- イ、日滿間連絡……………一六九
- ロ、日支間連絡……………一七〇
- 二、東亞電氣通信制度……………一七一
- イ、電 話……………一七一
- ロ、電 信……………一七五
- 三、東亞電氣通信利用狀況……………一七七
- イ、日滿間電氣通信利用狀況……………一七七
- (一) 電 話……………一七七
- (二) 電 信……………一七八
- ロ、日支間電氣通信利用狀況……………一七八
- (一) 電 話……………一七九
- (二) 電 信……………一八〇

8. 國際電氣通信

- 一、電 信……………一八一
- イ、對外電信連絡の沿革及現状……………一八一
- (一) 有線電信……………一八三
- (二) 無線電信……………一八四
- ロ、對外電信制度……………一九〇
- ハ、外國電報利用狀況……………一九四
- 二、電 話……………一九五
- イ、對外電話連絡の沿革及現状……………一九五
- ロ、對外電話制度……………一九九
- ハ、國際通話利用狀況……………二〇〇

第三編

外地及滿蒙支並に外國に於ける電氣通信事業の概況

一、外地電氣通信事業

- 1. 朝鮮電氣通信……………二〇一
- 一、電 信……………二〇一
- 二、電 話……………二〇二

三、無線電信	二〇四
四、放送無線電話	二〇五

2. 臺灣電氣通信

一、一般	二〇七
二、電信	二〇七
三、電話	二〇八
四、無線電信・無線電話	二〇九
五、國際電氣通信	二一〇
六、放送無線電話	二一〇

3. 樺太電氣通信

一、一般	二一三
二、電信	二一三
三、電話	二一四
四、無線電信	二一四
五、放送無線電話	二一四

二、滿蒙支電氣通信事業

1. 滿洲電氣通信

一、一般	二一五
二、電信	二一五
三、電話	二一六
四、無線電信	二一八
五、放送無線電話	二一九

4. 華中電氣通信

一、一般	二三五
二、電信	二三六
三、電話	二三七

3. 蒙疆電氣通信

一、一般	二一九
二、電信	二一九
三、電話	二一九
四、無線電信・無線電話	二一九
五、國際電氣通信	二二〇
六、放送無線電話	二二〇

3. 華北電氣通信

一、一般	二二五
二、電信	二二六
三、電話	二二八
四、無線電信	二二九
五、放送無線電話	二三〇

四、無線電信・無線電話	二三八
イ、無線電信	二三八
ロ、無線電話	二三九
五、國際電氣通信	二三九
六、放送無線電話	二四一

5. 廈門電氣通信

一、一般	二四五
二、電信	二四五
三、電話	二四六
四、無線電信	二四八
五、國際電氣通信	二四八

三、外國電氣通信事業

一、國際電氣通信	二四九
イ、海底電信	二四九
ロ、無線電信	二五一
ハ、無線電話	二五九
二、放送無線電話	二六二
イ、經營形態	二六二
ロ、放送施設	二六五

第四編

電氣通信事業統計

一、內地電氣通信統計

① 昭和十五年度統計

1. 電信

ハ、放送聴取料……………二六五

(圖表十)府縣別電信局所普及狀況

一、電信取扱局所	二六七
イ、有線電信局所	二六七
(一)局種別局所	二六七
(二)府縣別局所	二六八
(三)府縣別局所普及狀況	二七〇
ロ、無線電信局所	二七三
(一)府縣別局所	二七四
(二)業務別局所	二七六
二、電信線路	二七七
イ、線路互長	二七七

- 口、線條延長.....二七七
- ハ、有線電信回線.....二七八
- 三、電信機械.....二七九
- イ、有線電信機械.....二七九
- ロ、無線電信機械.....二八〇
- 四、電信従事員.....二八一
- 五、電報利用状況.....二八二
- イ、内外電報總括.....二八二
- (一) 發著中繼信別通數.....二八二
- (二) 局種別通數.....二八三
- (三) 月別通數.....二八三
- (圖表十一)府縣別電報利用狀況.....二八三
- (四) 人口當通數.....二八四
- ロ、内國電報.....二八六
- (一) 種類別通數.....二八六
- (二) 局種別通數.....二八六
- (三) 月別通數.....二八七
- (四) 府縣別通數.....二八八
- ハ、内地外地間電報.....二九〇
- ニ、日滿間電報.....二九〇
- ホ、日華間電報.....二九一

- (一) 通 數.....二九一
- (二) 語 數.....二九二
- ハ、外國電報.....二九三
- (一) 種類別通語數.....二九三
- (二) 局種別通語數.....二九三
- (三) 月別通語數.....二九四
- (四) 府縣別通語數.....二九五
- (五) 對手國別通語數.....二九七
- 六、電信收入狀況(調定額).....三〇〇
- イ、總 括.....三〇〇
- ロ、月別收 入.....三〇〇
- 七、官廳用及私設電信、無線電信施設狀況.....三〇一
- イ、官廳用及私設電信.....三〇一
- (一) 官廳用電信.....三〇一
- A、施設目的別.....三〇一
- B、遞信局別.....三〇二
- (二) 私設電信.....三〇三
- A、施設目的別.....三〇三
- B、遞信局別.....三〇三
- ロ、官廳用及私設無線電信.....三〇四
- (一) 官廳用無線電信.....三〇四

- 2. 電 話
- (一) 私設無線電信.....三〇五
- 一、電話取扱局所.....三〇七
- イ、有線電話局所.....三〇七
- (一) 局種別局所.....三〇七
- (二) 府縣別局所.....三〇八
- (三) 府縣別局所普及狀況.....三一
- ロ、無線電話局所.....三一四
- (一) 遞信局別局所.....三一四
- (二) 業務別局所.....三一四
- 二、電話線路.....三一五
- イ、線路延長.....三一五
- ロ、線條延長.....三一六
- ハ、市外電話回線.....三一七
- 三、電話機械.....三一七
- イ、有線電話機械.....三一七
- (一) 交 換 機.....三一七
- (二) 電 話 機.....三一九
- ロ、無線電話機械.....三二一

- 四、電話従事員.....三二二
- 五、電話加入狀況.....三二三
- イ、電話加入數.....三二三
- (一) 總 括.....三二三
- (二) 度數制施行局.....三三〇
- (圖表十三)府縣別電話加入數.....三三三
- (三) 府縣別電話加入者普及狀況.....三三三
- ロ、電話開通申請狀況.....三三六
- (一) 總 括.....三三六
- (二) 四級局以上の申請數.....三三六
- (三) 局種別申請數.....三三七
- 六、電話利用狀況.....三三八
- イ、内地通話.....三三八
- (一) 府縣別通話(發信時數).....三三八
- (二) 通話料別市外通話(發信時數及料金).....三四一
- ロ、外地通話.....三四四
- (一) 内 鮮 通 話(時數).....三四四
- (二) 内 臺 通 話(時數).....三四五
- (三) 内 樺 通 話(時數).....三四六
- ハ、日滿間通話(時數).....三四七
- ニ、日蒙間通話(時分數).....三四八

- ホ、日華北間通話(時分數)……………三四八
- ヘ、日華中間通話(時分數)……………三四九
- ト、國際通話……………三五〇
- チ、船舶國際通話……………三五一
- リ、十三都市別市外通話(發信時數)……………三五二
- 七、電話收入狀況(調定額)……………三五三
 - イ、總括……………三五三
 - ロ、月別收入……………三五五
- 八、官廳用及私設電話、無線電話施設狀況……………三五五
 - イ、官廳用及私設電話……………三五五
 - (一)官廳用電話……………三五五
 - A、施設目的別……………三五五
 - B、遞信局別……………三五六
 - (二)私設電話……………三五六
 - A、施設目的別……………三五七
 - B、遞信局別……………三五七
 - (三)鑛業特設電話……………三五八
 - ロ、官廳用及私設無線電話……………三五八
 - (一)官廳用無線電話……………三五八
 - (二)私設無線電話……………三五九

3. 放送無線電話

(圖表十四)府縣別聽取無線電話普及狀況

- 一、放送局施設狀況……………三六一
- 二、聽取無線電話施設狀況……………三六一
 - イ、月別聽取者增加狀況……………三六一
 - ロ、府縣別聽取施設普及狀況……………三六二
- 三、放送無線電話收入狀況(調定額)……………三六四

③ 累年統計(自昭和六年度至昭和十五年度)

1. 電 信

- 一、電信取扱局所……………三六五
- 二、電信線路……………三六六
 - イ、線路延長……………三六六
 - ロ、線條延長……………三六六
 - ハ、有線電信回線……………三六七
- 三、電信従事員……………三六八
- 四、電報利用狀況……………三六九
 - イ、内外電報總括……………三六九
 - (一)發著中繼信別通數……………三六九
 - (二)局種別通數(發信)……………三七〇
 - ロ、内國電報……………三七一

2. 電 話

- 一、電話取扱局所……………三八五
- 二、電話線路……………三八五
 - (一)發著中繼信別通數……………三七一
 - (二)局種別通數(發信)……………三七二
 - ハ、内地外地間電報……………三七三
 - ニ、日滿電報……………三七五
 - ホ、外國電報……………三七五
 - (一)發著中繼信別通數……………三七六
 - (二)局種別通數(發信)……………三七六
 - (三)有無線別通數……………三七八
 - A、通數……………三七八
 - B、語數……………三七八
 - (四)對手國別通數(發著信合計)……………三七九
 - A、通數……………三七九
 - B、語數……………三八一
- 五、電信收入狀況(調定額)……………三八三
 - イ、科目別收入……………三八三
 - ロ、種類別收入……………三八四

(圖表十五)電信收入狀況

- イ、線路延長……………三八五
- ロ、線條延長……………三八六
- ハ、市外電話回線……………三八七
- 三、電話従事員……………三八七
- 四、電話加入狀況……………三八九
 - イ、電話加入數……………三八九
 - ロ、電話加入申請狀況……………三八九
 - (一)六大都市別申請狀況……………三九〇
 - (二)六大都市以外の申請狀況……………三九一
- 五、電話利用狀況……………三九一
 - イ、内地通話……………三九一
 - (一)市内通話(發信時數)……………三九一
 - (二)市外通話(發信時數)……………三九二
 - ロ、外地通話(時數)……………三九三
 - (一)内鮮通話……………三九三
 - (二)内臺通話……………三九三
 - (三)内樺通話……………三九四
 - ハ、日滿間通話(時數)……………三九四
 - ニ、日華北間通話(時分數)……………三九五
 - ホ、日華中間通話(時分數)……………三九五
 - ヘ、國際通話……………三九六

3. 放送無線電話

- 一、放送局施設狀況……………四〇一
- 二、聽取無線電話施設狀況……………四〇二
- 三、放送無線電話收入狀況(調定額)……………四〇三
(圖表十七)放送無線電話收入狀況

2. 電話

- 一、電信取扱局所……………四〇五
- 二、電信線路……………四〇五
 - イ、線路延長……………四〇六
 - ロ、線條延長……………四〇六
 - ハ、有線電信回線……………四〇六
- 三、電信從事員……………四〇六
- 四、電報利用狀況……………四〇六
- イ、發着中繼信別通數(内外電報)……………四〇七
- ロ、月別通數(内外電報)……………四〇七
- 五、電信收入狀況……………四〇八

二、外地電氣通信統計

1. 電 信

① 朝鮮電氣通信

- 一、放送局施設狀況……………四〇一
- 二、聽取無線電話施設狀況……………四〇二
- 三、放送無線電話收入狀況(調定額)……………四〇三
(圖表十七)放送無線電話收入狀況

2. 電話

- 一、電信取扱局所……………四〇九
- 二、電信線路……………四〇九
 - イ、線路延長……………四〇九
 - ロ、線條延長……………四〇九
 - ハ、市外電話回線……………四一〇
- 三、電話從事員……………四一〇
- 四、電話加入狀況……………四一〇
- イ、電話加入者數……………四一〇
- ロ、電話開通申請狀況……………四一一
- 五、電話利用狀況……………四一一

3. 放送無線電話

- 一、放送無線電話施設狀況……………四一二
- 二、放送無線電話收入狀況……………四一二
- 六、電話收入狀況……………四一二
 - イ、內地通話……………四一一
 - ロ、日華通話……………四一一

② 臺灣電氣通信

1. 電 信

- 一、電信取扱局所……………四一三
- 二、電信線路……………四一三
 - イ、線路延長……………四一三
 - ロ、線條延長……………四一四
 - ハ、有線電信回線……………四一四
- 三、電報利用狀況……………四一四
- 四、電信收入狀況……………四一五

2. 電 話

- 一、電話取扱局所……………四一六
- 二、電話線路……………四一六
 - イ、線路延長……………四一六

③ 樺太電氣通信

3. 放送無線電話

- 聽取無線電話施設狀況……………四一九

1. 電 信

- 一、電信取扱局所……………四二〇
- 二、電信線路……………四二〇
 - イ、線路延長……………四二〇
 - ロ、線條延長……………四二一
 - ハ、有線電信回線……………四二一
- 三、電信從事員……………四二一
- 四、電報利用狀況……………四二一
- イ、發着中繼信別通數(内外電報)……………四二一

2. 電 話

- 一、電報通數累年比較（內外電報）…………… 四二二
- 五、電信收入狀況…………… 四二二

3. 放送無線電話

- 一、電話取扱局所…………… 四二三
- 二、電話 線 路…………… 四二三
- イ、線 路 互 長…………… 四二三
- ロ、線 路 延 長…………… 四二三
- ハ、電 話 回 線…………… 四二四
- 三、電話從事員…………… 四二四
- 四、電話加入狀況…………… 四二四
- 五、電話利用狀況…………… 四二四
- イ、通 話 數…………… 四二五
- ロ、通話數累年比較…………… 四二五
- 六、電話收入狀況…………… 四二六
- 聽取者數…………… 四二六

三、滿蒙支電氣通信統計

1. 電 信

- ① 滿洲電氣通信

2. 電 話

- 一、電信取扱局所…………… 四二七
- 二、電 信 回 線…………… 四二七
- 三、電氣通信從事員（電話從事員をも含む）…………… 四二八
- 四、電報利用狀況…………… 四二八
- イ、發中繼信別通數…………… 四二八
- ロ、月 別 通 數…………… 四二八
- 五、電信收入狀況…………… 四二九

3. 放送無線電話

- 一、聽取無線電話施設狀況…………… 四三三
- 二、放送無線電話收入狀況…………… 四三三

2. 電 話

- 一、電話取扱局所…………… 四三〇
- 二、電 話 回 線…………… 四三〇
- 三、電話加入者數…………… 四三〇
- 四、電話利用狀況…………… 四三一
- 五、電話收入狀況…………… 四三二

3. 放送無線電話

- 一、電信電話取扱局所…………… 四三五

② 蒙疆電氣通信

1. 電 信

- ③ 華北電氣通信

- 一、市外電信電話回線…………… 四三五
- 二、電信電話從業員…………… 四三五
- 三、電報利用狀況…………… 四三六
- イ、月別電報取扱通數及料金…………… 四三六
- ロ、電信系別發信有料電報通數及料金…………… 四三七
- 五、電話加入者數…………… 四三七
- 六、電話利用狀況（市外通話發信度數）…………… 四三八
- 七、電話收入狀況…………… 四三八

1. 電 信

- ④ 華中電氣通信

- 一、電話回線…………… 四四五
- 二、電話加入者數…………… 四四五
- 三、電話利用狀況…………… 四四六
- 四、電話收入狀況…………… 四四六

④ 華中電氣通信

1. 電 信

- ③ 華北電氣通信

- 一、電報取扱局處…………… 四三九
- 二、電 信 回 線…………… 四三九
- 三、電信從事員（電話從事員をも含む）…………… 四三九
- 四、電報利用狀況…………… 四四一
- イ、發著中繼信別通數…………… 四四一
- ロ、月別電報通數…………… 四四二
- 五、電信收入狀況…………… 四四四

2. 電 話

- 一、電話取扱局處…………… 四四五

1. 電 信

- ④ 華中電氣通信

- 一、電報取扱局處…………… 四四七
- 二、電 信 回 線…………… 四四七
- 三、電 信 機 械…………… 四四八
- イ、有 線 機 械…………… 四四八
- ロ、無 線 機 械…………… 四四八
- （一）送 信 機（無線電話を含む）…………… 四四八
- （二）受 信 機…………… 四四八
- 四、電信從事員（電話從事員をも含む）…………… 四四九
- 五、電報利用狀況（無料を含む）…………… 四四九
- 六、電信收入狀況…………… 四五〇

2. 電 話

- 一、電話取扱局處…………… 四五一
- 二、電 話 回 線…………… 四五一

- 三、電話加入者數……………四五一
- 四、電話利用狀況……………四五二
- 五、電話收入狀況……………四五三

⑤ 厦門電氣通信

1. 電 信

- 一、電報取扱局處……………四五五
- 二、電 信 回 線……………四五五
- 三、從 事 員 (會社の總從事員とす)……………四五六
- 四、電報利用狀況……………四五六
- 五、電信收入狀況……………四五七

2. 電 話

- 一、電話取扱局處……………四五八
- 二、電 話 回 線……………四五八
- 三、電話加入者數……………四五八
- 四、電話利用狀況……………四五九
- 五、電話收入狀況……………四五九

四、外國電氣通信統計

- ① 西曆一九三九年統計

1. 電 信

- 一、電信局所普及狀況……………四六一
- イ、有線電信局所……………四六一
- ロ、無線電信局所……………四六二
- 二、電信線普及狀況……………四六四
- 三、電 報 利用狀況……………四六六

2. 電 話

- 一、電話局所普及狀況……………四六九
- 二、電話線普及狀況……………四七一
- 三、電話加入回線普及狀況……………四七三
- 四、電話機普及狀況……………四七四
- イ、國別電話機……………四七四
- ロ、都市別電話機……………四七五
- 五、電話利用狀況……………四七八

3. 放送無線電話

- 一、放送局施設狀況……………四八一
- イ、總 括……………四八一

- ロ、短波長及大電力放送局……………四八二
- 二、聴取無線電話施設狀況……………四八三

② 累年統計 (自西曆一九三五年至西曆一九三九年)

1. 電 信

- 一、有線電信局所……………四八五
- 二、電 信 線 延 長……………四八五
- 三、電報利用狀況……………四八六

2. 電 話

- 一、有線電話局所……………四八七
- 二、電話線延長……………四八七
- 三、電話加入回線……………四八八
- 四、電 話 機……………四八八
- 五、電話利用狀況……………四八九

3. 放送無線電話

- 一、放送局施設狀況……………四九〇
- 二、聴取無線電話施設狀況……………四九〇

附 錄

1. 電氣通信事業年表

- 一、一般事項……………四九一
- 二、電 信……………四九六
- 三、電 話……………五〇二
- 四、無線電信、無線電話……………五一七
- 五、放送無線電話……………五二二
- 六、日滿間電氣通信……………五二五
- 七、日支間電氣通信……………五二七
- 八、國際電氣通信……………五三一

2. 電氣通信事業關係法人の概要

- 一、國際電氣通信株式會社……………五四三
- 二、日本電信電話工事株式會社……………五四七
- 三、電 信 協 會……………五五〇
- 四、日本放送協會……………五五三
- 五、同盟通信社……………五五四
- 六、電氣通信學會……………五五六
- 七、電氣通信協會……………五五八

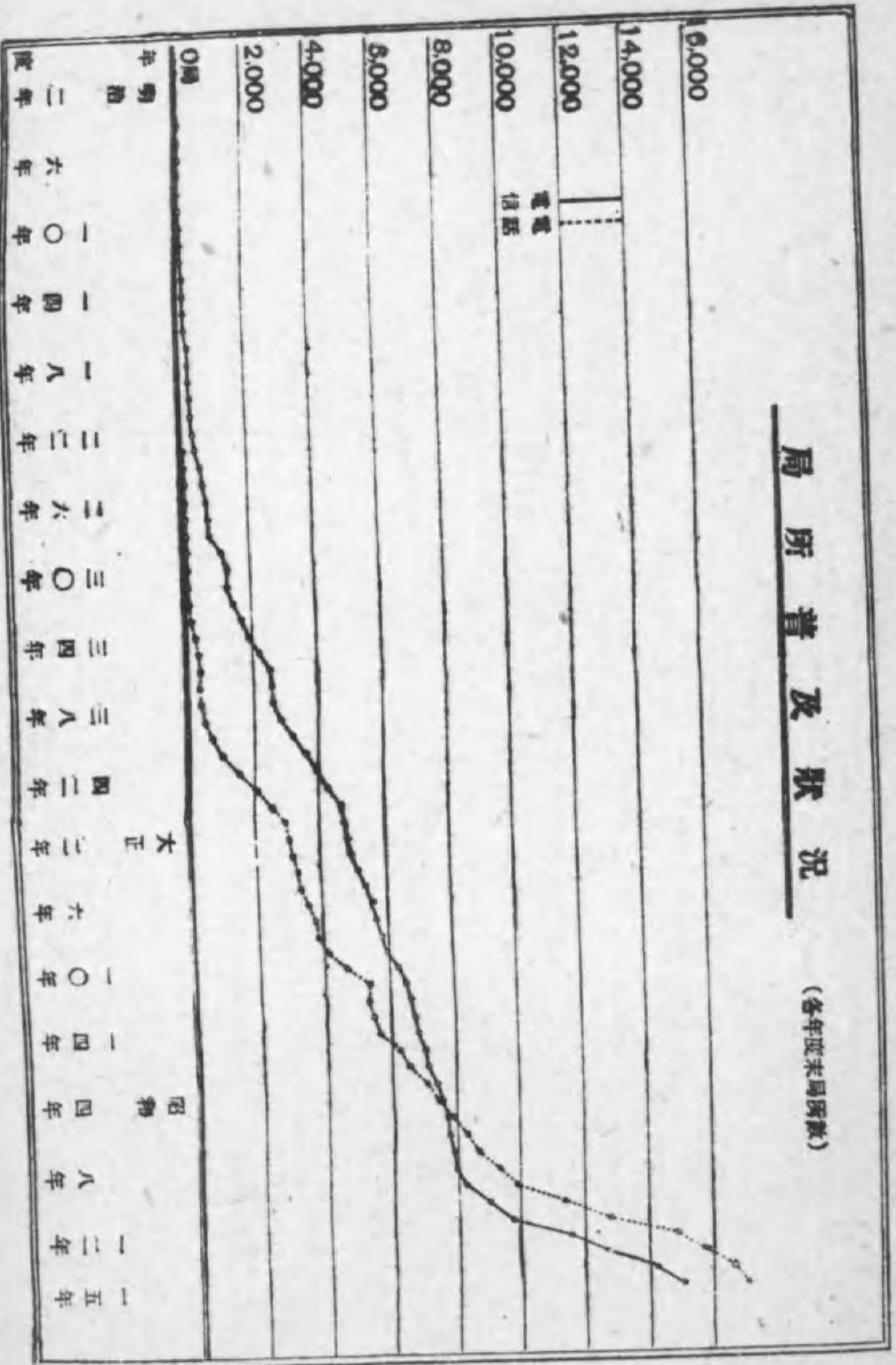
八、滿洲電信電話株式會社	五六〇	一四、樺太廳交通部	五八二
九、蒙疆電氣通信設備株式會社	五六一	一五、南洋廳拓殖部	五八三
一〇、華北電信電話株式會社	五六三	一六、滿洲電信電話株式會社	五八四
一一、華中電氣通信株式會社	五六四	一七、蒙古聯合自治政府交通總局	五八五
一二、廈門電氣通信株式會社	五六六	一八、蒙疆電氣通信設備株式會社	五八六
一三、東亞電氣通信事務局	五六七	一九、華北電信電話株式會社	五八六
		二〇、華北廣播協會	五八八
		二一、華中電氣通信株式會社	五八九
		二二、中國放送協會	五九〇
		二三、廈門電氣通信株式會社	五九一
		二四、東亞電氣通信事務局	五九二

3. 電氣通信事業關係機關の組織一覽

一、總 括 表	五六九
二、遞 信 省	五七〇
三、國際電氣通信株式會社	五七一
四、日本電信電話工事株式會社	五七二
五、電 信 協 會	五七三
六、日本放送協會	五七四
七、同盟通信社	五七六
八、電氣通信學會	五七七
九、電氣通信協會	五七七
一〇、朝鮮總督府遞信局	五七八
一一、朝鮮放送協會	五七九
一二、臺灣總督府交通局	五八〇
一三、臺灣放送協會	五八一

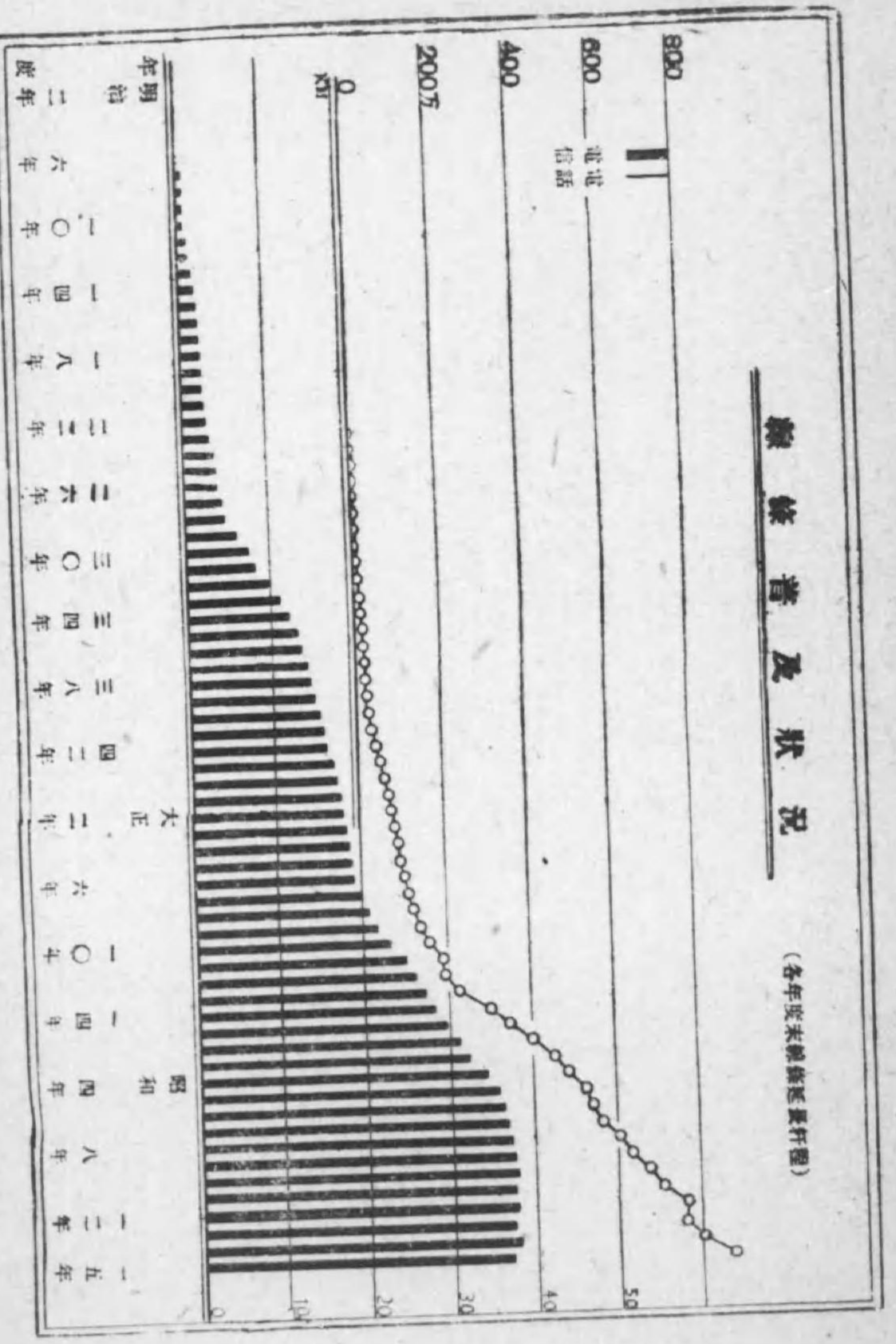
(細目次以上)

圖表



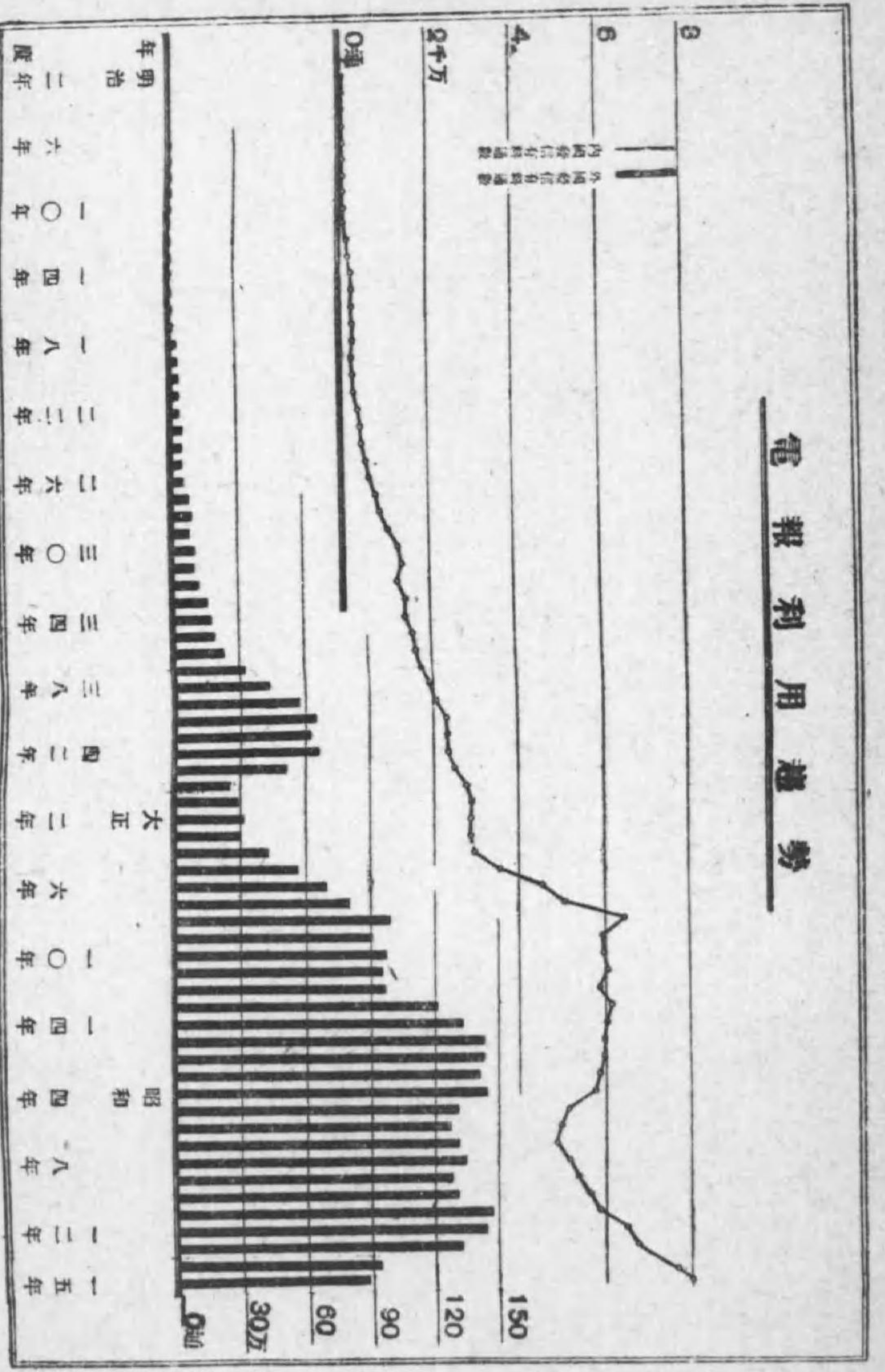
(八三、一一、三六五頁參照)

圖表 二



(八四、一三、三六頁參照)

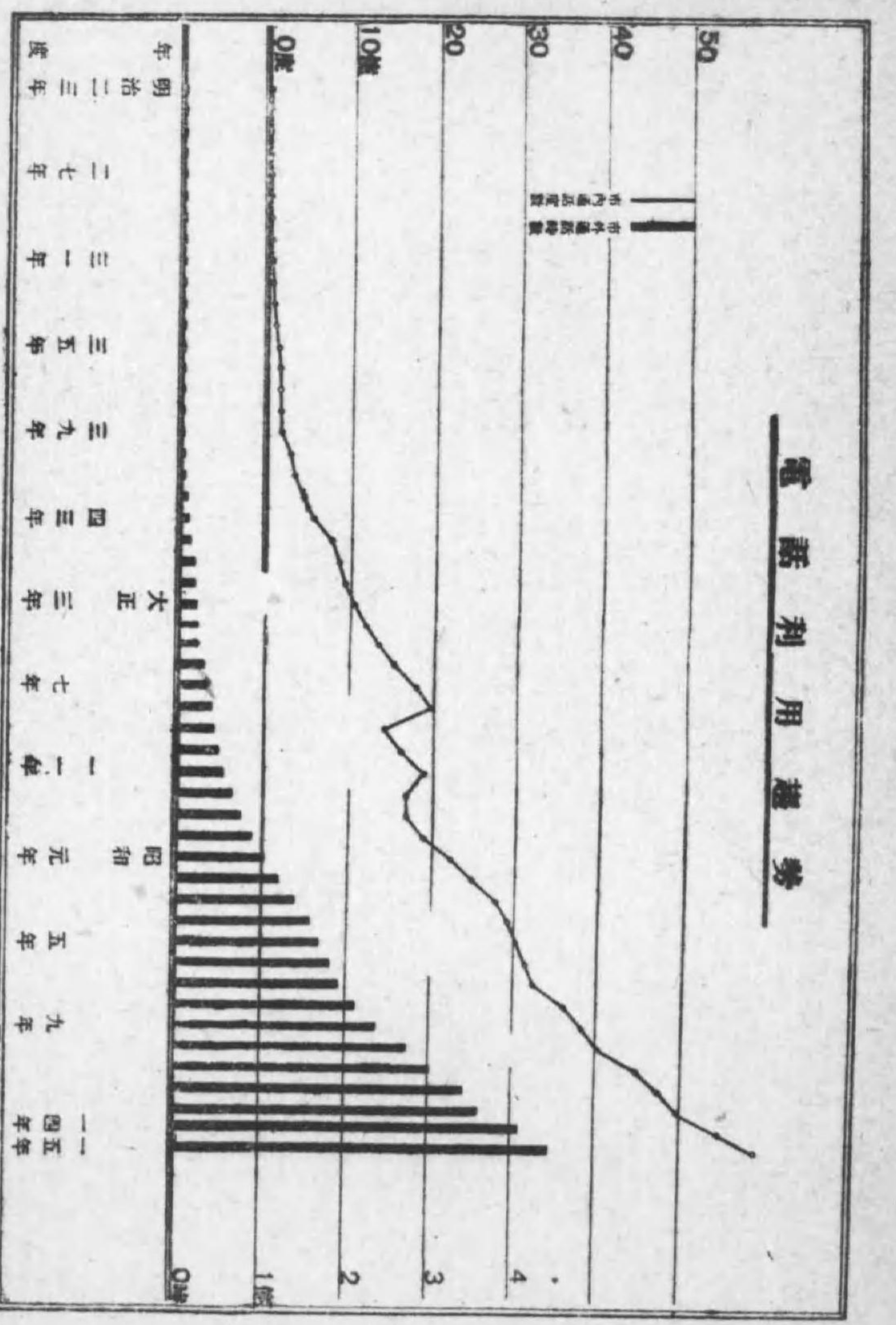
電報利用趨勢



圖表 三

(100, 194, 371, 376 pages reference)

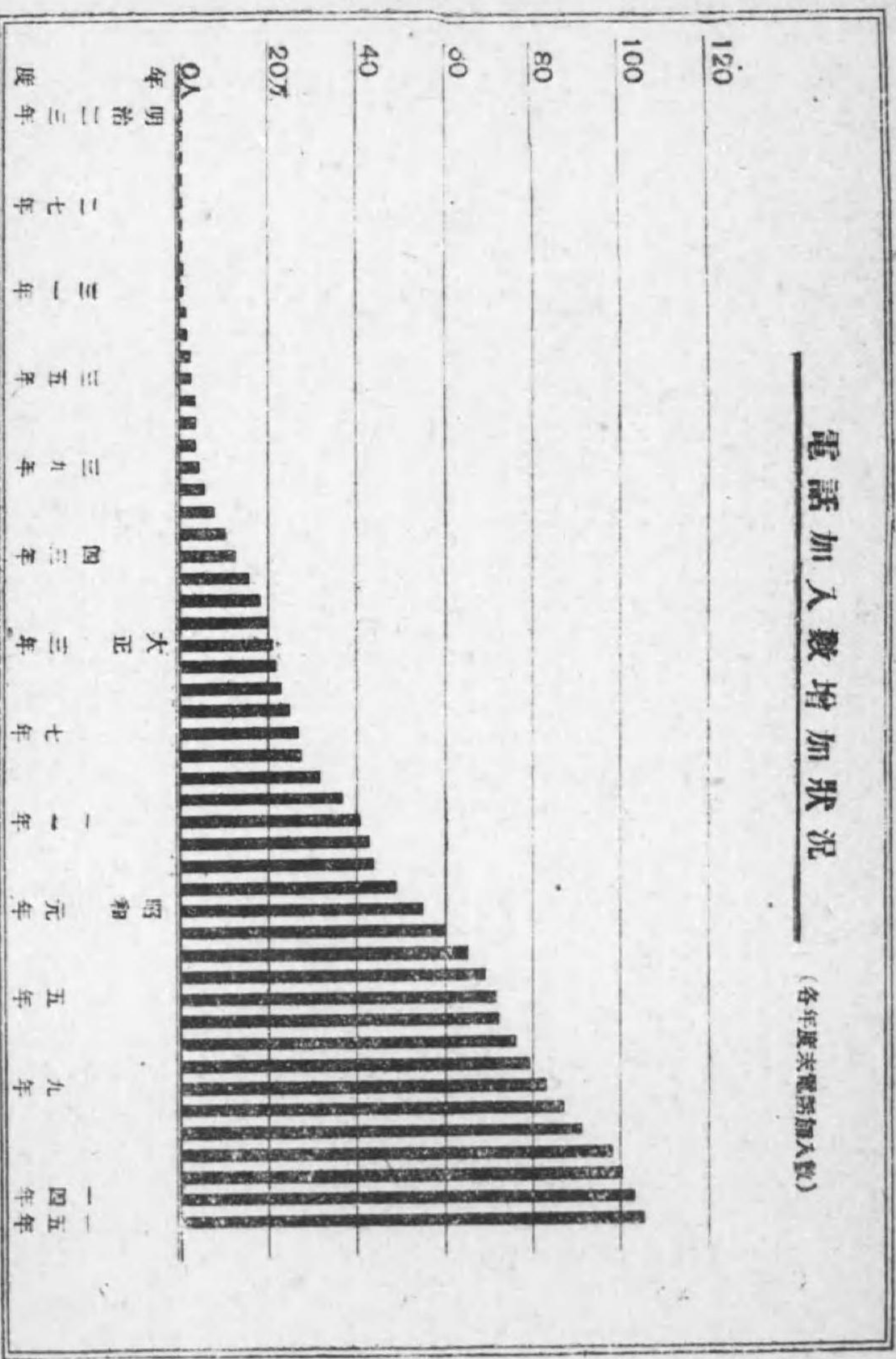
電話利用趨勢



圖表 四

(一三四、三三八、三九一頁參照)

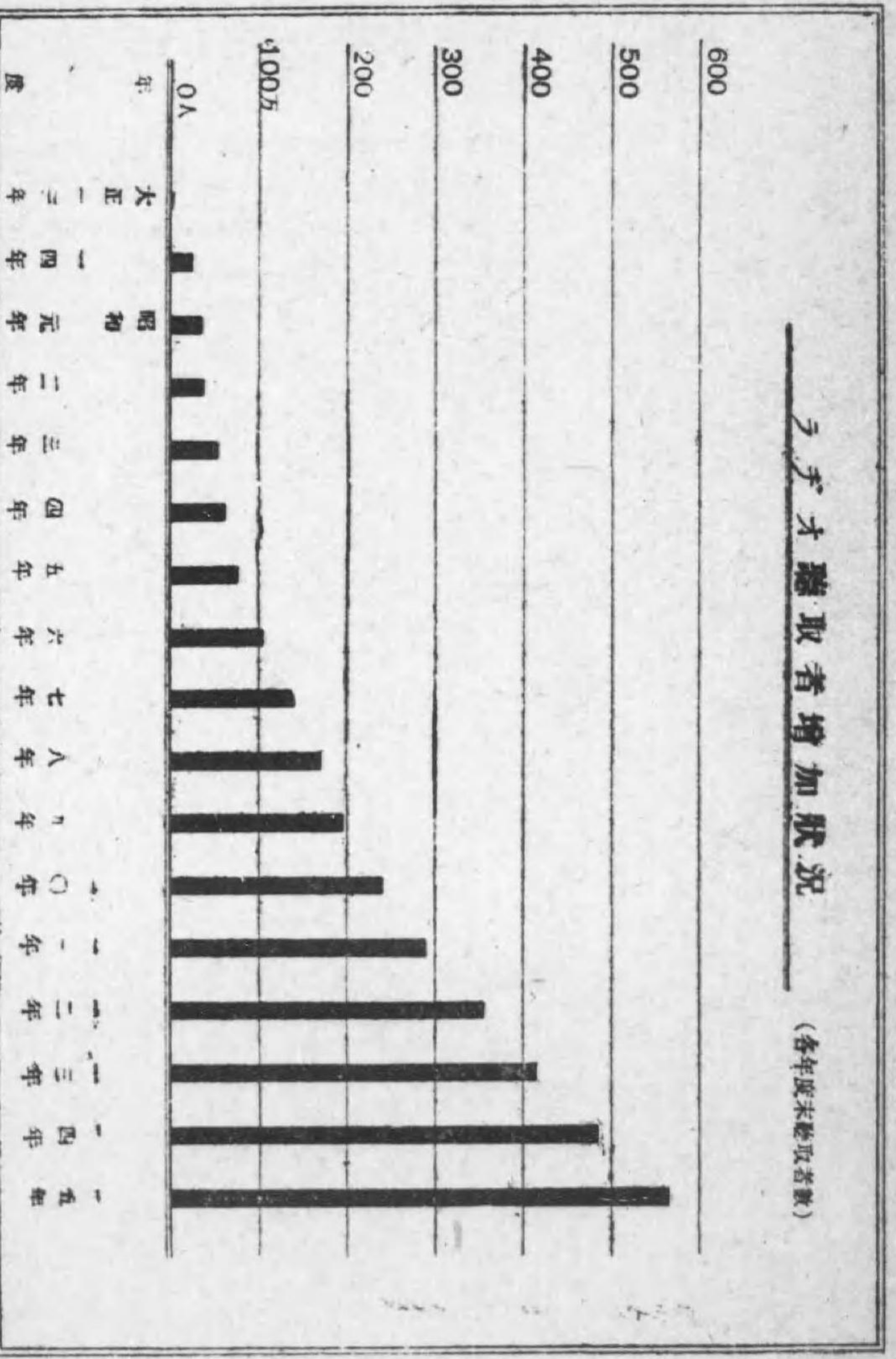
圖表 五



(一三三、三三三、三八九頁參照)

ラヂオ聴取者増加状況

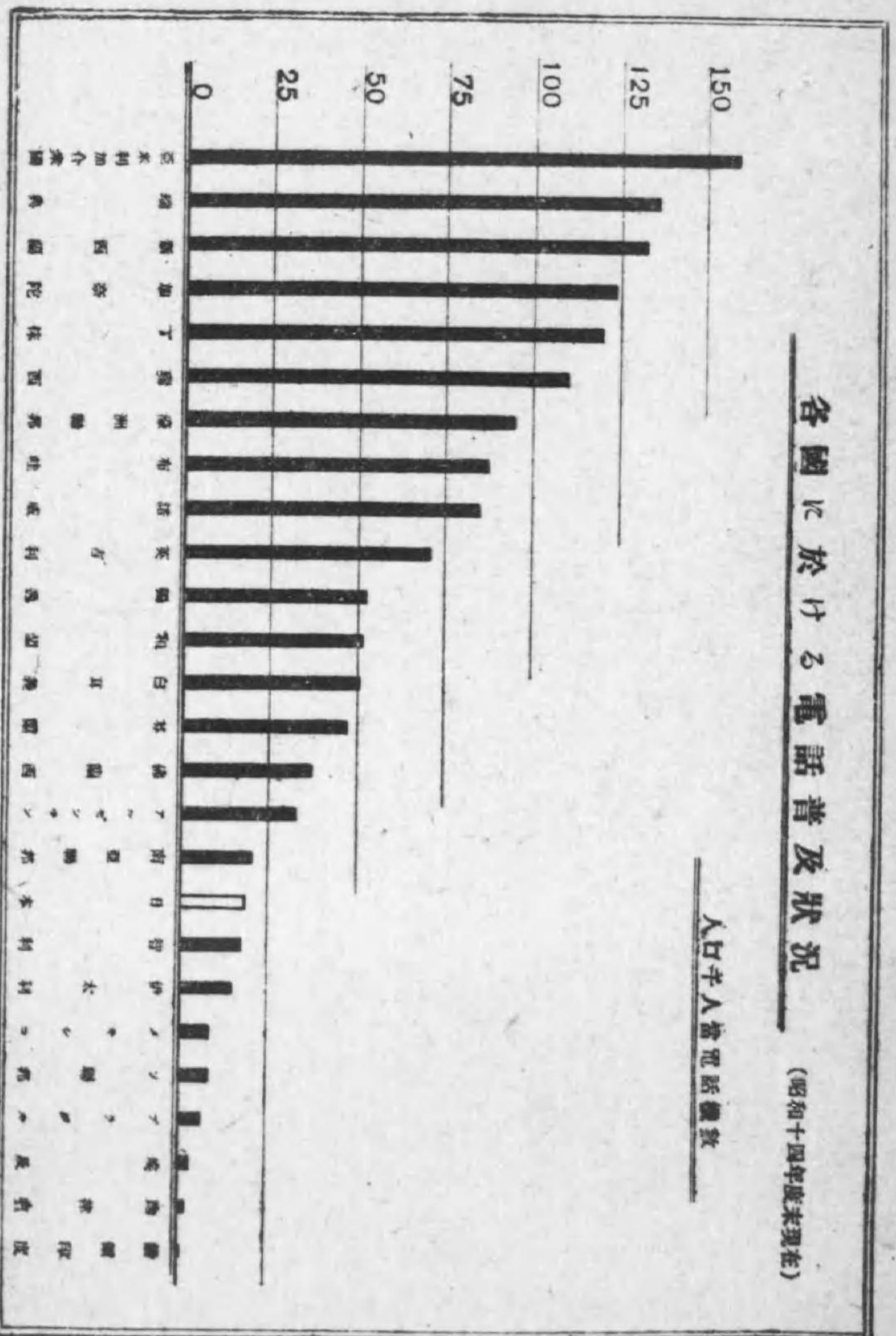
(各年度末聴取者数)



圖表 六

(一六三、三六、四〇二頁参照)

圖表 八



(四七四、四八八頁參照)

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

(昭和十五年十月一日—昭和十六年九月卅日)

内容

- 1. 事業概観
- 2. 重要事項の解説
- 3. 電務日誌

第一編 最近一箇年間に於ける内地電氣通信事業

1. 事業概観

(自昭和十五年十月一日
至昭和十六年九月卅日)

聖戰既に五年、今や我國は世界新秩序建設の旗幟を高く掲げて世紀の巨歩を進めつゝあるのであるが、舊秩序維持に汲々たる英米其の他の敵性諸國は故意に崇高なる我國の意圖を曲解し、支那事變の處理及東亞共榮圏の建設に對し極力妨害を加へ來り殊に去る六月獨ソ開戦し其の戦線の膠着状態に陥入るや忽ち勢を得て其の敵性行爲は愈々熾烈となり、所謂ABCD包圍線を結成して對日軍備を強化し、我が必須資源の禁輸を敢行して陋劣極まる經濟的壓迫を加へ、更に惡質なる媒略宣傳其の他暴狀至らざるなき行爲を敢てするに至つたのである。而して之等敵性諸國の音頭を取り、敵性行爲最も甚しき米國は對蔣對英の精神的物質的援助より更に進んで中立法を改正し、參戰街道を蕩進するに至り、我國に對する暴狀今や言語に絶するものがあり、太平洋の危機は將に一觸即發の状態に在る。

斯る國際情勢の下に國家の自存と權威を確保して雄大なる我が國是を完遂せんが爲には、必勝不敗の國防國家體制を速に完成するを最大の急務とすること固より言を俟たぬ處であつて、國家凡百の施策は擧げて之に集中せられて居り、過去一箇年間に於ける我が電氣通信事業に付ても從來の非常時體制より更に數歩を進めて非常緊急の事態に即應する臨戦體制の整備強化に向つて、急速に諸般の施策を進めて來たのである。以下事業の各部門に亘り之が概略を述ぶることとする。

我國電氣通信事業の飛躍的發展を期待された第一次電信電話擴張改良五ヶ年計畫は實施初年度に於て早くも支那事變に遭遇し、物資、資金兩面よりする制約は、之が實行に當つて逐年縮少に次ぐ縮少を餘儀無くせしむるに至り、既にして之が繼續計畫としての實質を全く失ふに至つた爲、新に昭和十六年度以降新規五ヶ年計畫を樹立し、以て高度國防國家建設の要請に對應することとしたのである。

即ち從來の單なる通信輻輳緩和のみを目的とする施設の擴張の如きは之を排し、専ら高度重點主義に基き軍事、國防並に經濟上、緊急重要通信の連絡、疏通を目的として、先づ國內重要地間のケーブル化を中心とし、更に大都市と近接重要産業地間の通信施設の整備を圖ると共に、他面國際電氣通信株式會社の施設と相俟つて、内外地間及日滿支間の通信連絡の完璧を期せんとするものであつて、本年度分としては五千萬圓の豫算成立を見たのであるが、其の後物動計畫の決定に伴ひ、更に本計畫縮少の餘儀無きに至り、遂に實行豫算として約三千百萬圓を決定し、眞に緊急已むを得ざるもの、みの擴張改良を爲すこと、せるもので目下着々取運中である。

大東亞共榮圈の中核を爲す日滿支三國の關係特に經濟提携は近時益々強化せらるゝに伴ひ、之が基礎的施設たる電氣通信連絡の整備強化は熾烈に要望せらるゝ所であるが、昭和十五年十月には蒙疆との間に、東京天津間有線連絡を利用せる電話連絡の開始を見、次いで大阪青島間に無線電信連絡を開設し、本年に入るや先づ北支第一の經濟都市たる天津と福岡間に、有線電信連絡を開設したるを始として、六月には更に南支に於ける中心廣東と東京間に最初の直通無線電信連絡を開始したる外、中支の經濟中心上海と東京間にも無線電信連絡の増設を見るに及んで、日支間の電氣通信連絡は茲に飛躍的増強を見るに至つた。

南方發展の基地たる我が南洋と、内地間の通信施設の強化は、時局下各方面より待望せられてゐたのであ

るが、昨年十一月東京サイパン間に無線電信連絡開設せられ、更に本年五月には内地南洋間最初の直通電話連絡として、東京パラオ間に無線電話に依る通話業務の開始を見たのは、躍進日本にとりて極めて意義深きものがある。

國際通信に於ては、現下複雑緊迫せる國際情勢下に於て、對樞軸國は固より主要中立國との間にも直通通信連絡の途を確保することは、極めて重要であつて本年は先づ砲煙渦巻く北歐に於て、今尙中立を堅持する瑞典國との間に多年懸案の直通無線電信連絡の開始を見たが、歐亞交通の杜絶状態にある今日之が活用を期待さるゝ所大なるものあり、尙一時中絶中の佛領印度支那との無線電話連絡も皇軍の南部佛印進駐と前後して本年八月再開せられ無線電信の活躍と相俟つて、南進日本の先驅たる使命を果しつゝある。

放送無線電話は時局の進展と世界情勢の緊迫に即應し其の機能を最高度に發揮して重大使命の遂行に遺憾なからしめん爲鋭意之が施設の擴充整備に努めて來たのであるが、昭和十六年二月以降に於ては福島、郡山、尾道、松山、青森、防府、大分及パラオの八局が開設され更に近く沖繩及豊原放送局の開局を見る豫定で今や内地放送局は四十三の多きに達した。而して又一朝有事の際は電波の有する航空機誘導の機能は恐るべきものがあるので此の無線放送の缺陷を除去し敵機空襲より國土を護りつゝ、尙重要な報道の使命を完うせんが爲には放送の有線化を急務とし、豫てより實驗中のところ良好なる成績を収めるに至つたので、昭和十六年度以降に於て全國重要都市に實施の事に決定し、差向昭和十六年度に於ては電話線を利用して東京、大阪、名古屋、神戸、福岡、小倉の各都市に、又電燈線を利用して吳、佐世保、延岡、津山、室蘭の各都市に夫々有線放送を開始することとし國內放送の完備を期することになつたのである。

次に海外放送は創始以來數次の擴充を見たのであるが、殊に本年一月には世界情勢の推移に對應し新鋭五十キロ短波送信機の完成を機に之が一大擴充を行ひ現在に於ては毎日四十三時間十八箇國語を使用し偏く世界に向つて我が公正なる立場を闡明し世界輿論を正道に導くと共に異彩あるプログラムに依り海外同胞と母

國との連繫を益々強固ならしめてゐる。

二

以上電氣通信施設の概要を眺めたのであるが、次に事業の運行に付て見るに支那事變勃發以來通信の利用は激増の一途を辿りつゝあるが、之に對應すべき施設の擴充遲々たる結果、重要通信の迅速なる疏通の確保上極めて憂慮すべき状態に立ち至つた。仍て昨年度に於ては施設方面に於ける重點主義の採用と相俟つて、通信制度及取扱手續の合理化、簡略化に依り局面の打開を企圖し、漸次之が實施を見たのであるが、時局は今や斯る微温的措置を以て満足することを許さず、有事即應の眞の非常態勢の確立を要請するに至つた爲、本年は此の新事態に對應すべく、引續き各種の施策を講じて來たのである。

先づ軍事國防に密接なる關係を有する實施事項としては、一朝戰時警備又は總動員警備の實施せられたる際、國家機關の活動を敏活ならしむる爲の警備通信取扱規約の制定、國土防衛上最も緊要なる防空通信取扱に關する内外地間協定の締結及之に伴ふ防空通信規則の一部改正を見たるが、更に海軍作戦關係の必要に應へて、海軍軍用電報取扱規約及海軍無線通信規約を制定し、軍事上の協力體制を確立したる外、氣象通信速達の爲の諸施設の整備及之に伴ふ同通信取扱改善に關する措置等を講じ、以て近來頗る重要視せらるゝ此種通信の圓滑なる運行を期することとした。

更に時局は從來の利用者本位の便益供與主義に代ふるに眞の國家的要請に基づく公益優先的經營主義への轉換を必要とするに至つた爲、茲に現行通信制度及取扱手續等に全面的再檢討を加へ、之が徹底的合理化と事務簡易化に依り事業の圓滑なる運用を圖ることとし、既に昨年度に於ても之の趣旨に依り比較的不要不急の通信に對し、若干の規制的措置が爲されたのであるが、本年に於ては更に不急通信利用の抑制と、努力節約の實を擧ぐる爲、電信に於ては先づ市内電報制度の廢止を始め慶弔電報の取扱中止、時間外電報の特殊取扱の廢止及加入電話に依る託送取扱の制限等を実施したのであるが、更に進んで内容急を要せずと認めらるゝ

電報の取扱を中止するの外返信料前納、受信報知其の他を含む各種特殊取扱並に配達先特定、閱覽、正寫等の取扱をも中止する等全般に亘り利用規正を強化したのであるが、一面従事員の勞力節約の爲電報取扱時間を短縮する等幾多の劃期的措置が講ぜられたのである。

電話に於ても通話の利用規正方策として順位留保を目的とする通話申込を排除する爲、通話取消料課徴範圍を擴大し、又勞力節約方策として公衆電話所及通話所の市内通話時數制の撤廢等を実施したのであるが、更に緊迫せる内外の諸情勢の下に於ては現行市外通話制度を以てしては、時局下緊急重要通話疏通の萬全を期し難い状態にある爲、之が特別優先取扱を目的として、特急通話制度を設け積極的に時局の要請に應ふることとしたのである。

一方加入電話需要の増嵩に對しては、昭和十三年度以來重點主義に基づく加入者の資格を制限して來たのであるが、現情勢下に於ては今後尙相當期間架設數の著増を期し得ぬ爲、本年度よりは加入申込資格制限に關する半恒久的制度を樹立し所謂電話飢饉に對處する非常時體制を確立すると共に、物資を相當に必要とする電話機器の移轉及特殊装置に對しても、新規架設と同様時局重點主義に基づく制限を加ふるの餘儀無きに至つた。更に又電話飢饉に因る電話市價の高騰を抑制する爲從來電話營業者公認制度を實施して來たのであるが一面に於て電話需給の不均衡を來し、時局上重要な方面への配給が困難となつた爲、公認電話營業組合の操作に依り市場に現はれたる電話の配給に付ても時局的重點主義を以て統制することとした。

斯くの如く各般の非常措置に依り、戰時下重要通信の疏通に關する體制は著しく整備強化せられたのであるが、今次歐洲戰爭勃發後各國に於ける防諜並に惡質宣傳防止を目的とする通信取締の強化は既に顯著なる事實にして、我國に於ても國際情勢の逼迫するに伴ひ益々國家機密保持の萬全を期するの必要があるので、電信電話の取扱に關しても嚴重なる取締方針を以て臨むこととした。用語の制限を始めとし暗語取扱局の限定、外國無線電報の取扱中止等之である。

次に東亞に於ける電氣通信史上特記すべき事項として、東亞電氣通信業務の單一的取扱を目的とする業務協定の締結が擧げられる。即ち日滿支間に於ける電氣通信業務に付ては從來地域別に個々の協定に委ねられ日滿、日華、電信、電話等各種の規定錯綜し之が取扱及利用上にも不便尠からざるものがあつたが、今回東亞に於ける全電氣通信事業經營者間に前記協定締結せられ之が實施に關し我が國に於ても東亞電信電話規則なる單一省令の下に前記各別の制度を統合整理して四月一日より實施し、連絡施設強化と相俟つて東亞に於ける電氣通信業務の面目を更新することゝなつた。

國際通信に於ても大北會社上海線經由日滿華間電報の取扱を中止して、通信自主權の實を擧げると共に無線利用勸奨の一方策として、商用外國電報に對する料金受領人拂制度の創設を見たが、更に蘭印及泰國に對する通信料金引下げの斷行は我が南方電氣通信政策の現れとしても看過し得ないものがある。

尙最近に於ける電報利用者の無線利用に對する認識と協力の結果は電報料海外拂の減少となり、本年七月より國策的見地から外國電報料金の全般に亘り、約一割の低減を斷行した。

三

次に電信電話利用の方面の趨勢を見るに、事變勃發以來増嵩の一途を辿りつゝあつた電報利用數は昭和十五年度に於て內國電報發信有料通數は遂に八千七十萬通に達し、電信創業以來の驚異的數字を現出せりと謳はれた前年度の大記録を突破すること三百八十萬通、更に五分の増加を示した。斯くて戰時に於ける電信の活躍に付て更に吾等の認識を新にするものがあつたのであるが、本年度に入るや相次いで實施せられた前述利用規正の影響漸く顯れ、現在に於ては徐々に減少傾向を示しつゝあり、即ち之を前年同期に比較すれば四、七の兩月を除く各月共に若干の減少を見、九月末迄の累計に於て僅か三厘の増加なるも之を前年同期に於ける一割強のそれに比すれば増加率の低減顯著なるものが窺はれるのである。外國電報の利用は近年敵性諸國

の對日貿易壓迫等に因り之が利用も漸く減少の傾向を示し、昭和十五年に於ては前年に比し七厘の通數減少を見たが俄然本年七月敵性國家群の日本資産凍結を見るに及び、關係商用通信激減し、八月及九月の外國電報利用通數を前年同期に比較すれば實に四割乃至五割前後の大幅減少を示してゐる。

尙最近外國電報利用上に見られる著しい現象として、一通當り平均語數の飛躍的増加が擧げられる。即ち今次歐洲戰爭の擴大に伴ひ交戦各國を始め諸外國に於ては通信取締の爲暗語使用の制限を爲すもの多き爲暗語電報の普通語電報への移行を見るに至り、更に急迫せる國際情勢を反映する長文新聞電報の増加等に因り一通當り平均語數の著増を示してゐる。試に有料電報一通當りに付て見るに昭和十三年一六語、十四年二二語、昨十五年の二八語より本年七月は三五語となり更に八月に入るや我國に於ける通信取締等も影響して平均語數は一躍四四語を數へるに至つた。かくて本年八月に於ける電報利用數は昭和十四年同期に比較すれば四割三分の通數減にも不拘語數に於ては却つて二割の増加を見ることゝなり、緊迫せる國際情勢の電報利用上に及ぼせる影響を如實に物語つてゐる。

次に電話の加入狀況に就いてみるに、昭和十五年度未加入者數は百五萬二千餘名にして、前年度末に比し約一萬九千名を増加したるも、昭和十四年度中の増加數約二萬八千名に對し、其の増加率著しく減少せるは今次物動計畫に基づく電話擴張計畫の重點主義強化の現れである。一方通話の利用方面に於ては、内地を始め外地、日滿、日華及國際の各通話共相當の増加を見、依然として各方面共電話需要の旺盛を示してゐる。即ち昭和十五年度中に於ける市内通話の發信時數は、五十九億四千萬、市外通話は四億四千五百萬にして、前年度に比し共に八分以上の増加となり、かくて累年躍進を續くる内地通話利用數は之を十年以前の昭和五年度に於ける市内通話の三十億、市外通話の一億六千七百萬に比較するも、誠に驚嘆に値するものがある。

又外地通話發著時數は六十三萬八千通話にして約一割二分の増加を、日滿通話は十五萬四千を數へて増加率二割三分に達し、内外地間並に日滿間に於ける通信の愈々緊密なるを示してゐるが、更に日華通話に至つ

ては昨年十月開設の日蒙間通話をも加へて増加率實に八割強の十九萬八千時分に上り、日華提携の躍進振りを反映してゐる。

又國際通話に於ても昭和十五年度中英吉利、和蘭竝に佛領印度支那通話が殆んど休止せるにも拘らず、通話時分三萬六千を數へ三割五分の増加を示して、頽勢にある電信に引換へ、健實な發展を見せ、之が利用分野に於ける特異性を現はしてゐる。

最後に之等電信電話の取扱に依る収入狀況を見るに、利用方面に於ける空前の業績を其の儘に昭和十五年に於ける電信電話の収入は共に創業以來の輝かしい記録を樹立したのである。

即ち従業員の涙ぐましい奮闘は電信事業の六千三百餘萬圓、電話事業の二億五百餘萬圓となつて現はれ、之を前年度に比較すれば夫々金額に於て約六百萬圓及九百九十餘萬圓を又比率に於て約一割及五分の増加を示す好成绩を挙げたのである。然し乍ら本年度に於ては前述の如く電報利用の減少傾向特に外國電報の激減に因り之が収入に於ても若干の低下を示すものと豫想せられ、電話に於ても利用規正の滲透と擴張計畫縮少に因る設備負擔金收入等の減少の爲之が収入増加の割合も或程度低減を免れぬものと思はれる。

尙茲に特記せねばならぬ事は我電氣通信事業に於ては、公共事業たるの本質に鑑み、之が収入の一部を犠牲として敢然利用規正を強化し以て正確、迅速性を確保せんとしつゝあることである。

以上臨戰體制下に於ける電氣通信事業の一箇年を顧たのであるが、風雲を孕む東亞の天地は今や祖國日本をして嘗てなき興廢の關頭に立たしめ、敵性國家の飽なき暴舉は遂に決戰體制へと突入せしむるに至つた。將に東亞千年の歴史を創る秋、一億同胞總進軍の此の秋に當り、必勝不敗の國防國家體制の最重要なる一環として電氣通信事業の擔ふ使命の重大なること蓋し今日の如きはない。

生を此の非常の時に享け、職を電氣通信に奉ずる吾等は茲に鐵石の團結を固め全智全能を傾けて榮ある事業を通じ愈々通信報國の誠を貫くべきである。

2. 重要事項の解説

目次

一、昭和十六年度電氣通信關係豫算の概要	二
二、昭和十六年度電信電話擴張改良計畫の概要	一七
三、國內重要都市間電氣通信幹線路非常時連絡對策	二〇
四、内外地間防空通信の取扱に關する協定竝に防空通信規則及同取扱規程の改正	三三
五、 <small>陸</small> 備通信取扱規約の制定	三三
六、電信電話の取扱制限	三三
七、電報利用規正の強化	三四
八、電氣通信施設の專用制度の制定	三六
九、海軍軍用電報取扱規約の制定	三七
一〇、内地南洋群島間電話通話取扱開始	三六
一一、電話統制の擴充	三六
電話統制地域の擴張及市場電話配給統制	三六
一二、電話加入申込及加入讓渡の制限に關する省令の制定	三〇

- 一三、電話機械の移轉及特殊装置の制限……………三
- 一四、市外通話取消料課徴範圍の擴大と市内通話時數制の撤廢……………三
- 一五、特別至急通話の制定……………三
- 一六、無線通信施設の整備擴充……………三
- 一七、海軍無線通信規約の制定……………三
- 一八、東亞各地域連絡電信電話回線障礙時措置方法實施……………三
- 一九、日滿支間電氣通信回線の整備擴充——
 福岡天津間有線電信連絡の開設、大阪青島間及
 東京廣東間無線電信連絡の開設、東京上海間無
 線電信連絡の増設、日蒙間有線電話連絡の開設……………三
- 二〇、東亞電氣通信に關する業務協定の締結……………三
- 二一、東亞電信電話規則の制定……………三
- 二二、大北會社上海線に依る日滿支間電報取扱の廢止……………三
- 二三、對外無線電信電話連絡の擴充——
 大阪ストツクホルム間無線電信連絡の開設、大阪
 サイゴン間無線電話連絡の再開、對南洋國際電話
 基地の大阪移轉……………三
- 二四、商用外國電報の料金受信人拂制度實施……………三
- 二五、外國電報徵收料金並に日泰間及日蘭印間電信電話料金の大巾値下……………三

一、昭和十六年度電氣通信關係豫算の概要

昭和十六年度の豫算は國際情勢の推移に備へ事變完遂を期して既定經費に根本的再檢討を加へると共に新規經費は時局に鑑み極めて緊急を要するもの以外は原則として差控へる方針の下に編成せられた。以下其の内容に付て歳入歳出の順に略述することとする。

一、資本勘定

本年度の電務局主管資本勘定歳入豫算額は左表の通りで前年度に比し二十六萬六千圓餘の増加である。之は本年度は海軍省より約三百萬圓の工事委託があつた爲である。

科目別内譯	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度増減(△)額
電話設備負擔金	八、七三、九四四	六、一六、〇三〇	二、五七、九一四
電話線設備料	五五七、八三〇	四九〇、〇三五	一〇八、七九五
專用電話設備料	一六九、六五五	一七九、六六八	一〇、〇一三
合計	九、四四九、四〇九	六、七九、一三三	二、六六〇、二七六

二、業務勘定

之を前年度に比較するに約三千九百六十七萬圓を増加した。増加の主なるものは本年度の新規施設及電信電話擴張收入に於て五百三十四萬圓、前年度の新規施設及電信電話擴張の月割増加に伴ふ收入に於て五百七十六萬圓、自然増收額に於て二千八百五十七萬圓等である。更に之を科目別に見れば次の通である。

二八五、六一一、四八五圓

科目別内課	昭和十六年度		昭和十五年度		對前年度増減(△)額
	金額	前年比	金額	前年比	
切手報收	三五,〇六、一〇七		二八,九六、九三五		六,〇七、一七三
電報報	二九,三五、七六		三三,三九、三四三		五,〇四、五七四
電報報	二八,四九、三〇		三三,六八、四〇四		五,一九、一〇四
電報報	七九、五〇六		七〇、九三五		八、五七二
電報報	五、七二、八八九		五、五九、七五三		一一、一三〇
電報報	四、五五三		〇		四、五五三
電報報	四三、一五、三〇七		三三、四二、二〇三		一〇,七三、一〇四
電報報	一六、三二、七七〇		一三、五四、五二八		三,七七、二四二
電報報	二六、三六、五八五		一九、六六、六八七		六,六九、八九八
電報報	二九、四八、九		二四、三五、五		三、一三、四四
電報報	一四、四六、三		一四、九、六三三		〇
電報報	三〇六、六二、五八三		一八四、三八、八七三		一二二,二四四
電報報	一〇〇、一八、五六〇		九五、三四、九三七		四,八二、六二三
電報報	九四、四七、一四六		七六、三〇、二九三		一八,一七、八五三
電報報	一、六九、五、三八		一、五九、八、八三		一、〇九、六、七五
電報報	二、九七、五、二六四		二、九八、三、一九〇		二、〇九、一、七四
電報報	四、七四、三、八八		三、九八、〇、〇〇四		八〇四、三八四
電報報	二五五、二〇〇		三三八、六三七		一、六一、五三三
電報報	一、六〇、一、七三		一、三五、七、二四		一、二五、四、四九
電報報	六七三、五、四		六五九、八、二六		一三、六六八

科目別内課	昭和十六年度		昭和十五年度		對前年度増減(△)額
	金額	前年比	金額	前年比	
電報報	八三、四、八八		一六二、五〇七		六五〇、九二
電報報	八三、四、八八		一六二、五〇七		六五〇、九二
電報報	二八五、六一、四八五		二四九、九四、五七		三五五、六六、九一
電報報	七三、三、八、〇三三		五五、八〇、一、五四五		一六、五三、六八八
電報報	三二〇、七五、二、四九九		一八八、三、三、五二		一三二、四二、九七九
電報報	一、六〇、一、七三		一、三三、七、二四		二二六、四、四九
電報報	四四、五、三		〇		四四、五、三
電報報	八三、四、八八		一六二、五〇七		六五〇、九二

因みに昭和十六年度の通信事業特別會計の歳入豫定額は左表の通りで、前年度に比し資本勘定に於て千六十一萬圓減少し業務勘定に於ては八千百萬圓増加したが増加額の内電務局關係は三千九百六十七萬圓で増加額の半に近い。尙電務局主管の業務収入は本年度通信事業特別會計の四割九分を占めてゐる。

昭和十六年度通信事業特別會計歳入豫定額

口、歳出豫算

勘定別	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度増減(△)額
資本勘定	五、三、八、六三三	六、五、一、九六四	△ 一〇、六三、三三一
業務勘定	五八、三、五、九九七	五〇、三、三、八〇二	△ 八、〇〇二、一九六

通信事業特別會計に於ては歳出の事業別区分が無いので電氣通信事業の歳出豫定額を求める事は困難であり、又電信電話設備擴張改良補充費等資本勘定に屬するものは大部分工務局主管となつてゐるので、茲には主として電務局より提出した昭和十六年度新規豫算に付解説し、参考として工務局提出豫算を掲げて置くことにする。

昭和十六年度電務局歳出豫算要求額

事	項	年度内施行月数	金額
(1) 新年度施設に伴ふ経費の月割増		三箇月乃至九箇月	二七五、六四〇
(2) 前年度竣工航空無線通信施設に伴ふ維持費		六箇月	一一、二二一
(3) 本年度竣工氣象通信施設に伴ふ維持費		三箇月	二五、二〇〇
(4) 無線監督施設擴充に要する経費		三箇月乃至九箇月	一〇、四〇〇
(5) 外國電報料金受信人拂取扱範圍擴張に要する経費		九箇月	一、〇〇一、三三〇
(6) 有線放送施設に伴ひ要する経費		三箇月	八七、八六四
(7) 大北電信會社社長崎支社局接收に伴ふ経費の増減			△
(8) 各種支拂金及交付金の増減			七、六五、〇〇九
(9) 爲替相場の變動に伴ひ要する経費			八、三四、四三三
(10) 電信取扱數量増加に伴ふ経費		九箇月乃至全年	五、三三九、三三三
(11) 電話取扱數量増加に伴ふ経費		九箇月乃至全年	二、三三三、〇五二
(12) 本年度電信電話設備擴張及改良に伴ふ維持費			三、四四、四七七
イ 電 信 擴 張			一、三三三、三三三
ロ 電 話 擴 張			二、〇〇〇、〇〇〇
小 前年度限に屬する経費の減			三〇、四三、四三六
(1) 議員選舉に伴ふ臨時通信取扱に要する経費			七、二七七、三三八
(2) 爲替相場の變動に伴ひ要する経費			三、二六七
計			七、三四、六九二
合 計			三、一七五、二八

以下右の内重要なものについて述べれば

- 一、本年度竣工航空無線通信施設に對する維持費
 - 航空無線通信施設計畫は、總額八、七〇六、九八七圓を以て昭和十一年度以降六箇年度に亘る繼續事業なる處右金額は其の中の十六年度に竣工する無線局等の維持費である。
 - 一一一、二七一圓
- 二、本年度竣工氣象通信施設に伴ふ維持費
 - 氣象通信施設は昭和十三年度以降四箇年度に亘る繼續事業として、總額六、〇九七、〇〇〇圓を以て鋭意設備の完備を圖りつゝあり、本年度は年割額一、八四二、〇〇〇圓を以て工事を爲すことゝなつてゐるので工事完成後の維持費として右金額を計上したのである。
 - 二二五、一二〇圓
- 三、無線監督施設擴充に要する経費
 - 無線科學の顯著なる發達に伴ひ其の利用方面も日々擴大せられ無線行政に關する事務も逐年著しく膨脹して來た。殊に國際情勢の異常なる進展に伴ひ放送無線、短波無線電信電話の監督取締に關する事務も亦急激に増進せる爲現在の施設と人員とを以てしては到底其の圓滿なる遂行を期し難き狀況となりたるを以て、之等監督行政機關を擴充する必要ある爲右金額を計上したのである。
 - 一一〇、三四〇圓
- 四、外國電報料金受信人拂取扱範圍擴張に要する経費
 - 外國電信會社は從來より秘かに料金受信人拂の取扱に依り海底線經由通信の確保を圖りつゝあるが、政府に於ては一般商用電報に對しても本制度を採用し無線利用を促進して海外拂の減少を圖り、外國電報徴收料金を引下げて我が對外貿易の伸展を助長する爲右金額を計上したのである。
 - 一、〇〇一、三二〇圓
- 五、有線放送施設に伴ひ要する経費
 - 我が國放送事業は無線に依り躍進的發達を遂げたが、輓近の國際情勢の緊迫化に伴ひ且は近代戰の傾向よりしても一朝有事に對處すべき方策としては有線放送を併用する要緊なるものあるので、之が施設竣
 - 八七、八六四圓

工に伴ひ要する経費として右金額を計上したのである。
六、本年度電信設備擴張及改良に伴ふ維持費

三、五四五、三四七圓

電信設備擴張改良及補充費の昭和十六年度既定年割額は一八七、三六七、一二七圓であつたが、時局の緊迫に伴ひ、右本年度年割額は五〇、〇〇〇、〇〇〇圓に改定せらるるに至つた。従つて之が内容に於ても國防充實、生産力擴充等に必要な高度の重點主義に依ることとし、其の擴張改良工程は、電信は電信線路増設、三、三九八杆、電信事務開始七九七局、對外無線連絡設備擴張等を、電話は、加入數一九、〇〇〇名、市外電話線増設二八、五一四杆（外に國際電氣通信株式會社線一二、二七九杆を使用す）交換事務開始三三〇局、その他無線電話施設等をなすことになつたので、之等の工事完成後の維持費として右金額を計上したのである。

昭和十六年度工務局歳出豫算要求額

事	項	資本	勘定	業務	勘定
(1)	電信電話設備擴張改良及補充に要する経費(改定額)		五〇,〇〇〇,〇〇〇		
(2)	航空無線電信電話施設に要する経費(既定額)		一,一五,〇〇〇		
(3)	航空無線電信電話施設の追加に要する経費		五四,〇〇〇		
(4)	氣象通信施設に要する経費(改定額)		一,八四三,〇〇〇		
(5)	無線同報通信施設擴充に要する経費		八〇,〇〇〇		
(6)	無線監督施設擴充に要する経費		一六七,五五〇		
(7)	有線放送施設に要する経費		七七一,〇〇〇		
(8)	電波標準局設置に要する経費		五〇〇,〇〇〇		
(9)	電信電話設備保守受託に伴ふ維持費				六六,五四六
(10)	電氣通信技術者資格檢定に要する経費				一九,一三三

- (11) 電氣通信技術員の臨時養成に要する経費
- (12) 工務員委託養成に要する経費
- (13) 工務員以下養成手當増額に要する経費
- (14) 電氣通信機器研究費補助に要する経費
- (15) 電信電話用機器修繕工場整備擴充に要する経費
- (16) 工務員を選信局技手に組替
- (17) 有線放送實地試験に要する経費の減計

昭和十六年度通信事業特別會計歳出豫算額

勘定	別	昭和十六年度	昭和十五年度	對前年度増減(△)額
勘定	別	八四,五二,三九九	八三,〇〇六,〇五三	一,五八五,二四六
用品	勘定	六五,五二,八九五	五五,一〇三,九三八	九,四七八,九五七
業務	勘定	五五,四六〇,四三六	四七,三三三,四二七	九,一四四,九九九

二、昭和十六年度電信電話擴張改良計畫の概要

第七十議會の協賛を経た昭和十二年度以降擴張改良五箇年計畫は其の實施初年度に今次事變が勃發した爲國家財政其の他の情勢に鑑み爾後毎年左表の如く既定計畫の年度割を改定し専ら聖戰遂行上急務を要するものゝみを施設し來つた。

昭和十二年度以降擴張改良五箇年計畫の改定經過

年 度	電信回線増設		市外電話回線増設		電話加入者増設		工 費	
	既定	改定	既定	改定	既定	改定	既定	改定
昭和一二	二二二	二二二	七五、〇〇〇	五、〇〇八	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	六九、三〇四	六三、七〇四
昭和一三	二二六	二二四	九、三〇〇	四、五八四	六〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	八〇、六八七	四七、六三九
昭和一四	二二四	二二四	九、三〇〇	四、五八八	七五、〇〇〇	二五、〇〇〇	九一、三九三	四七、七三三
昭和一五	二二四	四八	二二、二〇〇	四八、六四六	八〇、〇〇〇	一七、五〇〇	九九、五五八	四四、六七
昭和一六	二二四	四七	二八、五〇〇	三六、七〇〇	六〇、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇八、五五	三一、〇〇〇
計	一、〇〇〇	二七	五五、五〇〇	二八、八〇六	三五〇、〇〇〇	二八、五〇〇	四四九、五五四	二四、七六

備考

- 一、既定とは第七十議會協賛の昭和十二年度以降擴張改良五箇年計畫を謂ふ。
- 二、改定とは右既定計畫を改定したるものを指稱するも、若し物動計畫等に依り實行計畫を樹てたるときは夫れを掲ぐ。

然るに時局は益々重大化し、軍備國防充實、生産力擴充等國家總力の充實發揮を圖り高度國防國家體制の整備を期する爲、之に對應する通信施設の整備は極めて緊要となつた。而も十二年度以降五箇年計畫は前述の如く其の方針及規模に年々變改を加へられ繼續計畫たる實質を失ひたるを以て、新たに昭和十六年度以降五箇年計畫案を考究し、或は電氣通信委員會に諮問して朝野の意見を求め、電信電話の眞の使命を發揮するに足る施策の遂行に遺憾なきを企圖した。併し資金及物資供給の關係より長期に亘る繼續計畫の實施は到底困難となりたるを以て已むを得ず形式的には既定計畫年度割の改定により、實質的には新規五箇年計畫案の初年度分を織込んで昭和十六年度分とし、之を豫算化して第七十六議會の協賛を経た。而して之が實行に當

つては其の後物動計畫の決定に伴ひ更に計畫縮少の余儀なきに至つた。此の實行豫算を第七十六議會協賛の成立豫算と比較すれば次の通りである。

昭和十六年度電信電話擴張改良計畫成立豫算比較

區 別	實 行 豫 算		成 立 豫 算		増 減 (△)
	既定	改定	既定	改定	
一、電 信	電信回線増設改良	四七回線	四七回線	四七回線	△
	電信取扱所開始	八五局所	七七局所	七三局所	△
	電報送受用電話機施設	一	一	一	△
	對外無線電信連絡施設擴充	三臺	四臺	一臺	△
	海岸局整備	二局	二局	二局	△
	非常連絡用携帶無線電信施設	三臺	三臺	三臺	△
	二、電 話	二臺	二臺	二臺	△
	電話加入者増設	六、〇〇〇名	一九、〇〇〇名	一九、〇〇〇名	△
	市外電話回線増設	三〇、九九七軒	二八、五四軒	二八、五四軒	△
	（外に國際電氣通信會社） ケーブル使用のもの	五、七〇七軒	三、二九軒	三、二九軒	△
通話事務開始	四七局	三五局	三五局	△	
交換事務開始	二九局	三〇局	三〇局	△	
公衆電話所増設	一	二五箇	二五箇	△	
國際電話通路増設	一	三座	三座	△	
超短波港灣船舶無線電話新設	一	一局	一局	△	

し昭和十六年七月二十一日より之を實施した。

- (1) 警備通信とは戦時警備及總動員警備の實施に直接必要なる緊急通信にして關係陸海軍及警察官憲相互間に發受するを謂ふものなること。
- (2) 警備通信の料金は電報に在りては至急官報、通話に在りては至急通話の料金と同額とし、其の取扱順位は電報に在りては至急官報に優先し、通話に在りては特別至急通話と同順位を以て取扱ふこと。
- (3) 警備電報の受付に際し料金に不足あるか又は全く納付せざるものと雖も其の儘之を受付送達を爲したる後料金を徴収することとし、又艦船若は直配達區域外に配達すべき電報にして配達方の指定なきものと雖も解船又は別使を以て配達し其の料金は受信人より追徴する等の便法を認めたること。
- (4) 警備通話は三通話時を越ゆるものと雖も其の儘接続を繼續せしむること。
- (5) 警備通信の用に供する爲臨時に施設する市内専用電話の回線及機械設備料の免除、市外電話回線の専用料に付ては防空通信規則の場合と同様なること。

六、電信電話の取扱制限

第二次歐洲戦亂勃發以來世界各國に於ては夫々防諜上及惡質宣傳取締上の必要から電信電話の取扱制限を實施し來つたのであるが、我國に於ては電信電話の取扱に關し從來何等取締上の制限を實施しなかつた。然るに國際情勢の緊迫化竝に國內戦時體制の強化に伴ひ電氣通信取締の必要頓に加はるに至つたので昭和十六年七月二十二日省令第七十五號を公布、即日施行し電信電話の取締を實施することとなつた。其の概要を述べれば左の通りである。

電信

(一) 一般事項

- (1) 私報は本令に依り全て嚴重なる取締を受くること。
 - (2) 私報は原則として和文電報に付ては普通辭、漢文電報又は歐文電報に付ては特定の國語の普通辭若は普通語又は特定の隱語書を以て記載すること。
 - (3) 尙和文電報の暗語は電信官署の承認を受けたる場合の外使用し得ざること。
 - (4) 歐文電報の取扱局を制限し帝國ホテル内郵便局外三局を除き指定局及特定局に於ては取扱を爲し得ざること。
- 歐文隱語電報は東京中央電信局、横濱郵便局、大阪中央電信局及神戸中央電信局の四局に限り受付を爲すこと。
- (一) 内國電報及内國無線電報
 - (1) 電信官署に於て必要と認める場合は發信人に對し電報の本文末尾に其の居所氏名を記載せしめ、又略號を以て記載しある電報の名宛を普通辭に改書せしむること。
 - (2) 船舶に發著する内國無線電報は例へば船舶の行動に關するもの、船載貨物に關するもの等の如き船長と船主間の重要通信に限り取扱ふこと。
 - (3) 従來内國電報の停止措置は所轄遞信局長に限り之を爲し得たのであるが時局の進展に伴ひ停止措置通數漸次増高を見るに至つた爲之が措置の迅速と事務の簡捷を期する爲電信課設置局以上の局所を檢閱局に指定し之に事態の重大ならざるものに對する停止權を委任したること。
 - (二) 東亞電報、東亞無線電報、外國電報及外國無線電報
 - (1) 電報は總て檢査に付せられ又其の傳送上に於ける不達、遲延等の一切の危險は發信人に於て負擔すること。
 - (2) 和文電報及漢文電報に付ては電信官署に於て必要と認める場合は發信人に對し居所氏名を附記せし

- めること。
- (3) 東亞及外國歐文電報に付ては必ず署名を要し又名宛は略號を以て記載し得ざること。
 - (4) 船舶に發着する東亞無線電報の取扱は内國の場合と同様船長と船主間の重要通信に限定され、外國無線電報は更に之が取扱範圍を限定し遭難通信及日本船舶の航行上必要とする通信に限り取扱を爲すこと。

電話

- (1) 私用通話(市内通話を除く)は特に電話官署の承認したる場合の外は其の對手地の異なるに應じ夫々特定の國語を以て之を爲さしめること。
- (2) 船舶に發着する無線電話通話は一切之が取扱を停止すること。

七、電報利用規正の強化

支那事變の進展に伴ふ電報利用の激増に對應する幅緩緩和對策としては既に昭和十四年度早々より逐次實施し來つた處であるが電報の増嵩益々激化するの傾向あるに鑑み、昭和十六年三月十九日附省令第二十七號以下を以て電報規則其他に相當廣範圍の改正を加へ電報利用規正を強化することとし四月一日より實施した。

而も其の後に於ける内外情勢の逼迫化に伴ひ時局下重要通信増加すると共に之が取扱に迅速正確を期するの要益々切なるものがあるので、同年七月二十一日更に省令第七十四號を以て當分の間外國電報を除きたる其他の電報の取扱に付て制限を爲すこととし七月二十五日より實施し以て有事即應の體制を整へることとなつた。

前記電報規則等の改正中利用規正的措置事項の概要及省令第七十四號の要點を述べれば左の通りである。

(一) 電報規則等の改正

- (1) 市内電報制度を廢止したこと。
- (2) 「時間外」の特殊取扱を廢止したこと。
- (3) 加入電話に依る電報の託送を事前請求制に改めたこと。
- (4) 慶弔電報制度を一時中止したこと。

(二) 省令第七十四號

- (1) 不急通信の取扱中止
不急不要通信の抑制を圖る趣旨の下に本文の全部又は一部分慶祝、弔慰又は見舞の内容を有するも及電信官署に於て内容を要せざるものと認むるものは之が取扱を爲さざること。
- (2) 私報の取扱中止(必要と認むるときに限る)
新聞電報を除きたる私報及寫眞電報は必要と認むるときは地域を指定し至急電報の外之が取扱を爲さざること、此の場合地域の指定は電信官署に揭示する。
- (3) 新聞電報の字數制限
新聞電報にして其の本文の字數が和文に在りては五百字、歐文に在りては百語を越ゆるものは之が取扱を爲さざること。
- (4) 電話託送電報の取扱制限(必要と認むるときに限る)
加入電話に依る私報の頼信は必要と認むるときは電信官署を指定し之が取扱を爲さざること此の場合其の旨當該電信官署に揭示する。
- (5) 特殊取扱の中止
1 返信料前納、受信報知、追尾、再送、一括通數五通を越ゆる同文及夜間配達の特特殊取扱並に寫

- 2 眞電報の特使配達の取扱は之を爲さざること。
配達先特定、改正、停止、閲覧及正寫の取扱は之を爲さざること。

八、電氣通信施設の専用制度の制定

電氣通信施設の専用に関しては従來制度的に認められたものとしては市外電話回線の専用及専用寫眞電信のみであつたが近時軍事上其の他の必要に因り軍、官廳及新聞通信社等より一般電信回線のみならず内地と外地との間に於ける電信電話回線の専用に付ても熾烈なる要望あり、更に従來軍用、官廳用及私設の通信施設者より請求ありたる場合其の施設の一部として當省施設の通信線路、機械其の他の設備等を特別承認の形式に依り便宜専用せしめて來たのであるが最近此の種専用の要望は頗る増加する傾向にして當省に於ても通信主管廳として通信施設の統制就中弱電流線路調整の見地より斯る要望に對し通信施設に餘裕ある限り、之に應ずる必要があり、又之等専用者を軍事上其の他特に必要ありと認むる者に限定するときは概ね専用せしめ得る見込なるを以て此の際之を制度化することとし、併せて専用寫眞電信（日滿及日華間のものを含む）及市外電話回線の専用（日滿間のものを含む）關係規定をも吸収統合し電氣通信施設の専用に関する大要左の如き基本的事項を規定したる「電氣通信施設ノ専用ニ關スル件」省令を制定し昭和十六年七月二十一日より實施した。

- (1) 電氣通信施設の専用は軍事上其の他特別の理由に因り其の必要ありと認められたる場合に限り許可せらるゝことあるべきこと。
- (2) 専用を許可せらるべき通信施設は左に掲ぐるものなること。
 - (一) 電信回線（内地と滿洲國及中華民國以外の外國との間のものを除く、尙専用寫眞電信は新規規定に於ては電信回線の専用として許可せらるゝものとす）

- (二) 電話回線（内地と滿洲國以外の外國との間のものを除く）
- (三) 通信線路（軍用、官廳用及私設の通信施設の一部として専用せしむるもの）
- (四) 無線電信及無線電話設備
- (五) 有線放送設備（有線放送の實施に伴ひ日本放送協會に對し専用せしむる見込）
- (六) 其の他遞信大臣に於て特に必要ありと認むるもの
- (3) 特に必要ありと認むるときは専用出願者に對し専用せしむべき通信施設の設備費を納付せしめ若は其の設備に要する物件を無償寄附せしめ又は其の設備及維持の一部を爲すことを命ずることあるべきこと
- (4) 専用に關する料金及條件等は別に指定すること
- (5) 本件實施に伴ひ左に掲ぐる從來の専用關係諸規定は廢止せられるが之等舊規定に依り専用を許可せられたるものは總て新規規定に依り許可せられたるものと看做さるゝこと
 - (一) 専用寫眞電信ニ關スル件（昭和三年七月遞信省令第三四號）
 - (二) 市外電話回線専用ニ關スル件（昭和十二年十月遞信省令第七四號）
 - (三) 日華専用寫眞電信ニ關スル件（昭和十四年六月遞信省令第三〇號）
 - (四) 日滿専用寫眞電信ニ關スル件（昭和十四年八月遞信省令第三七號）
 - (五) 日滿電話回線専用ニ關スル件（昭和十四年九月遞信省令第四〇號）

九、海軍軍用電報取扱規約の制定

海軍作戰等に關する海軍軍用電報の重要性益々加はり之が取扱は最も迅速正確を圖る要ありたる處海軍省よりの申出もありたるに付昭和十六年四月十九日公達第四二四三號を以て海軍軍用電報取扱規約を制定し五月一日より實施した。その概要は左の通りである。

- (1) 本規約は公衆通信網内相互間及海軍軍用通信網と公衆通信網との間に發著する海軍軍用電報に付適用すること。
 - (2) 本規約は有線電報及無線電報を通じ海軍軍用電報に關する特殊事項のみを規定し、一般規定にて律し得る事項に付ては公衆電報に關する一般規定に依ること
 - (3) 海軍軍用電報は軍用官報（軍機電報、至急軍用官報及通常軍用官報）及所報（至急及通常所報）の二種としたること。
 - (4) 軍機電報及至急軍用官報に付ては料金の納付又は徴收に關し特別取扱を認めたること。
 - (5) 料金は軍機電報及至急軍用官報に在りては至急官報の料金、通常軍用官報に在りては官報の料金を徴收し所報は無料とすること。
 - (6) 軍用官報は和文電報に限りたること。
 - (7) 軍用電報にして其の本文全部數字の集合より成るものは之を區別する爲集合と集合との間に「カ」の文字を記載すること。
 - (8) 無線電信局所と海軍無線艦所との間に於ける軍用電報の無線電信に依る通信方法は別に定むる海軍無線通信規約に依ること。
- 其の他は陸軍軍用電報取扱規約と略同様なること。

一〇、内地南洋群島間電話通話取扱開始

東亞共榮圏の確立が今次事變解決の根本目標であることが明確化されるに伴ひ我が南進據點たる南洋群島の政治上軍事上の地位は益々重要性を加へて來たのであるが昭和十六年五月十四日東京、パラオ間無線連絡に依り内地、南洋群島間に電話通話取扱が開始され兩地間の關係を一層緊密ならしめることとなつた。

尙内南通話取扱開始に伴ひ、外地電話通話規則に必要な改正が加へられたのであるが、之と同時に内臺及内南通話に對しては通話時間三分經過後は一分毎に通話料を賦課する所謂時分制を採用することとなつた。因に内外地間電話通話網は、今回の内南通話の取扱開始に因り初めて完成された譯である。

内南通話の通話區域及料金は左の通りである。

- (1) 通話區域 内地側は主要局二百餘局であるが南洋群島側はパラオ局のみである。
- (2) 通話料金、普通通話料 三分迄 八圓
三分を超ゆるときは一分毎に二圓六拾六錢

一一、電話統制の擴充

電話統制地域の擴張及市場電話配給統制

(一) 電話統制地域の擴張

電話統制は昭和十四年一月十日先づ六大都市及其の近郊地二十六局に對し實施され、其の後昭和十四年の末に地方中小都市百三局に擴張され加入者約六十萬に對し統制が加へられたのであるが、尙市價の昂騰が著しく電話取引上弊害の多い局に對しては可及的統制を進める方針であつて、本年度中に新に統制局として指定されたものは左の一四八局である。

通 信 局 名	統 制 局
東 京 地 方	熱海、伊東、藤、桐生、吉原、日立、太田、宇都宮、前橋、外三十六局
廣 島	新居濱、岩國、徳山、廣、小野田、琴浦、福山、山口、下松、外六十五局
熊 本	熊本、鹿兒島、久留米、大牟田、大分、別府、佐賀、宮崎、延岡、外十三局
仙 臺	盛岡、秋田、八戸、平、山形、福島、郡山

(二) 市場電話の配給統制

電話統制は電話市價の昂騰を抑制し、不正取引を排除することを目標として昭和十四年以降實施せられたものであるが其の結果市價が釘付けされ、價格の變動に依る市場電話の需給の自動的調整作用が失はれた爲統制地域内に於ては何れも供給不足の状況を現出するに至り、時局上緊要なる方面の需要を充足することが困難となつて來た。然るに事變下電話事業は現存設備を可及的時局上緊要なる方面に振り向けることを根本方針とすべきこと勿論であるから、昭和十三年度以來新規架設に付て採用されて來た時局重點主義を市場電話に對しても及ぼすこととなり、茲に電話統制の内容として配給統制が取り上げられることとなつた。而して本配給統制は主として公認電話營業組合の操作に依るものであつて、昭和十六年一月十五日六大都市を先驅として漸次電話統制地域に實施されることとなつた。

本配給統制の概要は左の通りである。

- (1) 電話需要を譲受人又は借受人の職業、業態、電話機設置場所等に依り左の通り區分する。
 - A群 時局關係事業中相當高度の時局性を有するもの
 - B群 時局關係事業中時局性低度のもの及其他の事業中戰時下國民生活の確保上必要あるもの
 - C群 非時局的事業又は電話の必要度低しと認められるもの
- (2) C群に屬するものに對する賣電話及貸電話は之を認めない
- (3) 電話營業組合を通ずる賣電話の取引に於てはA群に對する配給率をB群に對する配給率の二倍とする。

一二、電話加入申込及加入讓渡の制限に関する省令の制定

昭和十三年度以降電話の新規架設は重要物資の使用制限と時局の要請に對應する爲時局重點主義に基く架

設方針を採用して來たのであるが、今後我國内外の諸情勢は一層緊迫化せんとする傾向があり、而も此の情勢は相當長期間繼續するものと認められるので過去三ケ年間毎年各別の省令に依て處理して來た受理制度を半恒久化することとし、昭和十六年三月二十四日逓信省令第三十三號を以て「電話加入申込及加入讓渡ノ制限ニ關スル件」を公布し、四月一日より之を施行した。

省令の概要は左の通りである。

- (1) 加入申込は當分の内時局上必要なる事業の用に供するものに限り受理する。
- (2) 原則として銓衡に依り受理し、抽籤に依る受理は例外的措置とする。
- (3) 加入申込受付期間外に於ても時局上緊要なる事業の用に供するもので一定の條件に該當するものは特に受理する。
- (4) 加入申込受理後開通前に申込者が事業を廢止若は休止し又は非時局的事業に轉業した場合及所要資材の調達困難となり、受理豫定數の削減を餘儀なくせられた場合等には申込の受理を取消す。
- (5) 本令に依り開通した電話及本令施行後公益受理として開通した電話の加入及此等の加入者が從來から所有する電話の加入は原則として其の讓渡を禁止する。

一三、電話機械の移轉及特殊装置の制限

昭和十五年度第三、四半期以降物動計畫に於ける電信電話工事用重要物資の配給量は維持用に於ても著しい削減を受けるに至つたので、從來の維持工事の内容に検討を加へ所要物資の節約を圖らねばならぬこととなつた。元來維持工事の内には純粹の保守維持と電話機械の移轉、特殊装置の如く擴張工事に類似するものがあり、前者に付ては物資の節約を圖ることは殆ど不可能であるが、後者に就ては其餘地があるので之に對し新規架設に於けると略同様の趣旨に依り制限を加へることとなり、昭和十六年八月二十六日逓信省令

第七十八號を以て「電話機械ノ移轉及特殊装置ノ制限ニ關スル件」が制定され、九月一日より施行された。本省令の概要は左の通りである。

(1) 電話機械の移轉及増設機械、接續電話、卓上電話の装置は當分の間所轄逓信局長に於て事業上及工事上支障なく且時局上緊要なる事業の用に供する爲必要と認めるものを除くの外請求に應じないことがある。

(2) 移轉不能の爲電話を使用し得ざるものに對しては通話休止の取扱を爲し其の期間中の料金負擔を免除する。

尙電話機の移轉制限は時局重點主義に基き加入者の職業、電話使用目的等に依り區別すると共に、加入者自身の住居移轉等に伴ふものと加入讓渡又は他人方設置に伴ふものとを區別することとし、(一)全然制限せざるもの(二)制限するもの(制限の程度は三段階に分つ)(三)全く移轉を認めざるもの、三種に分ち、時局下に於ける國家的要請を主眼とするも猶一般加入者に與へる不利益を最少限度に止めんとしてゐる。

一四、市外通話取消料課徴範圍の擴大と市内通話時數制の撤廢

事變以來市外通話は飛躍的に増加し、重要區間に於ける通話の澁滞は看過し得ない狀況を現出するに至つたが、此の狀況に拍車をかけるものに順位留保の爲にする通話があつた。順位留保の爲にする通話は電話官署に於て一切の接續手續を完了してから取消されることになるので交換取扱能力を阻害するのみでなく、市外回線を空費することとなり他の緊要な通話を妨害する結果となるのである。然るに通話は申込後普通通話は四十分、至急通話は二十分經過後は無料で取消することが出來たので之を抑制することは事實上甚だ困難であつたのである。仍て昭和十六年六月十八日電話通話規則を改正し七月一日以降通話の申込は電話官署より取扱開始の通告ある迄に取消せざる限り原則として總て通話取消料を課することゝなつた。

又前記改正と同時に公衆電話所及通話局に於ける市内通話に對する時數料金制度が度數料金制度に改正されて一回五錢となつた。時數料金制度は加入電話に比し權衡を失する點があり、又公衆電話機自動化の趨勢に鑑み更に勞力節約上の必要等に依り之が斷行を圖つた次第である。

一五、特別至急通話の制定

支那事變の進展に伴ふ市外通話の輻輳狀況に對處し、既述の如き各種の應急對策を講じて來たのであるが時局上緊要な通話も比較的不要不急と認められる通話も同一順位を以て取扱はれる立前の下に於ては軍の作戰、用兵、軍需品の製造、その他重要國務の遂行上必要な通話の迅速な疏通を圖することは不可能である。一方國際情勢は著しく緊迫化し此等重要通話の迅速正確なる疏通の確保は益々緊要となつたので昭和十六年七月十九日逓信省令第七十二號を以て「電話市外通話ノ特別取扱ニ關スル件」を制定、七月二十日より施行し電話官署に於て國家的に重要と認めたる事業に對し、一般國內通話に優先する特別至急通話の取扱をなすことゝなつた。

其の概要は左の通である。

- (1) 軍統帥機關、重要官公署軍管理又は監督工場等は電話官署の認可を受け其の事務執行に直接必要にして緊急避くべからざる通話に付特別至急通話の取扱を請求することが出来る。
- (2) 特別至急通話は至急通話又は夜間至急通話に先ちて取扱はれる。
- (3) 特別至急通話の料金は普通通話料又は夜間至急通話料の三倍とする。

一六、無線通信施設の整備擴充

近時航空及海運事業の發達に伴ひ之が保安、連絡施設たる對航空機及對船舶無線通信施設の整備は國防、

産業及文化上一日も忽に出来ない所で毎年之が擴充に努めてゐるのである。最近に於ては先づ昭和十六年六月十四日より米子無線電信局、鹿兒島郵便局及那覇郵便局に於て航空用無線標識業務を、七月一日よりは新潟郵便局に於て航空無線通信業務を夫々開始し、更に同年九月一日には那覇郵便局飛行場分室を擴充して新に那覇航空無線電信局として西方及南方に於て航空通信施設の整備を圖る一方北方に於ては昭和十六年七月一日より札幌無線電信局に於て海岸局業務を取扱ふこととし北海道西岸航行船舶との通信に當らしめることとした。

無線通信は移動業務の外有線施設と相俟つて固定地間の通信に盛に利用せられ特に有線の施設困難な事情にある島嶼との通信連絡は無線に頼ることが多大である。而して現下の時局に於ては全國が有機的に放活に活動することが要請されるので之等離島地との連絡も急速整備の要があり、昭和十五年十一月一日には東京サイパン間無線電信連絡を開始し、同年十一月十六日には種子島郵便局に無線電話を装置し之に依り鹿兒島との間に電信及電話通話事務を開始し、更に十六年五月十四日には別項記述の如く東京パラオ間無線電話通話を開始するに至り、尙、同年九月一日には大阪對那覇、宮古島、名瀬各郵便局との間に無線電話通話業務を開始し南方諸島の通信連絡は著しく整備せられるに至つた。

一七、海軍無線通信規約の制定

昭和十六年四月二十三日海軍無線通信規約制定され、五月一日より實施せられることとなつたが、之は從來の海軍電報取扱規約中より電報に關する事項は之を抽出して別途制定せられたる海軍軍用電報取扱規約中の一括規定し、本規約は専ら無線通信のみに關し規定とすることとし且其の適用範圍通信方法等に必要なる改正を加へ名稱を海軍無線通信規約と變更したるものである。而して其の改正の要點は次の如くである。

(1) 適用範圍

從來の規約は海軍艦船及海軍通信隊と無線電信官署との間の無線通信に付て適用されたのであるが新規約は無線通信を行ふ海軍艦船、航空機及海軍通信隊其の他の陸上部隊と無線電信官署、無線羅針局、無線標識局及漁業用無線電信施設との間の無線通信に適用せられることとなつた。尙海軍通信隊と陸上無線電信官署との間の無線通信は從來は兩局所間に有線電信の連絡なき場合又は有線電信不通の場合に限り行ふことを建前としたのであるが本規約に於ては無線通信は右の場合の外戦時、事變其の他警備保安上特に必要ある場合に於ても行ひ得ることとした。

(2) 通信時間

從來は海軍艦船又は海軍通信隊と船舶に施設した公衆通信を取扱はざる官廳用又は私設無線電信との間に通信を爲す場合以外別段通信時間に付て規定してなかつたが新規約に於ては海軍無線艦所と對手無線電信との通信時間を明記した。

(3) 使用周波數

使用周波數に付ても從來は別段規定がなかつたのであるが新規約に於ては使用周波數を交信局別に規定し其の他呼出及應答に使用する周波數と通信に使用する周波數を區別することとした。

(4) 呼出符號

呼出符號は國際呼出符號を使用する點は從來と同様であるが、新に全海軍艦船呼出用、全日本船舶呼出用の特定呼出符號を制定した外、海軍無線艦所を探呼する場合及無線電信官署、無線羅針局、無線標識局、漁業用無線電信を探呼する場合の特定符號を規定した。

(5) 交信方法

交信方法を一般交信法と特種交信法の二節に分ち特種交信法の節に從來の遭難及探呼に關する通信方法の外新に緊急、安全、方位測定及周波數整合に關する通信方法を加へた。而して其の通信方法は周波數整

合に關するものを除き大體現行無線電報取扱規程、私設無線電信無線電話規則及無線方位測定規則等に一致せしめた。

一八、東亞各地域連絡電信電話回線障礙時措置方法實施

今次事變以來大陸に於ける電氣通信事業の發展に伴ひ、東亞に於ける電氣通信經營地域は各外地を加へて十指に上り、直通回線を以て連絡せらるゝ地域も電信十數區間、電話數區間、其の連絡回線數は數十回線を數ふるに至つた。従つて之等回線の障礙時に於ては其の回線及通信措置に關し、夫々各關係業者間打合せを要する爲、措置の敏速を缺くのみでなく、相互の手續も尠からず、殊に日滿ケーブル障礙の場合の如きは内地、朝鮮、滿洲、北支に關係する多數の電信電話回線が一時に不通となり其の措置も複雑を極めるので、障礙發生と共に各現業局に於て自動的に發動し得る様、豫め之が措置を定め置く必要が痛感せらるるに至つた。仍て各關係業者に於ては第一回東亞通信協議會の打合せに基き豫め夫々對策研究の上、昭和十五年十月開催せられたる第二回會議に之を持寄り、慎重協議の上、東亞各地域連絡電信電話回線障礙時措置方法」を決定し、昭和十六年二月一日より之を實施することとしたのである。

爾來回線障礙の場合各現業局に於ては直に右措置方法に定められたる措置を實行し得ることとなり、措置の敏速を期すると共に、通信疏通上多大の効果を擧げつゝある次第である。

一九、日滿支間電氣通信回線の整備擴充

福岡天津間有線電信連絡の開設、大阪青島間及東京
廣東間無線電信連絡の開設、東京上海間無線電信連
絡の増設、日蒙間有線電話連絡の開設

日滿支間の通信は東亞共榮圈建設の歩度が進むに従ひ激増の一途を辿りつゝあるので、昭和十六年度に於ても引續き之に對應する電氣通信施設の擴充整備に努めてゐるが昭和十五年十月より昭和十六年九月迄に於ける重なる施設は左の如くである。

(一) 福岡天津間有線電信連絡の開設

北支最大の經濟都市天津と本邦との間には既に東京及大阪の兩地より直通通信連絡の途を有するのであるが、通信の需要は急激に増嵩の一途を辿りつゝある爲施設の不足を告ぐるに至つたので、更に本年一月六日福岡天津間に直通有線電信連絡を開設し通信の圓滑な疏通を期することとした。

(二) 大阪青島間無線電信連絡の開設

北支に於ける玄關青島の目覺しい經濟復興及奥地治安の確立に伴ひ本邦と青島方面との間に發着する電報の利用は愈々激増するに至つたので、昭和十五年十二月二十六日新に大阪青島間に無線電信連絡を開設し既設海底線の負擔を軽減すると共に一面海底線障礙時にも備ふることとし以て通信の圓滑なる疏通を期することとなつた。

(三) 東京廣東間無線電信連絡の開設

廣東に發着する電報は皇軍の同地占據後間もない昭和十三年十一月以降臺灣經由に依り取扱はれて來たのであるが、其の後に於ける邦人の顯著なる進出發展は必然的に内地との間の直通通信路設定を要請するに至つたので、昭和十六年六月一日東京廣東間に直通無線電信連絡を開設し以て互地間電報の速達を圖ることとなつた。因に本無線連絡は内地南支間直通通信連絡の嚆矢である。

(四) 東京上海間無線電信連絡の増設

本邦中支間には歐文電報の利用極めて多く昭和十五年八月大阪上海間に歐文専用の直通無線電信連絡を増設し和歐文混送より生ずる通信作業上の不利を除き得て大いに疏通の改善を見るに至つた。然るに昭和十六

年頭初より従来外國電報として大北會社線經由に依り取扱はれてきた日支間通信の東亞電報への全面的移行もあり歐文電報は愈々増加し來つたので昭和十六年六月更に東京上海間に無線電信回路を増設のことゝし主として歐文電報の取扱に充當することゝなつたので本邦中支間通信の疏通は一段と圓滑化されることになつた。

(五) 日蒙間有線電話連絡の開設

内地蒙疆關係の緊密化に伴ひ日蒙間電話通信連絡の設定は切に要望せられてゐたのであるが既設の東京天津間、大阪天津間電話線を利用し昭和十五年十月一日より内地各地と蒙疆首都張家口との有線電話連絡が開始された。料金は三分時十圓二十錢であり通話制度及取扱手續等従來の日華通話制度に依ることゝなつた。

二〇、東亞電氣通信に関する業務協定の締結

従来日滿支に於ける電氣通信業務は各電氣通信事業者の個別的業務協定に依り運行せられて來たが、支那事變の進展に伴ひ事業者の増加と共に業務協定關係は極めて複雑錯綜し取扱上將又利用上多大の不便を感ずるに至つたので之等錯綜せる協定關係を整理統合し東亞の新事態に即應した單一業務協定の締結が要望せられるに至つた。茲に於て日滿支事業者は昭和十四年十一月より數次に亘り折衝を重ね遂に昭和十六年一月二十二日東亞に於ける電氣通信の連帶業務を規律すべき「東亞電氣通信ニ關スル業務協定」に署名調印を了したのである。

本協定は「總則」「電信」「電話」の三章四十九條の規定と事務局に關する附屬書及び了解事項とより成るもので昭和十六年四月一日より實施せられたのであるが之が内容の要點を摘記すれば左の通りである。

(1) 協定の目的及び當事者

本協定は東亞に於ける電信電話業務の改善發達を目的とするものであつて協定當事者は日本電

氣通信經營主管廳(遞信省、朝鮮總督府遞信局、臺灣總督府交通部、樺太廳交通部、南洋廳拓殖部)、蒙古聯合自治政府交通總局、滿洲電信電話株式會社、華北電信電話株式會社、華中電氣通信株式會社及び厦門電氣通信株式會社である。然し本協定に調印しなかつた東亞に於ける電氣通信事業者は加盟事業者の紹介に依り何時にても本協定に加入することが出来ることになつてゐる。

(2) 協定の適用

本協定は日滿支相互間に發着する電氣通信及び協定當事者の對外通信にして他の協定當事者の通信系を經由する通信に適用されるものである。

(3) 協定の改正及び會議

本協定の規定は東亞に於ける事態の進展に順應して改正せらるべきは勿論で、之が改正は原則として當事者の會議に依つて議決せられることになつてゐるが、急を要する場合は文書に依る協定當事者間の協議に依つて改正することもある。會議は大體二年毎に開催の豫定である。

(4) 通信線路の構成及び料金率

通信通路の構成及び運用竝に通信料金額及び其の分配等は關係當事者間に於て個別的に協定することゝなつてゐるが、東亞通信(日滿支間に發着する通信)の料金には貨幣單位として日本圓を用ふることを規定してゐる。

(5) 通信の疏通及業務上の協力

協定當事者は出來得る限り其の線路に依り東亞通信が傳送せらるる様措置すると共に常用線路障礙の場合他の線路を開放し極力通信の疏通に協力することになつてゐる。

又協定當事者は各自の管内に於て採用したる業務上及び技術上の改善にして有用と認められるものは他の當事者に之を通知することを規定してゐる。

(6) 事務局

本協定に關する庶務を掌理せしむる爲東京に事務局を設置する。事務局は協定に依る各種の連絡、會議等に關する事務、電氣通信に關する書類、資料及定期刊行物の刊行等を行ふもので協定實施の日たる四月一日より事務を開始してゐる。

(7) 電信業務の準則

本協定に於ては從來の日滿日華及國際制度を骨子として和文、漢文（華文）、歐文及び寫眞電報を認め新に模寫電報をも加へて五つの電報制度を規定してゐる。和文、漢文電報の普及發達と共に發信人の筆跡や形象が其の儘對手方に配達される模寫電報が假名文字、電碼の不便を克服して東亞全般に普及することが期待されてゐる。

(8) 電話業務の準則

新通話制度は從來の日華通話制度を基準とするものであるが、新制度として定時通話及び豫約通話を認め指名通話をも取扱ひ通話料は三分時後は一分時毎に課金することを規定してゐる。

(9) 協定の效力

本協定は昭和十六年四月一日より施行せられたのであるが終期は別に規定せられず協定當事者間の協議に依り廢棄せらるゝ迄其の效力を有する。終期を豫定して居ない事が此の協定の一つの特色である。

二、東亞電信電話規則の制定

從來大陸との電氣通信は日滿電報規則、同無線電報規則及同電話通話規則に依り對滿關係を、日華電報規則、同無線電報規則及同電話通話規則に依り對支關係を各別に規定し來つたのであるが、既述の如く昭和十六年一月日滿支の電氣通信事業者間に「東亞電氣通信ニ關スル業務協定」が締結せられ、四月一日より施行

せられることゝなつたので之が實施に關し前記諸規則は之を單行規定に整理統合すると共に必要なる改正を加へることゝし、昭和十六年三月十八日省令第二十六號を以て東亞電信電話規則を制定四月一日より實施し大陸との電信電話利用規定を一元化した。之が爲從來の日滿電報及日華電報は之を東亞電報と、日滿無線電報及日華無線電報は之を東亞無線電報と、又日滿電話通話及日華電話通話は之を東亞電話通話と指稱することゝなつたのであるが、新規則實施に依り改正せられた主要なる點は次の通りである。

電信關係

- (1) 東亞に於ける新事態に即應せしむる爲電報の本文が中國電報新編に依るアラビヤ數字四箇の集合のみより成るものは之を漢文電報として取扱ふ制度を設けたこと
- (2) 公衆の利便及事務能率の増進を圖る爲(イ)和文電報に付ては課金單位を從來の語數制より字數制に改め内國和文電報制度に一致せしめたこと、(ロ)歐文電報に付ては書法及語數計算を可及的外國歐文電報制度に一致せしめたこと
- (3) 利用者に影響妙い範圍に於て電報の特殊取扱を整理することゝし時間外、夜間配達、翌朝配達、別使配達料受信人拂及船船配達料受信人拂の取扱を廢止したこと
- (4) 無線電報の日華陸上局相互間に於ける無料轉送方に付て明定したこと

電話關係

新通話制度は從來の日華通話制度を基準とするものであるが定時通話及豫約通話を認めたこと。而して日滿關係に於ては定時通話、豫約通話、指名通話及船舶通話は新制度である外、通話は從來通話時制であつたものを本制度に於ては通話時分制（通話三分時以後は一分毎に課金する方法）を採用することゝなつたので日滿通話制度に於ては大改正である。

尙右新規則實施に伴ひ取扱規程は之を電信關係と電話關係とに分ち前者に付ては東亞電報及東亞無線電報

取扱規程、後者に付ては東亞電話通話交換手續が制定された。

二二、大北會社上海線に依る日滿支間電報取扱の廢止

今次支那事變勃發前に於ける日支間電報は外國電報として帝國政府上海線、佐世保青島線及大北會社上海線等に依り取扱はれてきたのであるが、事變後の新事態に對應する爲昭和十四年日華電報制度が實施せられ日支事業者の運営する線路を經過する通信は新に制定せられた同制度に依り内國電報及日滿電報に準じて取扱はることゝなつた。然し乍ら大北會社線經由上海發著信は當時尙特許の條款に依り之を日支事業者の手に回収することが出来なかつた爲第三國發著信と同様外國電報として存置されてゐた。而して昭和十五年六月一日よりは長崎に於ける會社の營業權は我政府に回収せらるゝことゝなり新に會社に交付された特許狀に依り會社線に依る日滿支間通信の取扱は昭和十五年十二月末日を以て廢止せられた。従つて昭和十六年一月一日以降日滿支間通信は日滿支事業者の手に依り取扱はれることゝなつたが、之は會社營業權の回収と共に我電信事業史上特筆大書せらるべき重要事項である。

二三、對外無線電信電話連絡の整備擴充

大阪ストツクホルム間無線電信連絡の開設、大阪
サイゴン間無線電信連絡の再開、對南洋國際電話
基地の大阪移轉

(一) 大阪ストツクホルム間無線電信連絡の開設

獨ソ開戦直後の昭和十六年六月三十日大阪ストツクホルム間に直通無線電信連絡が開設され本邦瑞典間發著通信の取扱を開始した。本連絡の開設問題は昭和九年以來の懸案たりしもので當方より爲された再三の開

設交渉は其の都度當時の國際情勢に影響せられ停頓を重ねて來たのであるが、歐洲戰局の推移は瑞典國をして本年六月遂に之が開設に同意せしめる所となつたものである。本連絡の開設は兩國間通信の速達と我が海外拂の改善に寄與するの外中歐の瑞西と共に北歐に残された唯一の中立國との連絡として我對歐通信連絡上裨益する所尠からざるものがある。尙本連絡の連絡時間は開設當初先方の都合に依り時間連絡であつたが七月二十四日に至り「時局に鑑み連絡を休止せざるを適當と思料するに付自今終日連絡としたし」と先方より提議あり同日より二十四時間連絡を實施することゝなり一層其の威力を發揮することゝなつた。

(二) 佛印との國際電話連絡再開

今次歐洲大戰勃發以來休止中であつた佛印サイゴンの電話連絡は日佛印間が特殊關係に入ると共に之が再開に付關係當局の協力を得て屢次の折衝を行つて來たが漸く協議成り皇軍の南部佛印進駐後三週日を経たる八月二十一日より通話を再開した。

取扱時間は毎日午前十時三十分より午後零時三十分迄とし料金は杜絶前と同様三分時三十六圓である。

(三) 對南洋國際電話基地の大阪移轉

南洋方面に對する國際電話連絡は對米對歐連絡と共に從來東京に基地を置いて居たが、對南洋電話通信の利用が關西方面に於て大多數を占むるの現狀に鑑み、之を大阪に移轉することゝし、豫ねて政府は國際電氣通信株式會社をして大阪府に河内送信所を建設せしめて居たが右完成を俟て受信所は既設小野受信所を使用し移轉計畫を實行することゝなつた。而して右は大阪中央電話局に新設の國際交換課に左記國際回線を收容し昭和十六年二月一日より實施した。

大阪「バンコック」間無線電話

大阪「バンドン」間無線電話

大阪「マニラ」間無線電話

※大阪「サイゴン」間無線電話

※印 當時は休止中なりしも八月二十一日再開す。

二四、商用外國電報の料金受信人拂制度實施

電報料の受信人拂制度は在外公館、在外通信特派員、海外旅行者及外國に支店、出張所又は駐在員を設くる商社等に對しては極めて便利なる制度で、現在世界主要國に於ては概ね此の制度を採用して居るが、我國に於ては、從來外國新聞電報及官報の一部にのみ之を許可し一般商用電報に對しては之が取扱をしなかつた而して近時商用通信發展上の利便の爲一般商用電報に對しても之が取扱を要望する者多きに至つたのみならず此の機會に來着外國電報の無線利用を促進し海外拂の節減を圖る爲外國電報規則中從來の料金受信人拂制度を改正し普く一般電報に付ても遞信大臣の許可を得て之が取扱を爲し得ることとし昭和十六年五月日より實施した。

本制度の概要を摘記すれば左の通りである。

(1) 取扱地域

日本側では東京、大阪、神戸、横濱、名古屋、外四十ヶ所の電信官署で取扱ふ。

外國側では世界主要各地に於て取扱ふが、蘭領印度、智利、瑞西、アマガニスタン等は目下の所取扱はない。

(2) 取扱方法

- (一) 發信人又は受信人の申請に基き外國側と協定し之を許可する。従つて希望者より所定の事項を記載した申請書を遞信大臣宛に差出し其の許可を得て取扱が開始される。
- (二) 發信人に對し許可のときは料金受信人拂電報發信證票を交付するが電報發信の際は之を電信局に呈

示する必要がある。

- (三) 料金は一月分毎に取纏め受信人より徴收する。此の料金額は發信人か支拂ふべき額其の儘を邦貨に換算したるものである。

二五、外國電報徴收料金並に日泰間及日蘭印間電信電話料金の大巾値下

外國電報の料金は金フランを以て告示されフラン換算額は三月毎に別に告示されることになつてゐるが、右徴收料金の算出基準たる外國電報規則第八十九條に改正を加へ昭和十六年七月一日より實施した。而して一フランの換算額は四月より六月迄は七十錢であつたが新規定に依る算出の結果六十五錢となり大巾値下を招來した。之に因り本邦外國電報利用者は年額約二百萬圓の負擔を軽減せられることとなり事變下我が對外貿易の振興に資するところが尠くない。此の様な大巾値下を行つた理由は政府が時局に處し豫てから強調しつゝある外國電信の無線利用が利用者の理解と協力とに依て著々實效を收め従つて海外拂額が遂次減少して來たのに因るものである。

次に東亞圏内に於て我が對外貿易上關係深い泰國及蘭領印度との間の電信電話料金の引下げに付ては昭和十五年秋以來彼我間に交渉を重ねつゝあつたが先づ泰國とは本年一月協議繼り二月十一日より電信に在つては約三割（一語に付二法七〇より二法〇〇に）電話に在つては約一割七分（三分間三十六圓より三十圓に）何れも大巾値下げを行ひ、又蘭領印度とは電信は本年七月一日より從來の一語三、一九フランを二、五〇フランに電話は同六月十六日より三分間六十圓を三十九圓にこれ又夫々二割乃至三割五分方の大巾引下げを行ひ我が南方通商貿易の増進に大いに寄與するところがあつた。

3 電 務 日 誌

一、一般事項

(電氣通信事業に共通せる事項を掲ぐ)

日附

昭和十五年十月

- 一 △本年度第三次防空訓練(十月一日より同五日)に際し特別防空演習統監部に常局より連絡官を又當省官房企畫課内の防空連絡部に連絡員を派する等訓練實施に關し遺憾なきを期せり
尙九月二十七日東久通統監宮殿下當省御成に際しては通信次官より防空通信の現状及將來に於ける施設計畫等に關し奉答申上げたり
- 四 △電氣通信委員會第五回總會を開催、特別委員會案を審議の上全員異議なく之を可決、即日會長より通信大臣宛答申ありたり
- 四 △本日より三日間東京に於て日滿支電氣通信關係事業經營者代表參集し東亞電氣通信協議會第二回會議(本會議)開催せらる。尙之に先立ち八日より三日間豫備會議開催せられたり
- 十二月
- 一 △赤坂郵便局葵町分室を廢止し同一場所に葵町郵便局(無集配二等)を設置す
- △電氣電話取扱所の經費菲薄による經營難を救済する爲最低人員の引上及所舍料を支給することゝす

二七 △勅令第九百三十三號を以て電氣通信委員會廢止せらる。

昭和十六年三月

- 六 △通信講習所に郵便關係高等科新設に伴ひ各科の科名を左の通改めらる。
普通科第一部(郵便科を改稱)
普通科第二部(普通科を改稱)
高等科第一部(新設、郵便關係)
高等科第二部(高等科第一部を改稱)
高等科第三部(高等科第二部を改稱)
- 二五 △支那事務の爲召集又は徵用せられたるに因り電氣通信技術者資格試験規則に依る試験檢定を受くること能はざりし者に對し召集又は徵用解除後に於て之を救済する様試験檢定の特例を認むる爲「支那事務」爲召集又は徵用セラレタル者ノ電氣通信技術者資格ノ試験檢定ノ受驗特例ニ關スル件」制定し即日之を實施せり
- 六月
- 一 △軍防上直接必要なる通信は内外地間に於ても之を防空通信として取扱ふと共に指揮連絡報中軍防空上特に緊急を要するものは緊急指揮連絡報として至急官報又は至急通話に優先して取扱ふことゝし關係規定に改正を加へ之を實施せり

二、電 信

昭和十五年十月

- 二〇 △東京中央電信局に於て電信事業創始七十周年記念全國電氣競技會を開催す

七月

- 七 △昭和十六年度通信講習所養成定員左の通決定せらる
普通科第二部 五、四五〇名
高等科第二部 四〇〇名
高等科第三部 八〇名
- 二二 △最近軍事上其の必要に因り關係方面より電信回線並に軍用、官廳用及私設電氣電話施設の一部として當省の通信線路或は無線電氣電話、有線放送設備等の專用に關し熾烈なる要望ありたるを以て之を制度的に確立するの要あるを認め之等專用に關する基本條件を規定すると共に從來の專用關係規定をも之に統合して「電氣通信施設ノ專用ニ關スル件」を制定實施せり
- △時局の進展に伴ひ戰時又は事變に際し軍が兵力を以て行ふ戰時警備及警察力を主體として行ふ總動員警備の實施に關し直接必要なる通信は國土防衛上愈々重大性を加へつゝあるに鑑み其の取扱の完璧を期する爲陸海軍及内務省と協議の上警備通信取扱規約を制定實施せり

十一月

- 二六 △名古屋、藤ノ尾島、御神島各電信局を設置す
- 二七 △陸軍省所管氣象觀測所發信の氣象電報に付特別取扱を開始す
- △札幌電信局を新設し豊島、目黒、城東、沼津、名古屋東、東成及別府各郵便局に電信課を設置す
- 十二月
- 二五 △海軍充員令電報取扱規程中一部改正實施す
- △姫島電信局を設置す

昭和十六年三月

- 一 △日本銀行の本支店又は代理店間に發受する資金授受局報の取扱を廢止す。
- △洲ノ埼電信局、犬吠埼電信局を各燈臺構内に設置す
- 三 △越前埼電信局、立石埼電信局を各燈臺構内に設置す
- 四月
- 一 △電報激増に伴ふ利用規正強化並に東亞電氣通信業務協定實施に關する電報規則改正等實施す。
- △海軍軍用電報取扱規約制定す

六月

- 一 △秋田局に本邦最初の調音式電氣電話共同集信機を施設し運用を開始す
- 二〇 △一般、航空兩氣象局報を整理統合し之が内容の充實を圖ると共に氣象局報發受所名を改正す
- 七月

- 一五 △陸軍召集規則改正に伴ひ陸軍勅員令電報取扱規程中改正す
- 二一 △通信輔線緩和を圖り重要通信の疏通を確保する爲通信取扱の制限に關する省令公布二十五日より實施す
- 二三 △各種電報の傳送順位を確定す
- 二三 △歐文電報受付局並に隱語を以て記載する内國歐文電報の受付局を制限す
- 一〇 △中央氣象臺に對し、浦河測候所浦河郵便局間外二測候所に對し氣報送受用電信回線の専用を許可す
- 一五 △氣象通信の重要性に鑑み札幌、大阪、福岡各電信局と中央氣象臺との間に氣象電報送用直通回線を作成し中央氣象臺宛氣象電報の速達を圖ることす

三、電 話

- 昭和十五年十月
- 六 △丸龜郵便局電話交換方式を磁石式單式より共電式に変更す
- 一四 △電話五十年記念全國電話交換吏員代表の座談會を開催す
- 一九 △東京中央電話局に於て電話事業創始五十周年記念全國電話競技會を開催す

- 二六 △昭和十五年度電話事業擴張に伴ひ左記の通電話要員を増員す
 - 通信書記 三三人 電話事務員 二〇〇人
 - 通信技手 一三人 集配特定局 四〇人
 - 通信書記補 八〇人 通信事務員 三三四人
 - 通信事務員 九五五人 同電話事務員 三三四人
 - 電話主事補 一二〇人 無集配特定局通信事務員 八〇人
 - 三 月
 - 九三 △大阪中央電話局此花分局を設置す
 - 九三 △御影郵便局の對神戸通話を自動接続市外通話方式に変更す
 - 一九 △地方小都市二八五局に於て電話統制を實施することとなる
 - 二四 △逓信省令第三十三號を以て「電話加入申込及加入讓渡ノ制限ニ關スル件」を公布す
 - 二六 △尼崎西宮間に準即時市外通話法を實施す
 - 二六 △昭和十六年度電話加入申込受付期間及設備費額を告示す
 - 四 月
 - 一 △昭和十五年度電話加入者増設に伴ひ左記の通局種別を改定す
- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 六級局より | 二局 | 九級局より | 七局 |
| 五級局に改定 | | 八級局に改定 | |
| 七級局より | 一局 | 十級局より | 九局 |
| 六級局同 | | 九級局同 | |
| 八級局より | | 十一級局より | 一三局 |
| 七級局同 | | 十級局同 | |

- 十一月
 - 一 △時局の進展に伴ひ電話現業事務の著しき繁忙を救濟する爲當分の中市内交換監査事務、案内事務、加入及非加入者電話書類對照調査事務を停止又は縮少す
 - △松澤二等電話局を設置す
 - 十二月
 - 一五 △江戸川郵便局電話交換方式を單式より磁石式小型複式に変更す
 - 二九 △配給統制を主眼とせる新電話統制を行ふこととなり電話加入事務規程中一部改正を爲すと共に實施手續に關し各逓信局宛通牒す
 - 昭和十六年一月
 - 一三 △新電話統制實施に關する打合の爲本日より二日間各逓信局業務部電務課長及六大都市中央電話局加入課長を招致し會議を開催す
 - 二四 △昭和十五年度普通三等局電話事務開始に伴ふ維持要員として左記の通増員す
- | | |
|-----------|------|
| 集配局通信事務員 | 二七人 |
| 同 電話事務員 | 七六人 |
| 無集配局通信事務員 | 三六一人 |

- 一八 △外地通話に對する取締を強化する爲東京、大阪、福岡中央電話局に逓信局書記を駐在せしむ
- 二三 △鶴見郵便局に於ける對横濱通話を自動接続市外通話方式に変更す
- 十二月
- 二一 △本日より五月十日迄電話加入申込の受付を爲す
- 五月
- 七 △昭和十六年度電話交換開始局所三三〇局所を決定し通牒す
- 一一 △輪西郵便局電話加入區域を室蘭局に合併す
- 一四 △内南通話取扱開始に伴ひ外地電話通話規則中改正す
- 二二 △昭和十六年度電話加入者増設數一九、〇〇〇名を各逓信局に割當通牒す
- 三〇 △昭和十六年度電話加入區域内通話事務開始局所一五〇局所を各逓信局に割當通牒す
- 六月
- 一八 △市外通話取消料課徵範圍擴大及市内通話時數制限に伴ひ電話規則中改正す
- 七月
- 一六 △大都市電話整備計畫に依り天下茶屋郵便局の電話業務を大阪中央電話局に統合し、天下茶屋分局を設置す
- 一九 △市内通話時數制限の撤廢に依り公衆電話交換要員電話事務員一〇〇名減員す
- △逓信省令第七十二號を以て「電話市外通話ノ特別取扱ニ關スル件」を公布す
- 八月
- 一六 △京濱港芝浦岸壁、日之出棧橋、竹芝棧橋に岸壁電

- 十二級局より二八局 合計 六七局
- 十一級局に改定

- 二六 △通信省令第七十八號を以て「電話機械の移轉及特殊装置ノ制限ニ關スル件」を公布す
九月
- 二三 △昭和十六年度改定電話交換事務開始局所一二一局所を決定し通牒す
- 二四 △蒲田郵便局電話加入區域を東京中央電話局に編入工事の前提として同局の手動交換臺（主として市外交換臺）を東京中央電話局大森分局に移裝す
△昭和十六年度改定電話加入者増設數六千名を逓信局に割當通牒す

四、無線電信、無線電話

- 昭和十五年十一月
- 一六 △東京サイパン間無線電信連絡を開始す
△種子島郵便局に無線電話施設を爲し鹿兒島との間に電信及電話通話事務を開始す
十二月
- 一九 △船舶無線電信取扱所に對する通信吏員駐在制度を廢止す
昭和十六年一月
- 一八 △船舶無線局所に於ける歐文日附印の使用を廢止す
二月
- 五 △東京中央電話局に於て運用の内臺間無線電話第二回路を大阪中央電話局に移裝本日より運用を開始す

- 五月
- 一 △海軍無線電信の取扱を敏速ならしめる爲海軍電報取扱規約に改正を加へ名稱を海軍無線通信規約と變更本日より實施す
- 四四 △サイパン丸無線電信局を設置す
- 四四 △東京バラオ間に無線電話に依る通話業務を開始す
- 一五 △新潟郵便局内に無線電信設備を爲し海岸局業務を開始し新潟郵便局無線分室を廢止す
- 二四 △平洋丸無線電信局を設置す
六月
- 五 △無線通信士養成強化の爲社團法人電信協會管理無線電信講習所に専任教官十名を増派す
- 一四 △鹿兒島郵便局分室として吉野標識送信所を那覇郵便局分室として眞和志標識送信所を米子無線電信局分室として東福原標識送信所を夫々設置し航空無線標識業務を開始す
七月
- 一 △札幌無線電信局に海岸局業務を開始す
- 三四 △新潟郵便局無線電信に於て航空無線通信業務を開始す
- 四 △笹子丸無線電信局を設置す
- 三三 △大分及青森無線電信局を閉鎖す
- 一四 △鹿兒島郵便局に於ける海岸局業務を中止す
八月

- 一 △長崎無線電信局に一〇キロワット短波送信機を設置し船舶通信に使用開始す
- 二 △時局に鑑み個人施設實驗用無線電信無線電話の新設許可及有効期間の延伸許可は一定條件を具備する者に限定することとす
- 五 △無線通信士急需の事態に即應し電信協會管理無線電信講習所在學生の卒業期約三ヶ月程度臨時繰上げを認可す
九月
- 一 △大阪中央電話局に國內固定連絡用無線電話を施設し那覇、宮古島及名瀬郵便局との間に無線電話に依る通話業務を開始す
- 二 △佐伯郵便局に無線分室を設置し水の子島無線電信取扱所との間に無線電信業務を開始す
- 二一 △那覇航空無線電信局を設置す
- 二五 △漁船無線電信無線電話の機能を一段發揚せしめ漁獲確度の増進を計る爲漁業無線通信制度を改正、私設無線電信無線電話規則中改正を爲す

五、放送無線電話

- 昭和十五年十一月
- 一 △海外放送用五〇キロワット短波放送機一臺増設竣工、試験放送を開始す
十二月
- 六 △情報局新設に伴ひ放送事項の指導取締に關する事務を同局に移管し放送用私設無線電話規則中所要

- 一 △改正を爲すと共に放送技術主任者の資格を限定する爲當該條項を改正し即日施行す
- 六 △ラジオ受信機の販賣價格商工省告示を以て指定せらる
- 一一 △放送監督事務一部情報局移管に伴ひ無線課分掌規程を改正す
昭和十六年一月
- 一 △海外放送用五〇キロワット放送機一臺増設竣工に伴ひ五〇キロワット二臺及二〇キロワット一臺を専用左の通海外放送を擴充實施す
(イ) 近東向放送新設（毎日午前二時より一時 間三〇分使用國語英、佛、アラビヤ語）
(ロ) 中南米向放送新設（毎日午前八時より一時 間三〇分使用國語日、西、葡語）
(ハ) 皇軍將兵向放送新設（毎日午後六時より二時間使用國語日語）
(ニ) 濠洲ニューギニアランド向放送新設（毎日午後七時三〇分より五五分間使用國語日、英語）
(ホ) 南洋向放送新設（毎日午後八時三〇分より三時間使用國語日、英、佛、タイ、廣、滿語）
(ヘ) 使用國語西南亞細亞向にアラビヤ語、歐羅巴向に伊語、支那南洋向に馬來語を追加す
- 二 二 △福島及郡山放送局開局す

- 一八 △尾道放送局開局す
- 一九 △松山放送局開局す
- 二〇 △放送關係緊急重要事務に關し各逓信局主任者及外地滿洲國關係官を招集放送取締事務打合せ會議を開催す
- 二一 △中國廣播事業建設協會(日本名中國放送協會)設立す
- 二二 △青森放送局開局す
- 二三 △防府放送局開局す
- 二四 △東京、横濱、大阪、神戸、福岡、小倉、八幡等に於て電話線利用有線放送の試験放送開始す
- 二五 △大分放送局開局す
- 二六 △パラオ放送局開局す

六、東亞電氣通信

昭和十五年十月
 一 △天津中繼に依り日本(内地)と蒙疆(差向張家口)との間の電話通話取扱を開始す
 △上海電信局に於ては華中會社局と同様電報の名宛略號に對し左の登記料を徴收することとせり
 一月 一 圓又は一 弗

- 六 △福岡天津間直通有線電信連絡開始す、右に伴ひ日華電報取扱規程中改正す
- 二 月
- 六 △同盟通信社福岡奉天間専用發送電話線を新京へ延長し電話及寫眞電報の取扱を爲すこととす
- 三 月
- 一八 △本年一月二十二日滿支に於ける電氣通信事業者間に成立したる東亞電氣通信に關する業務協定は來る四月一日より施行のこととなりたるに伴ひ之が國內實施に關し省令第二十六號を以て東亞電信電話規則を制定公布し四月一日より施行と同時に從來の日滿及日華各電報規則、無線電報規則、電話通話規則は廢止のこととせり、尙右新規則に伴ふ取扱規程は電信關係と電話關係とを別箇のものとし前者に付ては東亞電報及東亞無線電報取扱規程後者に付ては、東亞電話交換取扱手續を制定せり
- 四 月
- 一七 △東亞電信電話制度實施せらる
- 一七 △料金受信人拂外國電報制度制定に基く外國電報規則及同取扱規程の改正に伴ひ東亞電信電話規則及東亞電報及東亞無線電報取扱規程中改正を加へ五月一日より實施のこととす
- 五 月
- 二二 △芝罘と南支那との間に發着する電報は専ら芝罘華北會社局に於て取扱ふことに當省華北電信電話株式會社間に了解成立す、尙右は六月一日より實施

- 一 一年 十 圓又は十 弗
- 三年 二十五圓又は二十五 弗
- 十一月
- 一 △上海日本電信局に於て日華電報料金に關する邦貨對非の換算割合を一圓に付一弗八〇仙(從來一弗五〇仙)に改定す
- 十二月
- 五 △日滿及日華慶弔電報の取扱に關する制限左の通追加す
- 一、關東州、滿洲國及蒙疆に於ても特殊送達紙の使用を廢止す
- 二、關東州、滿洲國及蒙疆との間に發着する年賀文を記載したるものは之を取扱はず
- △大阪青島間無線電信連絡を開始す右に伴ひ日華電報取扱規程中改正す
- 昭和十六年一月
- 一 △從來日滿支間通信の一部を大北電信會社線經由にて外國電報として取扱ひたる所日滿支通信は爾今同線を経由せざることとなり本日より日滿支通信は全部日華電報として取扱ふこととなる
- △滿洲電信電話株式會社管内に於ては昨年九月一日以降試行中なりし電報の著信紙廢止を正式實施又蒙疆郵電總局管内に於ても同様著信紙廢止を實施せり、尙右に伴ふ當方電報取扱の特例に付ては夫十二月二十一日及同二十六日各逓信局宛通牒せり
- 二六
- 一 △東京廣東間直通無線電信連絡開始す
- 一七 △國民政府首席汪精衛氏訪日に伴ひ本日より六月二十四日迄ニュース寫眞に限り東京上海間に寫眞電信送業務を臨時施行す
- 二 △東京上海(電臺)間第二直通無線電信連絡を開始し専ら歐文電報を疏通のこととす
- 七月
- 二〇 △臺北上海間無線電信連絡を開設す
- △時局下緊急重要通信の圓滑なる疏通を確保する爲東亞電報に付ても内國電報と同様利用規正を爲すこととし省令第七十四號を以て電報取扱に關する制限を制定公布、七月二十五日より實施のこととす
- 三 月
- 三 △電信電話の取扱制限に關し省令第七十五號公布即日施行す
- 一 △東亞電報に付ても來る二十五日より當分の内國電報と同様慶弔電報の取扱を全面的に中止のこととし東亞電報の取扱に關する制限告示中改正す
- 八月
- 一 △日滿支間に於ける航空無線電報取扱方に關し關係事業者間に協議繼り大體内國航空無線電報に準じ之が取扱を爲すこととなる
- 四 △廈門電氣通信株式會社との間に特別通信協定を締結す

- 六 月
- 一 せらる
- 二 月
- 一七 △東京廣東間直通無線電信連絡開始す
- 一七 △國民政府首席汪精衛氏訪日に伴ひ本日より六月二十四日迄ニュース寫眞に限り東京上海間に寫眞電信送業務を臨時施行す
- 二 △東京上海(電臺)間第二直通無線電信連絡を開始し専ら歐文電報を疏通のこととす
- 七月
- 二〇 △臺北上海間無線電信連絡を開設す
- △時局下緊急重要通信の圓滑なる疏通を確保する爲東亞電報に付ても内國電報と同様利用規正を爲すこととし省令第七十四號を以て電報取扱に關する制限を制定公布、七月二十五日より實施のこととす
- 三 月
- 三 △電信電話の取扱制限に關し省令第七十五號公布即日施行す
- 一 △東亞電報に付ても來る二十五日より當分の内國電報と同様慶弔電報の取扱を全面的に中止のこととし東亞電報の取扱に關する制限告示中改正す
- 八月
- 一 △日滿支間に於ける航空無線電報取扱方に關し關係事業者間に協議繼り大體内國航空無線電報に準じ之が取扱を爲すこととなる
- 四 △廈門電氣通信株式會社との間に特別通信協定を締結す

- 一 外國電報に佛蘭西語の使用を許可す
- 九月
 - 一 海軍軍用電報取扱規約は日滿間通信にも適用のこととなりたるに付關係の向へ通牒す
 - 五 歐文電報使用許可證證書の追加並に佛蘭西語の使用方許可に伴ひ電信電話の取扱制限に關する昭和十六年七月逡信省令第七十五號を改正昭和十六年九月六日より施行す
 - 三 朝鮮に於ける電報の別使及船配運料改定に伴ひ東亞電信電話規則中改正十月一日より實施のこととす

七、國際電氣通信

昭和十五年十月

- 五 日米間國際電話連絡時間を毎日午前七時より午後三時迄に改正し右時間中日米間専用時間及共用時間の割當を協定す
- 九 本邦蘭印間新開電報料を二割五分方低減す
- 一五 本邦泰國間新開電報料を約二割方低減す
- 二五 日米間無線電話連絡時間を變更し毎日午前七時より午後四時迄とす
- 十一月
 - 一 新田丸無線電信局桑港電話局間の無線電話連絡に依り新田丸とアメリカ合衆國、カナダ、メキシコ國及キューバ國との間に船舶國際電話の取扱を開始す

- 一九 大阪巴里間無線電信連絡杜絶後大阪倫敦間無線に依るの外無線經由に依る通信の途なかりし佛蘭西系アフリカ各地宛電報は大阪ベールト間無線又は東京羅馬間無線に依り取扱ひ得ることとなる
- 十二月
 - 三 佛蘭西被占領地域中アルサス及ローレン地方宛電報は獨逸經由獨逸宛電報と又ルーマニア國ベツサラビア及北プロビナ地方宛電報はソ聯經由歐羅巴ロシア宛電報と夫々同一條件に依り取扱ふこととなる
 - 二 時局に鑑み今期外國祝賀電報の取扱に付ては特殊送達紙及特殊封緘紙を使用せず一船外國電報の送達紙を使用することとし其の旨通牒す、尙歐洲戰爭の影響に依り今期外國祝賀電報の取扱を爲さざる地方七十七地方に付隨意規定事項中改正方告示す
 - 三 今期外國祝賀電報取扱期間中に限り新制度として大阪伯林間無線又は東京伯林間無線經由帝國と獨逸國との間に發着する例文本文の祝賀電報を取扱ふこととなり之が取扱方に關し通牒す
 - 四 新田丸無線電信局マニラ電話局間の無線電話連絡に依り新田丸とフィリッピン群島との間に船舶國際電話の取扱を開始す
 - 一 エストニア國、ラトヴィア國及リヌニア國のソ聯邦への併合に伴ひ右各地宛電報は歐羅巴ロシア

- 宛と同一條件に依り取扱はることとなる但し新料金の適用は昭和十六年一月一日よりとす
- 二六 帝國船舶と外國各地との間に發着する外國祝賀無線電報は從來英語祝賀文のみなりし處今期より更に佛語、獨語及伊語の祝賀文をも使用し得ることとし之に伴ふ外國祝賀無線電報規則中必要な改正をなす
- 二八 本年末日限り大北會社上海線に依る日滿支相互間に發着する電報の取扱を廢止することとなりたるに伴ひ外國電報規則及同取扱規程中改正公布す
- 昭和十六年一月
 - 二八 東京リマ間無線經由中華民國と中南米及西印度との間に發着する電報の取扱を開始す
 - 三〇 ハワイ地方に對する國際電話料金の値下を斷行す
- 二月
 - 一 對南洋方面國際無線電話連絡局を東京中央電話局より大阪中央電話局に変更す
 - 二 滿洲及支那と澳門間に發着する電報を本日より大阪サイゴン間無線經由に依り取扱ひ得ることとなる
 - 二 日本泰國間電信電話料金の引下實施に伴ひ外國電報料金表及外國電報取扱規程中改正す
 - 三月
 - 一 ポーランド國との國際電話連絡を閉鎖しその獨逸軍占領地區を獨逸國の一部とし同地域との國際電

- 二〇 電信事務の簡易化を圖る爲外國電報の時間外制度を廢止し取扱時間に拘らず之が取扱を爲すこととなりたるに伴ひ外國電報規則及同取扱規程並に外國無線電報規則及同取扱規程中改正公布す
- 四月
 - 一 料金受信人拂外國電報制度を設定することとなり外國電報規則及同取扱規程中改正公布す
 - 二 東京壽府間無線連絡不良の場合本邦來著信は上海經由に依り之が取扱を爲し得ることとなる
 - 三 東京モスコ一無線連絡不良時對策としてハバロフスク局自働中繼業務を開始す
- 五月
 - 一 料金受信人拂外國電報取扱制度實施に伴ひ之が取扱許可申請書の受理を開始す
- 六月
 - 五 國際情勢の推移に鑑み外國無線電報取扱規程第十七條に依る本邦船舶發外國陸上局宛氣象局報並に同規程第十八條に依る本邦船舶發米國宛氣象局報の取扱を中止す
 - 一 三 トランスヨルダン宛通信の途なきに至る
 - 二 六 蘭印に對する國際電話料金の値下を斷行す
 - 二 四 日本チモール間試験飛行實施に伴ひパラオデリー間に無線通信試験を施行す
 - 二 六 獨逸開戦に伴ひ浦鹽線ヘルシンキ無答の爲連絡杜絶す右に伴ひモスコ一以遠通信の途なきに至る尙

獨逸、伊太利及獨伊占領地宛通信は香港線經由に依りても之が取扱を爲さざることとなる

二七 △浦鹽線のモスコイ以遠連絡杜絶に伴ひモスコイ以遠の取扱は無線連絡に依り取扱ふ旨通報ありたり

三〇 △大阪ストックホルム間無線電信連絡を開設し本邦瑞典間發着電報の取扱を開始す

七月

一 △外國電報の無線利用増に依り海外拂額減少したるに付電報利用者の負擔軽減を圖る爲外國電報規則中料金に關する條項を一部改正し外國電報の徴收料金を下げを實施す

△日本國領印度間電信料金を三フラン一九より二フラン五〇に引下たるに伴ひ外國電報料金表及外國電報取扱規程中改正す

九三 △希臘宛通信の途なきに至る

△シリヤレバノン宛通信の途なきに至る

△大阪ベールト間無線電信連絡杜絶す

△本邦と大洋洲マカトア並にアフリカ地方佛領ソマリイコリスト、マダガスカル及レユニオン島との間に發着する電報は大阪サイゴン間無線に依り之が取扱を爲し得ることとなる

二三 △シリヤレバノン宛通信は倫敦無線經由取扱得ることとなる

二七 △ニューゴースラヴィア國との國際電話連絡を廢止す

二〇 △横濱盤谷間洋上飛行實施に伴ひ之が保安施設として臺北盤谷間基地連絡を實施す

二三 △電信電話の取扱制限に關し省令第七十五號公布即日施行す

二六 △シリヤレバノン宛電報は香港線經由にても取扱得ることとなる

二八 △本日より三十日迄の間印度發着電報の本邦來着信殆ど皆無となる(印度當局の一時的檢閲取締強化)

八月

四 △本邦イラン國間電報は大阪柏林間無線又は東京柏林間無線に依りても之が取扱を爲し得ることとなる

一〇 △日本中繼に依り滿洲國獨逸國國際電話業務の取扱を開始す

一六 △大藏省令第四十六號外國人關係取引取締規則施行に伴ひ本日より指定外國人より外國電報の豫納金殘額及料金受信人拂電報の保證金還付の請求ありたるときは該請求に對し大藏大臣の許可の有無を確認したる上受理方關係各局に通牒す

一八 △七月二十二日以來外國船舶發着無線電報は遭難通信の外之が取扱を制限せられ居る處邦人船主の備船下にある一部外國船舶に付ては之等船舶の本邦海運界に於ける重要使命に鑑み本邦船舶に準じ航行上必要な通信を許可することとす

二二 △第二次歐洲大戰勃發に伴ひ昭和十四年夏以來杜絶

中の大阪サイゴン間無線電話連絡を再開す

△東京プエノスアイレス間無線不良時に於ける南米發信本邦宛電報は上海經由に依りても之が取扱を爲し得ることとなる

九月

三 △外國電報及料金受信人拂外國電報取扱上外國人關係取引取締規則の運用に關し關係各局へ通牒す

五 △歐文電報使用許可證證書の追加並に佛蘭西語の使用方許可に伴ひ電信電話の取扱制限に關する昭和十六年七月通信省令第七十五號を改正昭和十六年九月六日より施行す

一五 △東京桑港プレスワイヤレス間無線連絡に依る新開電報取扱地域の變更(ホノルルを削除しロスアンゼルスを追加す)並に大阪ストックホルム間無線連絡開設に伴ふ外國電報取扱規程中改正公布す

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

第一章 緒言

第二章 内地電氣通信事業の沿革

第三章 内地電氣通信事業の現状

第四章 内地電氣通信事業の将来

第五章 内地電氣通信事業の附屬事業

第六章 内地電氣通信事業の附屬事業

第七章 内地電氣通信事業の附屬事業

第八章 内地電氣通信事業の附屬事業

第九章 内地電氣通信事業の附屬事業

第十章 内地電氣通信事業の附屬事業

内 容

1. 一般事項
2. 電 信
3. 電 話
4. 無 線 電 信
5. 無 線 電 話
6. 放 送 無 線 電 話
7. 東 亞 電 氣 通 信
8. 國 際 電 氣 通 信

第二編 内地電氣通信事業の沿革及現状

1. 一般事項

一、電氣通信事業機關

イ、中央機關

遞信省の設立されたのは明治十八年十二月二十二日のことで、當時農商務省より驛遞、管船の二局、工部省より電信、燈臺の二局を移管合同したものである。而して立省以前に於ける業務機關の推移を繹ねると、電信業務は明治元年末より之が創始に備へる所があり、明治二年八月に至り始めて官用通信を開始したのであるが、當時その事務は外務省に屬し、其の後民部大藏省、民部省、工部省の各所管を轉々し、明治十八年に至り前述遞信省の設立を見たのである。翌十九年二月始めて遞信省官制を公布し、大臣官房及總務局の外、驛遞、電信、燈臺、管船、會計の五局を置いたのであるが、明治二十三年三月驛遞、電信を廢止し内信、外信、工務、爲替貯金の四局に代へられ、更に明治二十三年六月に郵務、電務の二局を置くことゝなつた。其の後明治二十六年十月に兩局を併せて通信局となり、明治三十年八月再び郵務、電務二局の舊制に復し、翌三十一年十月また通信局となり爾來二十七年の長きに亘つたが、大正十四年五月三度郵務、電務二局となり同時に工務局を創設して今日に及んでゐる。

現在電務局は電氣通信事業の業務運営に關する事項を掌り、業務、調査、規畫、無線及外信の五課に分けられ、又工務局は電氣通信事業の各種施設の建設及保守の工事に關する事項を掌り、庶務、線路、機械、無線、調査、試験、市内建設、市外建設の八課に分けられてゐる。今之等各課の分掌事項の概要を表記すれば左の通りである。

電務局

課名	分掌事項
業務	有線電信電話事業の業務規定、監督、官廳用及私設電信電話の監督、有線防空通信、豫算の經理、給與、共済等に關する事項
調査	有無線電信電話事業の各種基本的調査及資料統計に關する事項
規畫	有無線電信電話事業の取扱局所及有線電信電話回線の開發、有無線電信電話事業に屬する通信官署の職員の設定、定率並に服務等に關する事項
無線	無線電信電話事業の業務規定、監督、官廳用及私設無線電信無線電話の監督、無線防空通信、電波統制、放送協會の監督等に關する事項
外信	外國有無線電信電話事業の條約、業務規定、監督、國際電氣通信株式會社の監督に關する事項

工務局

課名	分掌事項
庶務	電信、電話、無線電信及無線電話の工事に從事する通信工員並に技工傭人の定員、定率及服務に關する事項、豫算の經理、給與、共済等に關する事項
線路	電信及電話線路の建設並に保存工事の設計、海底線の建設及保存工事の設計並に施行、水底線の鑿装作業に關する事項

口、地方機關

電氣通信事業の地方機關については、之を業務運営方面と設備の建設保守方面とに分つて述べることゝする。先づ業務運営方面としては地方監督機關たる逓信局と現業機關たる通信官署とを擧げることが出来る。

(一) 地方監督機關

地方に於ける業務の監督は初め電信局直接之に當つてゐたのであるが、逓信省創設の翌十九年三月新に地方逓信官署官制を定め、全國須要の地に逓信管理局を置き一府縣乃至數府縣を管轄せしめ茲に漸く地方逓信業務の形體が整ふに至つた。其の後屢次の改正が行はれたが大正八年には全國を七管區に増區すると共に逓信局を東京、名古屋、大阪、廣島、熊本、仙臺及札幌の地に置いた。其の後大正十三年逓信局官制が制定され更に昭和十一年に至り東京都市逓信局を増置すると共に從來の東京逓信局は東京地方逓信局と改稱し、以て益々監督制度の完璧を期し今日に及んでゐる。其の所在地及管轄區域は左の通りである。

機	無	調	試	市	市
械	線	査	験	外	内
				建	建
				設	設
電信及電話機械並に附屬品の裝置及保存工事の設計に關する事項	無線電信、無線電話及搬送式電信電話の建設並に保存工事の設計及施行、官廳用及私設の無線電信並に無線電話裝置の検査に關する事項	電信、電話、無線電信及無線電話の技術調査及統括、設備の技術的調査及設計、工事用品の調査及仕様並に發明の特許出願等に關する事項	長距離及國際回線の障礙及試験統括、日滿連絡有線電氣通信施設の保存工事に關する事項	市内電話の建設請負工事の設計検査に關する事項	電信、市外電話、無線電信及無線電話の建設請負工事の設計並に検査、電信及電話中繼設備搬送式電信及電話の裝置請負工事の設計並に検査に關する事項

逓信局所在地及管轄區域

逓信局別	所在地	管轄區域	府縣數
東京都市	東京市	東京府、神奈川縣	一府一縣
東京地方	東京市	新潟縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、靜岡縣、山梨縣	八縣
名古屋	名古屋市	愛知縣、三重縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣	七縣
大阪	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山縣、德島縣、高知縣	二府六縣
廣島	廣島市	廣島縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、山口縣、香川縣、愛媛縣	七縣
熊本	熊本市	熊本縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣	八縣
仙臺	仙臺市	宮城縣、福島縣、岩手縣、青森縣、山形縣、秋田縣	六縣
札幌	札幌市	北海道一圓	六縣

尙逓信局補助機關として左記の如きものがある。

(1) 現業監督事務司掌局(約五〇局)

府縣廳所在地の普通郵便局(同一地に二以上の普通局ある場合は其の内の一)を指定して司掌局とし、所在地府縣に於ける現業監督の事務を掌らしめてゐる。北海道に在つては國又は郡を以て區域を定

め、同區域内に於ける普通局を司掌局とする。但し逓信局所在地の府縣又は國には司掌局を置かない。

(2) 電信回線通信監視措置局(約一三〇局)

全國主要普通局電信官署を指定して通信監視措置局とし、當該局の擔當電信回線の狀況等を監視して線路障碍其の場合臨機適當の措置を爲さしめてゐる。

(3) 電信通信監査局(約七〇局)

全國主要普通電信官署を指定して電信通信監査局とし、電信監督機又は其他の方法に依り管轄内各局所に於ける電報送受事務運行の適否を監査し、事故の防遏其の他業務成績の改善に努めしめてゐる。

(4) 市外電話取扱監視措置局(約七〇局)

全國主要普通電話官署を指定して市外通話取扱監視措置局とし、市外交換監査機又は其の他の方法に依り、當該局の擔當回線に接続せられる各局所の市外通話の取扱及疏通狀況を指導監視せしめ、以て市外電話回線の能率の向上を圖り通話の疏通を一層迅速正確ならしめる爲、臨機適當の措置を爲さしめてゐる。

(二) 現業機關

電氣通信事業の現業機關としての最初は、明治二年電信業務を取扱つた傳信機役所に始まる。其の後幾多の變遷を経たが明治三十六年従前の諸官制を廢し、新に通信官署官制を制定して各種現業機關の組織名稱等を整備統一し、通信官署を通信管理局、郵便局、電信局、電話局及鐵道郵便局に分ち、郵便局は通信官署中最も普遍的なものとして郵便及爲替貯金の外、電信並に電話事務をも取扱はしめ得ることとして其の等級を一等乃至三等とし、新に特定三等局の制を設けて在來の普通三等局の渡切制度と一、二等局に於ける經費直轄制度とを加味した組織に依り地方小都會地の局を之に指定した。其の後明治三十八年郵便電信受取所及郵便受取所を改めて従來官設のものは二等局に、請負のものは無集配三等局とした。

明治四十三年官制改正に際し通信官署を郵便局、電信局及電話局としたが其の後大正二年再び管理機關と現業機關とを合同して新に地方遞信官署官制を公布し、地方遞信官署を遞信局、郵便局、電信局及電話局とした。然るに大正十三年復々官制を改めて、遞信局に關しては別に遞信局官制を、郵便局、電信局及電話局に關しては再度通信官署官制の公布を見た。而して昭和十六年二月に通信官署官制に改正を加へ、等級別を廢止し從來の一、二等郵便、電信、電話局は普通局に、特定三等局は指定局に又普通三等局は特定局に夫々改正せられた。

此の間一般通信事業の増進に伴ひ局所は間斷なく増加し、明治三十六年請願電信規則を定めて請願により町村に電信局所を新設するの途を拓いたが、大正四年其の範圍を擴張し郵便局所の新設並に電信、電話事務の開始等にも及ぼした。又無線電信の實用化と海運業の發達に伴ひ明治四十一年五月銚子無線電信局及天洋丸無線電信局を設置したのを始めとし、陸上及船舶無線局所の開設せらるるもの漸次多きを加へ、昭和十年十二月從來電話通話のみ取扱つた電話所に電信をも取扱はしめることとして其の名稱を電信電話取扱所と改正し、續いて昭和十二年十一月より郵便取扱所に於ても電信及電話を取扱ひ得ることに郵便取扱所規則（大正十五年十月省令第三十九號）を改正すると共に、從來郵便取扱所に併置の電信電話取扱所を廢止したのである。

現在電氣通信事業の現業機關として、郵便局、電信局、電話局、無線電信局、郵便取扱所、電信電話取扱所、電信取扱所、無線電信取扱所があるが、之等に關しては別に掲げる電信取扱局所（八三頁）、電話取扱局所（一一一頁）、無線電信取扱局所（一四三頁）、無線電話取扱局所（一五五頁）の各項を参照されたい。

次に建設保守方面であるが、之が地方機關としては遞信局、電信電話建設事務所等がある。即ち電氣通信施設の建設並に保守工事中無線電信、無線電話及海底線工事並に市外電話線路特殊工事等特別のものを除く外は總て遞信局の工務課に於て之が執行の任に當り、更に工事執行上必要の地には工務出張所を設けてゐる。現業局所に於ける電氣通信施設の建設保守、試験調整等は凡て此の工務出張所によつて掌理されてゐるのである。

ある。又遞信局とは別に地方に電信電話建設事務所を置き電信電話請負工事を専ら現場に於て指揮監督するの外之等工事の準備計畫等を爲さしめて居り、その他電信電話回線保守試験の完璧を期し良好な通信状態を保持せしめる爲本省に試験課を設置してあるが、實務機關として地方に試験課出張所を置き夫々所管區域を定めて専ら長距離及國際回線の試験施行に當つてゐる（朝鮮に京城釜山の二）。而して電信及市外電話回線試験規程によれば、此の回線の試験を施行する局所を試験局と稱し、試験局は試験統制局、試験統制支局、試験統制分局、地方試験局の四つに分つことが出来るのであるが、前三者は統制回線（國際通信回線及數箇所の試験局に亘り特に試験統制を必要とする回線を謂ふ）の試験を施行するものであつて、地方試験局は統制回線を除く一般回線の試験に當るものである。前掲試験課出張所は此の統制回線の試験に當るものであつて、試験統制局は此處に置かれ同局管内の支局及分局を指揮してゐる。又地方試験局は遞信局の管轄に屬してゐる。今之等の諸機關の名稱、所在地及管轄區域等を挙げれば左の通りである。

(1) 遞信局工務出張所數

遞信局別	東京	東京	東京	名古屋	大阪	廣島	熊本	仙臺	札幌	計
出張所數	九	一一	一一	一一	一三	一一	一一	六	一一	八三

(2) 電信電話建設事務所及試験課出張所の名稱、位置並に管轄區域

區別	位置	管轄區域
電信電話建設事務所	東京市、大阪市、福岡市	福井縣、岐阜縣、三重縣以東、北海道一圓、京都府、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣以西、島根縣、岡山縣以東、四國一圓、廣島縣、山口縣以西、九州一圓

級俸以上の俸給を受ける者は、高等試験委員の銓衡を経て遞信省事務官、遞信局事務官又は通信事務官に任用することができるのである。

三、給 與

給與とは一般に職務の遂行に對する報酬として勤勞者の得る所得を總稱するが、茲に所謂給與とは官廳が官吏、公務員其他に對し俸給、給料、手当、日當、宿泊料、被服等を支給することを謂ふのである。給與は之を一般給與たる俸給、給料と特別給與たる勤勉手当、年功加給等に分つことが出来る。

イ、一般給與

高等官官等俸給令(明治四十三年三月)及判任官俸給令(明治四十三年三月)等の規定に依り大體各省の文官共通であり、高等官は年俸一千五百圓(奏任十一級俸)より六千八百圓(大臣)まで、判任官は月俸二十圓より百八十圓まで、判任官待遇の遞信手は月俸三十圓より百四十五圓までを給せられる。

職員	事務員、電話主事補、電話事務員	日給月額八十五圓以内
職員	工務員及技術員	百二十圓以内
職員	通信員	四十圓以内
特務職員	集配員、機械工員、線路工員	百二十圓以内
特務職員	集配員、機械工員、線路工員	百三十圓以内
備人	給仕、小使	三十圓以内
備人	給仕、小使	七十五圓以内

ロ、特別給與

遞信職員は其の業務の性質上比較的多數の現業職員を包含し、殊に職員、特務職員及備人が其の主な部分

を占めるのと、勞價相伴はしめる趣旨より左表の如き特別給與制を生じて來たのである。

名 稱	創 始 年 月	摘 要
夜 勤 料	明 治 四 年	宿直又は徹夜勤務をした者に支給す但し勤勉手当の給與を受ける者には支給せず
年 功 加 給	明 治 十 八 年	遞信局又は通信官署の職員及特務職員に對し給與する
取 締 役 給	明 治 十 九 年 十 一 月	遞信手、特務職員及備人の取締役に對し月手当を給與する
交 通 至 難 地 在 勤 手 當	明 治 三 十 年 七 月	交通至難の場所に在勤する通信官署等職員に月手当として給與する
在 外 遞 信 職 員 手 當	明 治 三 十 四 年 三 月	對支通信關係改善の事務に従事する爲中華民國駐在を命ぜられた職員、在支那、香港帝國領事館附を命ぜられた職員及在外電信局に在勤の職員に對し給與する
現 業 員 勤 勉 手 當	明 治 三 十 六 年 三 月	遞信局及通信官署に於ける現業員で其の職務に勤勉な者に給與す
船 舶 内 在 勤 手 當	明 治 四 十 二 年 八 月	船舶内に設置した電信及電話官署等に在勤する職員に給與する
特 殊 有 技 者 勤 勉 手 當	大 正 九 年 十 二 月	電信事務、電信試験事務、電信信號に依る市外電話交換事務の一に熟達し職務に勤勉な者に給與する
現 業 員 産 婦 手 當	昭 和 五 年 十 月	現業事務に従事する職員、特務職員及備人の女子で分娩の爲缺勤した場合に給與する
出 納 員 手 當	昭 和 十 年 十 二 月	現業局に於ける現金取扱事務に従事する者に給與する
家 族 手 當	昭 和 十 五 年 十 月	扶養家族を有する判任官以下の職員(月収百五十圓を超えざるもの但し外地は二百圓)に給與する
代 務 者 手 當	昭 和 十 五 年 十 二 月	職員、缺勤又は缺務に依る後補充の爲勤務時間外の常在員をして代務せしめたる場合に給與す

四、養成機關

1、逓信官吏練習所

明治四年十月新にモールズ印字機の渡來するに及び、其の操技を修得せしめる爲翌月工部省に修技教場を設け生徒六十名を入學教習せしめた。之が今日の逓信官吏練習所の權輿である。其の後名稱を修技學校、電信修技學校、東京電信學校、東京郵便電信學校、逓信官吏練習所と順次改められ、通信技術のみならず逓信事業全般事項を教授するに至り明治四十二年現在の逓信官吏練習所に改稱された。

逓信官吏練習所は逓信事業に従事する者に對し事業上必要な學術技藝を教授し、併せて人格の陶冶徳性の涵養を圖るを以て目的とし、其の分科入學資格及修業年限は左の如くである。而して益々複雑精密化して行く電氣通信技術設備の運営に適應する技術者を養成することを目的として昭和十五年十月特別技術科を新設し又從來修業年限二年なりし技術科の修業年限を昭和十六年五月より三年に延長した。

分科	修業學藝及技術	入學資格	修業年限
第一行政科	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保險事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
第二行政科	電信、無線電信事業其の他逓信行政上必要な學術及特殊電氣通信術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
第三行政科	電話、無線電話事業其の他逓信行政上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	二年
技術科	電信、電話、無線電信無線電話其の他電氣通信の技術並に業務上必要な學術	部内外の志望者で入學試験（中學卒業程度）に合格したるもの	三年
特別科	逓信事業に關する専門の學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長に依る吏員中より逓信官吏練習所に合格したるもの	約二年

特別技術科	電氣通信に關する専門の技術	習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの 大學の工學部又は専門學校に於て電氣工學を専修したる者	約六月
專修科	逓信事業に關する特殊事務又は學術	逓信官吏練習所又は逓信講習所高等科卒業者 中所屬部局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六月
技術補習科	電信及電話に關する學術	所屬局長の推薦に依る吏員中より逓信官吏練習所長の選定に依り入學を命ぜられたもの	約六月
無線通信科	無線通信に従事するに必要な學術	部内者で一年以上勤務し入學試験に合格したるもの	一年

（備考）專修科は更に外國郵便科、無線電信技術科、外國電氣業務科並に無線電信通信科に分つ。

口、逓信講習所

電信通信技術者の養成に關しては、明治二十年五月東京電信學校の設立に伴ひ同六月電氣技術見習生取扱規則を制定し、逓信管理局長に於て臨時見習生を募集したのが逓信講習所の始まりである。

逓信講習所は通信官署の通信事務に従事する吏員の養成を目的とし、逓信局所在地（東京地方逓信局のものは静岡）に之を置き、金澤、下關、長崎及那覇の四箇所に同支所を置く。而して東京地方逓信局逓信講習所は、設備の關係上普通科第二部の一部分を養成するのみにして他は全部之を東京都逓信局逓信講習所に依託養成してゐる。

昭和十六年逓信講習所機構の整備を圖り郵便科を普通科第一部、從來の普通科を普通科第二部と改稱し、高等科は之を三部制とし、郵便科に對する高等科を新設して之を第一部とし從來の第一部及第二部を夫々第

二部及第三部と改稱した。

現在講習所の所在地、入學資格並に修業年限は左の如くである。

(1) 所在地(所在地下欄は支所)

通信局別	所在地	通信局別	所在地
東京都市	東京	名古屋	名古屋
東京地方	静岡	大阪	大阪
廣島	廣島	金澤	金澤
熊本	熊本		
仙臺	仙臺		
計			

(2) 入學資格及修業年限

分科	修業年限	藝及技術	年修業	備考
第一部	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金其の他通信事業に必要な學術	入學試験(高等小學校卒業程度)に合格したもの	一ケ年	静岡を除く各本所に置く
第二部	普通電氣通信術及通信事業に必要な學術	普通科第一部卒業後一年以上郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金の實務に従事したもので入學試験(中學校三學年修業程度)に合格したもの	一ケ年	東京、大阪及廣島に置く
第一部	郵便、郵便爲替、郵便貯金、簡易生命保険及郵便年金其の他通信事業に必要な學術	普通科第二部卒業後一ケ年以上電氣通信の實務に従事したもので入學試験(中學校三學年修業程度)に合格したもの	一ケ年	
第二部	高等電氣通信術及通信事業に必要な學術	入學試験(中學校四學年修業程度)に合格したもの		
第三部				

ハ、其の他の養成機關

(一) 電話事務員見習養成制度

電話事務員は他の事務に従事する者と異り、電話交換業務に關する特殊の技能と知識とを必要とするので現在人員に缺員を生じた場合と雖も直に新規採用者を以て之に充てることが出来ない。必ず一定の見習課程を経て電話交換實務を練習した特殊技能者であることを要する。従つて圓滿なる電話業務の運行を期せんが爲には常に補充人員として一定割合の電話交換業務見習者を養成して置く必要がある。この養成人員は豫め既往に於ける缺員状況を基礎とした見込缺員補充人員及事業増進に伴ふ所要人員並に令達豫算額等を併せて考慮の上決定するのである。現在現業各局に於ては専ら電話交換手見習養成準則(大正九年十一月通信局長)に基き電話事務員見習を養成してゐるのである。

(二) 工務員、機械工員及線路工員見習養成制度

本制度は電信、電話、無線電信及無線電話の建設並に保守に従事する工務員、機械工員及線路工員の缺員補充及増員要員の見習養成を目的とするものであつて、毎年度初頭見習採用方針、養成期間及教育程度等の養成基準要項を當該年度所要豫算額と共に本省から令達し、逓信局に於ては右指示事項に基き、令達豫算額の範圍内に於て養成人員を決定の上工務課若は同出張所に於て養成するものである。而して其の養成方法は學課教育及實習に分ち、養成中は室内教育を主とするが工事現場に於ても實務に付いて指導するのである。

五、會議

イ、東亞電氣通信協議會

日滿支間電氣通信の圓滑なる運行を圖る爲には其の通信施設の整備擴充及業務の運行に付緊密なる連絡協調を必要とするは勿論のことであるが、從來日滿支間に於ては其の綜合的連絡機關無く施設及業務に付ては

専ら各事業者間の個別的協定に依り運行せられて来た。而して事業者の数は漸次増加する一方日滿支の一體化は愈々切實に要請せらるゝに至り東亞電氣通信の綜合的且有機的機能を最高度に發揮せしめ以て電氣通信事業が新秩序建設の爲分擔する使命の達成に遺憾なからしむる爲には、之等各地域の業者を通じ業務及技術の連絡を一層緊密にするの必要あるに鑑み、遞信省に於て之等各事業者間の連絡協議機關として本協議會設置を提案し、關係各機關一致の贊同を以て昭和十四年十月之が設立を見たのである。

本會議は大體年に一回開催されることゝなつて居り、第一回第二回は東京に、第三回は今春滿洲國新京に於て開催されたのであるが、毎回東亞電氣通信に關する重要且緊急事項が協議され多大の効果を擧げつゝあり、來る第四回は東京に於て開催される豫定である。

本協議會の構成は差向き日滿支の電氣通信關係事業經營機關を以て組織され、第一部第二部會に別れ、第一部會は電氣通信の業務に關する事項、第二部會は電氣通信の技術に關する事項を掌つてゐる。而して各部會は必要に應じて聯合して總會(第一部會と第二部會との合同會議)、聯合部會(第一部會と第二部會の一部の合同會議)を開催するのである。

次に本協議會の構成員を示せば次の通りである。

- (1) 日 本
遞信省、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳、國際電氣通信株式會社、日本電信電話株式會社、
- (2) 滿 洲
日本放送協會、朝鮮放送協會、臺灣放送協會
- (3) 華 北
滿洲電信電話株式會社
華北電信電話株式會社、華北廣播協會

- (4) 華 中
華中電氣通信株式會社、中國放送協會
- (5) 南 支
厦門電氣通信株式會社
- (6) 蒙 疆
蒙古自治政府交通總局、蒙疆電氣通信設備株式會社

尙茲に一言を要するは東亞電氣通信事務局であるが、之は本協議會とは別個の組織であり、別項附録電氣通信事業關係法人の概要に述ぶるが如く第二回本協議會の協議事項の所産たる東亞電氣通信業務協定に基き設定されたものであつて該協定に關する庶務事項を掌るものであり、本協議會の庶務其の他に關する事項は凡て電務局調査課並に工務局調査課に於て擔當してゐる。

ロ、國際電氣通信聯合

國際電信電話の發達と共に國際的協力機關の必要が感ぜられるのは當然であつた。現在國際間には國際電氣通信聯合なる機關が存在し、現行の國際電氣通信制度は右聯合に依る各國間の行政的協力に依つて圓滿なる運行を見てゐるのである。

國際電氣通信聯合は一九三二年マドリッドに於て締結せられた國際電氣通信條約に依り成立したものであるが、其の本體は従前より存在した萬國電信聯合及國際無線電信聯合の統合せられたものである。

(4) 萬國電信聯合 萬國電信聯合の萌芽とも云ふべきは國際通信に關し一八五〇年獨逸、奧太利等の間に結ばれた聯合であつて、其の後歐洲諸國間に電信業務に關し各種の條約が締結せられたが、年月の経過に伴ひ新たな國際規定の必要が感じられた結果一八六五年三月佛國巴里に國際的會合が開催せられ、茲に萬國電信聯合の創立を見るに至つた。

この電信聯合の當事國は普、墮、佛、伊、露等の歐洲に於ける二十箇國であつたが、其の他の國も其の希望に依り聯合に加入し得る様同條約に於て規定し、且電報取扱の細目に關する條約附屬規定を制定した。本邦としては一八七二年（明治五年）羅馬會議に始めてオブザーヴァーを參列せしめ、一八七九年（明治十二年）本聯合に加入して同年倫敦會議に始めて正式委員を派遣した。

巴里會議以後開催せられる會議に付ては前回の會議に於て其の日時及場所を決定することゝせられ、一八六五年（慶應元年）の巴里會議以來別表記載の如く屢次會議を開いたが、一八七五年（明治八年）聖彼得堡會議に於て議決した條約は其の後修正を加へられず、一九三二年（昭和七年）迄其の效力を存続したのである。

(2) 國際無線電信聯合 國際間に於ける無線通信統制の必要は夙に認められ、一九〇三年先づ伯林に豫備會議を開き、次いで一九〇六年初めて同地に正式の國際無線電信會議開催せられ茲に無線電信聯合の發生を見、英、米、獨、佛、伊以下世界の主要國二十七箇國が之に加盟したが、我國は最初より本聯合に加盟した。其の後開かれた國際無線電信會議は一九一二年の倫敦會議及一九二七年華府會議等である。

無線電信聯合を有線電信聯合に併合すべしとの説は既に第一回の伯林無線電信會議當時より行はれた處であるが、有線及無線の關係國の利害が必ずしも一致しなかつた爲其の實現を見なかつたが、其の後兩聯合を併合すべき機運濃厚となり、一九二五年の巴里電信會議、一九二七年の華府無線電信會議等に於ける討議を経て一九三二年のマドリツド會議に至り遂に之が實現を見るに至つた。併合直前に於ける電信聯合の加盟國は八四箇國、無線電信聯合の加盟國は一五六箇國であつた。兩聯合合併の結果有線及無線に共通の規定を單一條約の下に統合し、其の附屬規則として電信、電話及無線通信の三業務規則を定め、加盟國は之等三規則中の全部又は一部に調印することを要することゝなつた。斯くして本會議に参加し條約に加盟した國は世界の殆んど總ての國を網羅し、其の通信系統は地球を覆ひ完璧に近い世界聯合を形成するに至つた。

聯合の主な任務は適時會議を開き時運の進展に應じ、且通信機器の發達進歩に伴ひ國際電信電話及無線通信の運用上最も合理的且利便な制度を制定し之が運用に國際協力を圖るに在つて、國際電氣通信事業運用の基準たる國際電氣通信條約は締約國政府の全權委員を以て構成する會議に依り、又條約附屬諸規則は該規則を承認した締約國政府の代表委員を以て構成する主管應會議に依り改正することが出来るのである。但し條約の改正は前回の全權委員の會議に於て決議を爲した場合、又は少くとも二十箇國の締約國政府が聯合の事務局所在國政府（現在では瑞西國）に改正の希望を表明した場合に於てのみ行ひ得べく、又附屬規則改正の爲主管應會議の場所及期日は前回の主管應會議に於て之を決定することに定められた。因みに最近の國際通信會議は一九三八年（昭和十三年）二月カイロに於て開催せられた國際電信電話會議及國際無線通信會議である。

尙右の外に國際電氣通信條約に基いて電氣通信業務に關する問題を研究する爲設置せられた機關に、國際電信諮問委員會、國際電話諮問委員會及國際無線通信諮問委員會等があり、之等委員會の會議が屢々開かれて居る。

從來開催せられたる會議の年月及開催地を示せば左表の通りである。

(一) 萬國電信會議

回数	年次	開催地	備考
第一回	一八六五年(慶應元年)	巴里	
第二回	一八六八年(元治元年)	維納	
第三回	一八七三年(明治五年)	羅馬	
第四回	一八七五年(明治八年)	聖彼得堡	
第五回	一八七九年(明治十二年)	倫敦	
第六回	一八八五年(明治十八年)	伯林	
第七回	一九〇二年(明治三十五年)	巴里	
第八回	一八六六年(明治九年)	ブタペスト	
第九回	一九〇三年(明治三十六年)	倫敦	
第十回	一九〇八年(明治四十一年)	リスボン	
第十一回	一九一五年(明治四十八年)	バラスセル	
第十二回	一九一八年(明治五十一年)	マドリツド	
第十三回	一九三三年(昭和八年)	カイロ	
第十四回	一九三八年(昭和十三年)	カイロ	

(二) 國際無線電信會議

回数	年次	開催地	備考
第一回	一九〇六年(明治三十九年)	伯林	
第二回	一九二二年(明治四十五年)	倫敦	議決正式加盟委員を派
第三回	一九三七年(昭和十二年)	華盛頓	議決
第四回	一九三三年(昭和七年)	マドリッド	萬國電信會議と同時に開催す
第五回	一九三八年(昭和十三年)	カイロ	

六、防空通信

防空の重大性は電氣通信主管廳たる遞信省としても豫てより充分之を認識し、昭和三年六月大阪市及その附近に實施せられた防空演習に際し市外電話回線の専用を承認したのを嚆矢とし、爾來各地の防空演習には事實上積極的に協力して來たのであるが、陸海軍の防空に即應して所謂國民防空の實を擧げる爲昭和十二年防空法其他防空關係諸法令の制定實施を契機とし、且又今次事變の勃發に因る實際上の要求とに基き、遞信省の防空に對する自主的且積極的協力範圍を明確ならしめると共にその取扱方法を全國的に統一して、防空實施上必要な緊急通信の疏通を一層迅速圓滑ならしむる爲昭和十三年一月防空通信規則を制定し、防空通信取扱に關する基本的事項即ち防空通信の種類及之が優先無料取扱、防空通信の爲の通信施設に關する料金の減免、防空通信取扱の爲の私設及官廳用電信電話の供用等を規定しその廣汎な運用の細則に付ては防空通信取扱規程及通牒に依り補充せられてゐる。其の後昭和十五年三月には航空機を搭載した敵の艦艇の行動を報告する通信を情報とし更に十六年五月には軍防空實施上特に緊急を要する指揮連絡報は之を緊急指揮連絡報として一般のものに優先して取扱を爲すの要あるを認め之に伴ひ右規則及規程の改正を行つた。而して今

次事變の勃發に伴ひ、本制度は直ちに發動せられ、軍防空たると、國民防空たると將又官廳防空たるとを問はず、防空實施上必要な關係通信の取扱に或は防空通信の爲に必要な通信施設等に適用せられ、國防の第一線に防空上の重大な役割を演じつゝある。
又全國各地で軍防空に即應して行はれる防空訓練にも必要に依り本制度を準用し、以て現實の空襲對策に直面し將來の空襲を豫想して國土防衛上萬遺憾なきを期してゐる。

2 電 信

一、電信の起源

我國に電信機の渡來したのは、安政元年(西曆一八五四年)米國水師提督ペルリが來朝した際携帶したエンボツシング・モールス電信機に始まる。是より先歐洲各國は早くも電氣の時代に入らんとし、十八世紀の中葉フランクリンが紙風に依る電氣の實驗は事既に古く、英人ホキートストーン電信機(一八三七年)に至つて漸く實用の緒に就き、之に關する發明各國を通じ六十有餘名を算するの状況であつたが、之を機械的に完成したのは實に印字機の鼻祖モールスである。ペルリに依つて我國に渡來したのは之が完成後十八年のことである。而して我國に於ける電信事業は、明治二年八月先づ横濱燈明臺役所と横濱裁判所との間に電信線を架設しブレゲー指字電信機を装置して専ら官用通信を試み、次いで同年十二月(當時の我が國の曆法は太陰曆に依つて一月に當る)築地に開設した東京傳信局と横濱裁判所内に設置した横濱傳信局との間に公衆電報の取扱を開始したのを以て嚆矢とする。

二、電信取扱局所

明治二年創業の際東京及横濱に傳信機役所を設置したのが電信局所の濫觴である。其の後名稱を傳信局、電信局、電信分局(當時の監督官廳たる工部省電信寮を電信局と改稱し、從來の電信局を電信分局とす)と順次改められ、明治十八年までは電信單獨の局所を設けてゐたのであるが、同年一部は電信分局として殘存せしめ大部分は郵便局と合して郵便電信局となす方針に改められた。同二十年再び電信分局を電信局と改稱した。これより先、明治十九年警察用又は鐵道用の如き諸官廳にある電信分局を電信取扱所と改稱したが、明治二十一年十一月鐵道電信取扱所に公衆通信

の取扱を開始したのである。

而して局所数は逐年増加を見たが郵便取扱局所の如く急激な増加はなく、明治五年郵便局數千百餘を算したのに拘らず電信局は十八局、明治二十年に至り郵便局數四千五百餘に對し電信は二百二十六局に過ぎなかつたが、明治二十一年に至り鐵道電信取扱所に公衆電報の取扱を開始することとし、又同三十六年には講願電信の制度が設けられる等電信網の普及されるに伴ひ漸次増加し、明治末期には四千局を超え、次いで特に歐洲大戰の影響、昭和九年度の通信特別會計の実施等に依り局所普及上一段の飛躍をした。尙昭和十年には電信電話取扱所を創設、同十二年には郵便取扱所でも電信電話を取扱ひ得ることとした。而して昭和十五年十二月に至り郵便取扱所は總て郵便局に改定され、現在電信取扱局所としては電信局、郵便局、電信電話取扱所及電信取扱所がある。

昭和十六年三月末現在に於ける局所數は一萬三千九百七十二局所に達し、一局所當の面積は二十七平方料三十七、人口は五千二百三十三人である。(現業機關六三頁、電信取扱局所統計二六七、三六五頁參照)

三、電信線路

電信線路は明治二年東京、横濱間に始めて敷設せられ、其の後漸次増延長し同二十年に至り全國樞要の地を聯ね爾來逐年増加を見るに至つた。



電信線路の建設は創成期においては主として官有地道路等を使用した。電信の回線の普及と共に到底これらにより得なくなり、一方土地收用法の制定もあり、明治二十三年電信電話線建設條例を制定し電信線路建設の圓滑を期するに至つた。恰もこの年までの電信線は鐵の裸線のみであつたが、始めて硬鋼線を東京大阪間に用ひた。爾來高速電信回線は漸次これに改められ、又明治三十七年には全國に亘つて東京本局品川間に地下ケーブルが敷設せられたが、昭和十六年三月末現在では架空裸線條延長二十一萬料に對し地



下ケーブルの心線延長十萬料に及んでゐる。そのほかに大正時代になつて用ひ初めた架空ケーブルも今では心線延長三萬料に上り、我國土上には實に延長約三十七萬料の電信網が張り廻らされてゐるわけである。最初ケーブルは大都市内に使用するのを主として來たが、近來天災地變相次々に及んで通信確保のため主要電信線路のケーブル化が急速に進行しつゝある。一方海底線は明治五年下關海峡に敷設したのが始めて、あるが、明治二十九年ケーブルシツプのトツプを切る沖繩丸の就航によつて鹿兒島——沖繩——臺灣を聯ぐ本邦最初の長距離海底線敷設を始めて邦人の手により敢行し、明治三十九年には東京小笠原島間に敷設し米國商業太平洋海底電信會社の敷設したガム小笠原島間の電線に接続され、其の後長崎臺灣間、長崎上海間に夫々海底線を敷設して内地と外地又は海外との直通電信連絡を完成し昭和十五年三月末現在これら海底電信線の延長は約二萬料である。昭和十一年松江元山間の海底線通信を大阪まで延長し北鮮對阪神地方發着電報の速達を圖つたが、これは長距離海底線の都市集中に先鞭をつけたものである。なほ最近長距離電話ケーブルの發達と共に、通信安固にして動作確實しかも經濟的に多數の通信路を得られる搬送式電信の通信方法が出現したが、我國においては實用的なものとして昭和三年名古屋大阪間に行はれたジーメンズ式音聲周波多重電信を以て嚆矢とする。その後青森函館間、吉見釜山間、東京大阪間、大阪對下關、福岡間に相次いで實施、更に昭和十三年末には日滿長距離電話ケーブル竣工に伴ひ福岡對奉天、京城間に搬送電信路を作成し内鮮間及日滿間直通電信回線の増設を見るに至つた。越えて昭和十四年以降東京對名古屋、福岡、仙臺、盛岡、青森、函館間及大阪對金澤、岡山、廣島間等の國內主要幹線を始め其の他の小區間にも相次いで實施せられ、斯くして我國の主要電信回線は長距離電話ケーブル網の完成に伴ひ遠からずして全部搬送電信化せられ、回線數の増加と俟つて電信の電話化即ち交換集信による電信通信の方法も可能となる氣運に向ひつゝある。

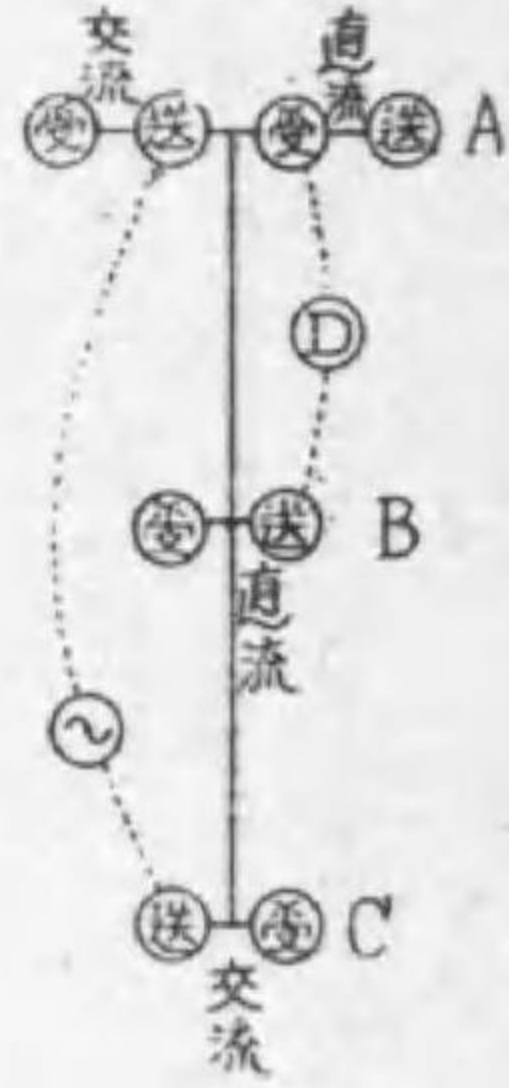
次に右線路に依つて構成せられる電信回線の發達變遷を見るに、明治十九年末に於ては其の數僅に百十五回線に過ぎなかつたが、明治三十五年一千回線、同四十四年二千回線、大正九年三千回線と逐次増加し、昭

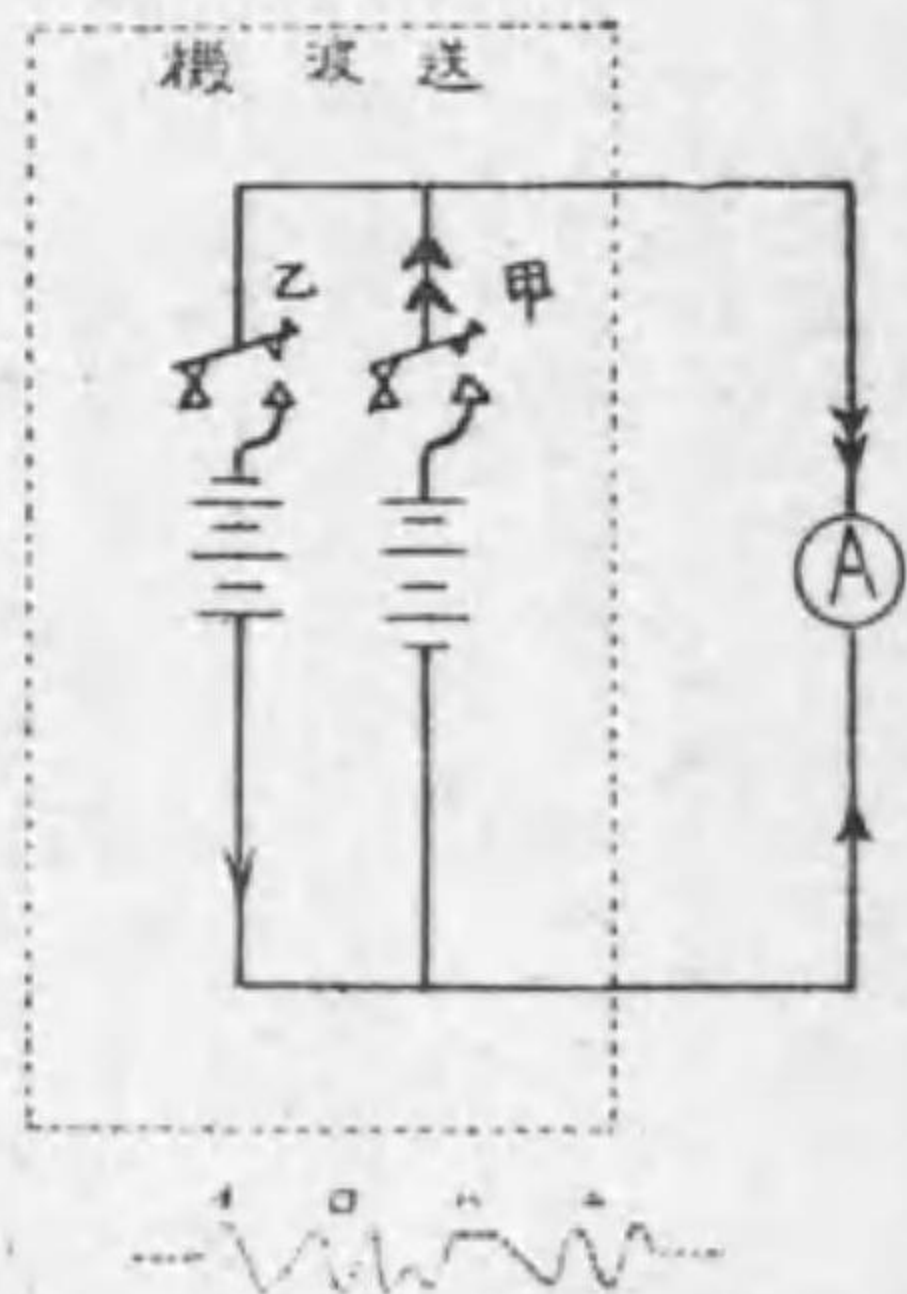
和十六年三月末現在に於ては九千九百九十回線の多數を算するに至つた。之を通信方式別に見るときは、手送回線（單信、二重、結合單信、四重、交直二重双信）は二千二十九回線で總數の二割を占め、高速度電信は電話回線である。接続局數別の回線は二局接続のものも多く、其の數六千六百九十八回線で過半を占め三局接続回線之に次ぎ、以下接続局數の増加するに従ひ回線數減少し七局接続回線は僅に二回線である。（電信線路統計二七七、三六六頁参照）

猶現在に於ける電信通信方式に付いて述べれば次の通りである。

通信方式別	摘 要
音響單信（音單）	<p>音響單信は一般に用ひられる最も簡単な通信方法で、二局以上數局（五、六局位迄）を同一回線中に接続し、其の中の任意の兩局間に交互に音響による送受通信を行ふものである。（人員は各局一人）</p> 
音響二重（二重）	<p>一本の電線に音響單信を二箇組合せたもので、従つて人員も二倍を要す。兩局間に送信受信（兩局共一人の送信一人の受信）を同時に行ふ方式である。（二局接続を原則とするも稀に三局接続あり）</p> 

交 直 四 重	<p>一本の電線に交流と直流を電源とする二箇の音響二重を二箇組合せたもので、兩局間送信受信（兩局共二人の送信二人の受信）を同時に行ふ方式である。（二局接続に限る）</p> 
結 合 重 單 信	<p>一つの回線（一本の電線）に音響二重と音響單信とを組合せたもので、圖の如くABC三局を接続する回線に於て、AC間は通信量多くAB間BC間は比較的閑散な場合に應用し、AC間は音響二重に依り、AB間BC間は音響單信に依り通信を行ふ方式である。</p>  <p>一本の電線に交流と直流を電源とする異つた二つの二重通信を行ふ方式である。圖の如くAB間は直流に依り、又AC間は交流に依り、同時に通信を行ひ得る方式で（Aは送信二人受信二人BC共に送信一人受信一人を要す）BC間は通信出來ないものである。</p>

交 直 双 信	自 動 通 信 (二重)	手 送 印 刷	自 動 印 刷
	<p>豫め鑽孔機に依り、鑽孔紙と稱する特殊の紙テープにモールス符號を鑽孔し、之を自動送信機に掛けると自動的に電流を送出し、對手局の受信装置を動作させ紙テープにモールス符號を印出させて通信を行ふ方式である。</p>	<p>送信機鍵盤上の「キー」(歐文タイプライター式)配置を手で打てば、直接其の文字に該當する電流が流出し、對手局の受信機に至り同様の文字鍵を動作させて直に所要文字を印出し、以て通信を行ふ方式である。</p>	<p>自動印刷鍵盤鑽孔機によりテープに特殊符號を鑽孔し、之を送信機に掛けると當該文字が自動的に其の儘對手局の受信局に印出せられる方式である。</p>

現 波 通 信	搬 送 電 信	電 信 交 換
<p>現波符號は送信機の甲電鍵を壓下するとA受信機に▲▲符の方向に電流が動作し、又乙電鍵を壓下すると前と反對に▲―符の方向に動作する。▲▲符の方向(テープの上側)に現はれたものは短符、▲―符の方向(テープの下側)に現はれたものは長符で、此の短長を組合せたものである。</p> 	<p>搬送電信とは或る周波数の交番電流を適當な方法で符號に應じて變調して送出し、受信端で之を適當な方法で復調し元の記號を再現しようとするもので、一つの回線に諸種の周波數帯域の搬送電流により同時に多數の通信を行ふことが出来るものである。</p>	<p>無數に存在する小局間を常に直通回線で連絡することの不經濟なことは云ふ迄もないこと、大都市に於ては同一市内又は近郊地に存在する多數の小局間の通信は全部回線を中央局に收容して交換接續を行ひ何れとも直接に出来る様にすることで、リレー式自動交換機又はストロージャヤ式自動交換機等をその目的に適する様改造して使用してゐる。</p>

四、電信機械

電信通信に始めて採用せられた機械は「ブレイダー」指字機で極めて幼稚なものだつたが、モールス印字機の出現に依つて明治四年以來之に代へられ、更に明治二十八年に至り音響機を東京市内に使用してからその通信速度等において音響機の優ることが實證せられるに及んで漸次これに配備替をなし、これと前後して電報送受のための電話機も漸増し、昭和十六年三月末現在に於ては全國を通じ音響機は六千座、電話機は一萬座を超える實況である。これらに先ち明治十三年には二重電信機を横濱神戸間に始めて装置し重要回線は單信通信から二重通信へと進んだが、次いで明治十五年にはホキートストン自動電信機、明治二十五年には四重電信機等何れも東京大阪間に通信能率高い機械を採用し、漸次主要地間電信の四重通信化乃至自動電信化が實現せられて電報疏通に一大威力を發揮し初め、明治三十年には大隅臺灣間長距離海底線のため現波機が採用せられた。その後明治四十三年東京横濱間にフェルンドルツカー電信機が試用せられたが、これは印刷電信機の一つで我國印刷電信機の草分けをなすものである。大正十一年にはテレタイプ、ウエスタン・エレクトリック式、スタート・ストップ式等の歐文印刷電信機が使用せられ、稍々後れて昭和二年には和文印刷電信機が東京大阪間に始めて使用せられ、爾來全國主要都市局に漸次印刷電信設備を増加して來た處、昭和十二年十一月國産貼付式和文印刷電信機の運用が東京大阪間に實施せられた。又昭和五年には東京、大阪間に寫眞電信機を始めて装置してこゝに電信通信方法は符號通信から文字電信へ文字電信から寫眞通信へと三段跳的に進展し、通信用字に制約せられてゐた我が國電信の將來に一大光明を認められるに至つた。これら高級電信機械のみでも、昭和十六年三月末現在に於ては自動電信機百六十七、現波電信機十五、印刷電信機百八十、寫眞電信機五を算する狀況で、創業當時の機械と技術とを顧みるとき隔世の感がある。

その他電信交換機を明治三十二年より、又大都市内各局相互の電報送受用として氣送管設備を明治四十二

年より夫々東京に施設し、又東京株式取引所と附近仲買業者との間にチツカー電信機を施設したのは明治四十三年のことである。なほ昭和八年來東京、廣島、横濱、福岡の各局に逐次施設せられた電信集信機は、局舎設備の經濟と作業能率の向上とを圖る等相當効果を擧げて居り、又大正十三年以來全國主要局に於いて電報受信用としてタイプライターの使用を開始し電信通信上重要な役割を演じてゐる。更に最近に於ける電話託送電報の利用増加及電話線利用による電信取扱局所の増加に伴ひ、之等回線の集中局に於ける電報送受用電話機装置（集信装置を有する）が昭和十二年より主要局に施設せられるに至つた。而して昭和十六年六月秋田局に於て本集信機に收容せられるモールス回線に始めて調音式電信集信機を採用することになつた。之は在來の音響受信の代りに可聴周波の交流即ち調音の斷續符號を受話器に代り受信するもので之に依れば在來の音響機に依る通信室内の躁音を全く一掃し得るのみならず本集信機に電話回線をも集信すれば同一座席に於て電信電話回線を自由に選擇して通信し得る利點があり實施成績も極めて良好なので全國の集中局に次々に實施せらるゝ計畫である。

尙現在使用してゐる機械及其の效用は左の通りである。

機 械 名	實用開始時期	能 率	用 途
「ホキートストン」自動機	明治十五年	モールス符號を自動的に且高速度に受信局の現字紙に印出せしめ通信するもの	通信量の多い重要回線に使用す
音響機	明治二十八年	モールス符號を手送りに依り受信局に音響を以て現出せしむるもの	單信法に依るものは普通回線に又二重、四重等多重通信法に依るものは重要回線に使用す
現波機	明治三十年	モールス符號を自動的に波状を以て受信局の現波紙に現出せしめ通信するもの	通信量の多い長距離海底線に使用す

機 械 名	實用開始時期	能 率	用 途
電信用電話交換機	明治三十二年	直通回線を有しない市内局及近郊地 局相互間に於て回線の交換を爲す もの	東京、大阪、名古屋、京都等大都 市局に施設す
電 送 管	明治四十二年	空気の壓力作用に依り管路に依つて 電報其のものを授受するもの	電報の一時に輻輳する大都市の中 央電信局と市内局との間に施設す (東京、大阪、神戸に實施)
「チツカー」電信機	明治四十三年	電鍵の操縦により直接文字を電信機 に印出するもの	相場通信用として株式取引所に送 信機を設置し仲買店等各架設者に 對し同時送信するものである
「タイプライター」	大正三年	一分時速度 (和文 三五〇字 歐文 三〇〇字)	全國一、二等電信官署に於て電報 受信用として從來の筆書に替へて 使用する
電 報 搬 送 機	大正九年	ベルトコンベヤー、コードキヤリヤ ー、コードコンベヤー、ハウスチヤ ー等を使用す、何れも勞力に替へ 機械的に電報を運搬するもので通信 の速達に資するものとす	多數の電信回線を收容し多數の電 報を取扱ふ大局に實施す(東京、 大阪、名古屋、神戸、京都、下關、 長崎、札幌、横濱、岡山、金澤、 鹿児島、久留米)
「クラインシュミット」 鍵 盤 鑽 孔 機	大正十一年	タイプライターと同様の文字鍵盤の 符號を依り文字に相當するモールス 一符の速度に和文歐文共略タイプ ライターに同じ	自動機又は現波機回線に使用す
印刷電信機(頁式)	昭和二年	自動的に文字を直接受信局の受信紙 に印出せしむるもの	歐文、和文の兩機あり、共に通信 量多い重要回線に使用す
印刷電信機(貼附式)	昭和十二年	自動的に文字を直接受信局の現字紙 に印出せしめ通信するもの	歐文、和文の兩機あり、共に通信 量の多い重要回線に使用す

寫 眞 電 信 機	昭和五年	文字、繪畫若は寫眞等寫眞電報類信 紙に記載した形象其の儘を受信局に 電送し受信局に於ては寫眞として再 現せしむるもの	東京、大阪間に施設す
集 合 通 信 機	昭和八年	電信回線の經濟的運用を計る爲多數 機の回線を其の回線数より少ない通信 機に集約して運用するもの	現在東京、廣島、福岡、横濱に施 設す
電報送受用電話機裝置	昭和十二年	託送電報用と對小局用とを分離した もの之を併用するものと二種あり り何れも集信裝置を有す	東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、 京都等の大都市局は之を分離し、 其の他は併用とす
調音式電信集信機	昭和十六年	集合通信機の一様であるが本機の特 徴はモールス音響通信の代りに可聴 周波の交流即ち調音を受話器により 受信するもので電信電話回線に共同 集信する	秋田に施設す

五、電信従事員

電信従事員の増加は其の電報取扱數量の消長に影響されること當然であるが、電報の増加に比例して増加してゐない。これは使用機器の改良進歩と事業運営の合理化とに因るものと思はれる。

今電報取扱通數を見るに、最近に於ける電報取扱數量最低の昭和七年度の内外電報發著中繼信合計二億一千四百五十萬通を指數で一〇〇とすれば、昭和十五年度では指數一七七で七割七分の増を示してゐるが、従事員では昭和七年三萬七百名(指數一〇〇)に對し昭和十五年度三萬五千九百名(指數一一七)で約一割七分の増加を示してゐるに過ぎないのである。昭和十五年度末現在では普通局及指定局に配置のもの一萬九千二百六十九名、特定局以下に配置のもの一萬六千五百九十五名、合計三萬五千八百六十四名であるが、支那事變勃發に伴ひ電信有技者の應召又は從軍、其の他軍需工業等へ轉向するものあり、之に對處する爲遞信講習所養成定

員の増員を計り戦時下に於ける電信取扱に遺憾なきを期してゐる。(電信従事員統計二八一、三六八頁参照)
尙電信従事員の養成に關しては別項一般事項中養成機關(七二頁)に述べてある。

六、電信制度

イ、法令關係

電信に關する法令は明治二年十一月發布された「傳信機に關する七項」に始まり爾來幾多の變遷を経たが明治三十三年法制整備の必要に基き新に電信法を制定して在來の法規に代へ、その後事業運用の實際と社會の實狀とに適應せしめるため大正五年に小改正を見たのみで今日に及んでゐるのである。而して電信法制定と同時に従來電信條例に規定せられた事項で、これを命令に委ねる方が便利なものについては別に電報規則等を設けてこれに移しその他舊規定の整理を圖るところ少くなかつたが、現行電報規則は大正十四年の改正にかゝるものである。

近年電報の増勢益々激化の情況に鑑み利用規正を強化する必要を生じ昭和十六年三月遞信省令第二十七號以下を以て電報規則其他に改正を加へ、市内電報制度及「時間外」特殊取扱制度を廢止し、加入電話に依る電報の託送を事前請求制に改め、慶弔電報制度を一時中止し、又内國歐文電報に付ては署名制度を設ける等相當廣範圍に亘つて制度の變更を行つた。而して更に同年七月には遞信省令第七十四號を以て當分の間電報の取扱に關し廣汎な制限が加へられることゝなつたが其の主要なる點は慶祝又は見舞の内容を有する電報及内容不急と認めらるゝ電報の取扱中止、返信料前納、受信報知、追尾、再送、同文(一括通數五通以内のものを除く)及夜間配達の各特殊取扱の中止等である。

- (1) 至 急 電報は急速送達を要する要務に利用されることは謂ふまでもないが、一層の速達

を期さんとするものゝために至急の制度が明治十二年に創設せられた。

- (2) 返信料前納 返信に要する料金を發信人において前納し得る返信料前納の制度は明治六年に設けられた。而して當初にあつては現金を以て受信人に交付したが、後證券或は電信切手、郵便切手を用ひるの制を経て明治二十四年に至り返信料前納證書を發行使用することゝなつた。

- (3) 照 校 電報は正確、迅速なことを使命とするところであるが、之れが送達は電氣的作用によるものであるから誤りなきを保し難いので、送受手續において全部反覆し正確を期する制度を明治六年に設けられた。

- (4) 受信報知 電報が受信人に送達せられた時刻の通報を受ける受信報知の制度は明治六年に創められ、當初は別に報知依頼電報の名がありその後受信報知電報となり、明治十八年に受信電報と改められたが大正十四年再び受信報知電報と改稱せられた。本制度には電報受信報知郵便受信報知の二種がある。

- (5) 追 尾 受信人の居所を追つて送達する追尾電報の制は明治九年に開始せられた。
(6) 再 送 追尾に類似の制度であるが、受信人又は宛所の者が電報を受信人を追ふて更めて送達する制で明治十二年に創められ、創始當時は改追尾と稱してゐたが明治三十三年に再送電報と改稱せられたのである。

- (7) 同 文 多數の者に同時に同一内容の電報を送達するの制度は明治六年に設けられ當初は連名電報と稱せられたが十八年に同文に改められた。明治三十三年に一組を十通に制限したが昭和二年通數制限を撤廢した。而して現在は昭和十六年七月遞信省令第七十四號を以て五通に制限されてゐる。

- (8) 夜 間 配 達 午前零時後電報取扱時間開始前に著信局に到着した電報で直ちに配達を要するものについては「夜間配達」する制を大正十四年に創設したのであるが、昭和十五年七月から午前零時を

- (9) 午後十一時と改められた。
- (10) 留置 旅行者が旅行先の局で電報を受領することを發信人と打合せ、旅行先の局に電報を留置かんとする制度は明治二十四年に創始せられた。
- (11) 別使配達 電報の配達は配達局の直配達区域内は電報配達人により、直配達區域外宛のものは郵便で送達することゝなつてゐるが、直配達區域外宛のものを別使を以て配達する制は明治八年に開始せられた。
- (12) 郵便配達 別使配達と同様在港艦船に宛てたものは郵便を以て送達するのを建前とするのであるが、明治六年横濱、神戸、長崎の碇泊船に送達すべき電報に對し別に一定料金を徴するの制に創まり明治十二年一般の船舶に及ぼすことゝなつたのである。
- (13) 電話送達 電報の速達を圖る一方法として電話託送の請求のない電話加入者に宛てた電報に對し、電話による送達方を發信人において請求し得る制を昭和九年より創められた。
- (14) 局待 發信人が發信局で返信を待つてゐることを通報する局待電報の制は明治十八年の創始にかゝる。
- (15) 親展 受信人以外の者の披見を憚るものに對し親展と爲すの制は明治三十三年に開始せられた。
- (16) 電話託送 明治二十三年十二月に電話交換業務開始と共に加入電話によつて電報を頼信し或は送達を受ける現在の電話託送制度が實施せられた。
- (17) 略號登記 自己の居所氏名に代へる略號を名宛に使用し得るの制度は明治三十三年に開始された。
- (18) 配達先特定 電報の受取人を特定し或は配達すべき場所を特定するの制度も明治三十三年に開始された。

- (18) 局 渡 受信人が電報の配達を待たずに局で電報を受取るの制度は明治二十三年に創設せられた。
- (1) 新聞電報 (新聞電報認可規則) 新聞通信に對する料金の低廉を圖り新聞の文化的使命を助長するため、新聞電報制度が明治三十九年に制定せられた。次いで新聞通信送達上の便を圖るため一年を通じ毎日發著するものゝために豫約制度を又料金の後納制度を翌四十年に設けられた。
- (2) 船舶通報 (船舶通報規則) 航行中の船舶との連絡又は船舶の遭難狀況を知得するため、船舶通報制度(通過報、信號報、海難報の三種に分つ)を明治四十年に制定し海運業者と船舶との連絡に役立たしめた。
- (3) 氣象通知電報 (氣象通知電報規則) 公衆の請求に基き、中央氣象臺及測候所において公示する氣象に關する事項を電信局所より電報にて知らせる氣象通知電報制度(事項は全般天氣豫報、全般氣象特報、全般暴風警報、地方天氣豫報、地方氣象特報、地方暴風警報、全般氣象實況報に分つ)は、明治四十二年に設け漁業者、農蠶業者等の便に供することゝなつた。
- (4) 寫眞電報 (寫眞電報規則) 昭和五年電信の花形として登場し東京大阪間にその業務を開始した。寫眞電報は寫眞、繪畫等をその儘受信人に傳へる即ち從來の電信と郵便との特徴を兼備したるものと云ふべく電氣通信界に新境地を開拓し、當初は甲號、乙號に限られたが、昭和六年に丙號更に昭和九年に小形の一圓寫眞電報を設けてか

らは利用頼に報加し、航空郵便とのコンビによつて外地との間にも利用せられてゐる現状である。

(5) 慶弔電報 (慶弔電報規則)
當初は年賀電報制度として昭和十年の年頭よりデビューし、而も特殊の送達紙を使用する爲大いに好評を博したが、社交上の儀禮たる慶祝弔慰の意を表する電報もその電文が略一致してゐる點に徴し、昭和十一年十二月年賀電報と併せ慶弔電報制度の實施を見るに至つたのであるが、支那事變の影響に依る電信激増の爲此の種制度の利用を控へ現在は取扱つてゐないこと既述の通りである。

(6) 同報電信 (同報電信規則)
電信局より一定の事項をツッカー機で同時に各加入者に通信する制は明治四十三年に設けられ、相場通信に便し、當初は東京株式取引所附近仲買業者を加入者として實施し翌四十四年に大阪にも實施せられ今日に至つてゐる。

口、料金關係

電報料金制度は電信創始以來明治十八年に至る迄距離制を採用しつゝあつたが、十八年之れを均一制に改め、其の後數次に亘り小改正を経て今日に及び現行基本料は次の通りである。

區 間	和		文		歐		文	
	基 (十五字以内) 本	累 (五字以内を) 増す毎に	基 (五語以内) 本	累 (一語を増す) 毎に	基 (五語以内) 本	累 (一語を増す) 毎に	基 (五語以内) 本	累 (一語を増す) 毎に
一 内地 (小笠原島を除く) と小笠原島間 以下之に同じ 内地又は小笠原島と臺灣、樺太、朝鮮及南洋ヤップ島間	官報 三十錢 私報 四十錢	五 錢	三十 錢 四十 五錢	五 錢	三十 錢 四十 五錢	五 錢	三十 錢 四十 五錢	五 錢

二 前號以外のもの	官報 三十錢 私報 四十錢	五 錢	三十 錢	五 錢
-----------	------------------	-----	------	-----

ハ、取扱時間

次に電信局所に於ける取扱時間に關しては當初より相當制限があつたが、明治三十六年電報取扱の寡少な局に對し夜間の取扱を閉鎖することに改めた結果不便甚しいものがあつたので、幾程もなく受付時間を午前六時又は七時から午後十時迄とし、其の後大正七年、同十二年、昭和十五年の改正を經、更に昭和十六年八月に全面的に改正されて現在の電報取扱時間は左の通りである。

郵便局 (通信官署官制第十六條第一項但書の規定に依り遞信大臣の指定する郵便局にして郵便集配事務を除く) 電報配達事務を取扱ふ電信電話取扱所	自三月一日 至十月卅一日 自十一月一日 至二月末日	自午前七時 至午後六時 自午前八時 至午後六時
---	------------------------------------	----------------------------------

前項以外の郵便局及電信電話取扱所
十二月廿九日より同卅一日迄を除外休日
及休日を除くの外休日
但し遞信局長の指定した局所に於ては休日及休暇日等に於ける取扱を爲さず

電 信 取 扱 所 午前八時より午後六時迄

(備考) 一、電報取扱時間を特定するとき又は休日又は休暇日等に於ける取扱をしないときは別に之を公示す。

- 二、至急、艦船發着無線、新聞及外國電報は郵便局（無集配特定郵便局を除く）、電信局に於ては取扱時間に制限なく取扱ふ。
- 三、朝鮮宛は午後六時より翌午前八時（冬季は九時）迄は至急電報の外は取扱はない。但し通常電報と雖も早朝の受付に限り内地受付時間内は之を受付ける。

七、電報利用状況

明治二年電信創業以降昭和十五年度迄の七十有一年間を通観するに初年度に於ける電報利用は僅々三千通に過ぎざる状態であつたが、爾後逐年増嵩を辿り明治十年の西南戦争に於ては電信に對する世人の認識を深めるに到り且つ局所の普及に伴つて電信創業後十年に満たざる明治十一年に於ける電報利用数は初年度の三十五割増即ち百萬餘通に達した。其の後明治十五年から同十九年迄に漸落を示した外毎年五十萬乃至百萬通の順増を見、更に前歐洲大戰の影響に因り急激に利用増加を來し、大正八年には實に發信六千四百萬餘通に達する盛況にして、創業以來の最高記録樹立と謳はれたのだが此の記録を境として全世界を襲つた戦後の反動的不景氣に禍され再び減退の傾向を辿るに到つた。此の減退現象は創業以來第二回目であつて前回は四、五年の短期間であつたに對し今回は昭和七年迄長年に亘り繼續したが翌八年より漸く増勢に轉じ爾來社會の好況に追隨して逐年増嵩の一途を辿り昭和十二年七月の支那事變勃發は此の増勢に拍手をかけ國內生産擴充、軍需インフレ時代の現出と相俟つて活況を呈し、加ふるに昭和十四年九月勃發せる第二次歐洲大戰は彌が上にも増勢を刺戟し昭和十二年度同十三年度同十四年度と連續現出せる驚異的大記録を遙かに凌駕し遂に電信創業以來の超記録的數字を樹立するに到つた。即ち昭和十五年度に於ける内國電報（日滿、日華電報を含む）の總取扱數三億七千三百九十四萬餘通の中發信有料通數は八千七十一萬餘通であつて從來の最高記録であつた、前年度に比し三百七十七萬餘通、四分九厘の増加であり、又支那事變發生前の昭和十一年度に對

しては二千二百二十六萬餘通（三割八分一厘）の著増を示し、次に支那事變勃發の昭和十二年に比較すれば二割四分三厘、一千五百七十六萬餘通の増加である。又約十八ヶ年と云ふ長年の最高記録であつた、大正八年に比較するならば之を凌駕すること實に二千九百六十六萬餘通、五割八分一厘の激増振りである。斯の如く躍進的の著増の原因は滿洲事變に其の端を發した我が國大陸政策の飛躍的發展に伴ふ時局産業の股販及利圓域貿易の著しい躍進等に加ふるに前記第二次歐洲大戰擴大に伴ふ國內經濟事情の活況等による各種通信の用増に基くものであることは否定出来ないが他面昭和十五年四月に於ける南京還都慶祝典、同六月の滿洲國皇帝御來訪、同九月佛印北部進駐、日獨伊三國同盟成立、同十一月舉行せられたる紀元二千六百年記念式典、或は同十六年三月に於ける泰佛印紛争調停東京會談成立、松岡外務大臣の訪獨伊等の特殊事情が與つて力あるものと思料せらる、而して前年度に對する本年度の月別狀況を見るなれば昭和十五年九月、翌十六年一月及同二月に於て僅少の減率を見たる外大體二厘乃至一割七分の順増を示し、前年度に見たるが如き劃期的激増を現さなかつたが、前年度に於て尙五百萬臺のものあるを見たるに對し本年度に於ては六百萬臺以下の月は皆無にして七百萬臺を超える月が再三ありたる盛況である。殊に十五年度最後の月である昭和十六年三月は八百萬餘通であつて創業以來の最高とされた前年度三月の七百七十六萬餘通を破ること二十五萬餘通にして實に電信創業以來の超記録的大數字を現出するに到つた。参考の爲に七百萬餘通の發信を見たる月を示せば次の通である。

電信創業以來發信電報通數七百萬を突破したる取扱月

年 月 別	發 信 有 料 通 數	年 月 別	發 信 有 料 通 數
大正 九年 三月	七、二七四、五八八	昭和十四年十二月	七、一九四、五九四
同 四月	七、〇八一、〇八二	同 十五年 三月	七、七六三、七三四

年月別	發信有料通數	年月別	發信有料通數
昭和十五年 四月	七、五三三、三八八	昭和十五年 四月	七、五三三、三八八
昭和十五年 十二月	七、二二二、二六九	昭和十五年 十二月	七、二二二、二六九
昭和十五年 三月	八、〇一六、七六五	昭和十五年 三月	八、〇一六、七六五
昭和十五年 五月	七、一九二、一九四	昭和十五年 五月	七、一九二、一九四

次に事變關係通信の利用状況に就て述べて見やう。事變發生當時の昭和十二年度は四百六十三萬五千餘通で全通數の七%に當り爾來減勢にあつたが本年度に於ては推計ではあるが四百二十三萬餘通で前年度に比し六分三厘の増率を見た。勿論此の通數は事變の進展に直接關係のあつたもののみであつて事變關係信を除く一般利用電報は左表の通年々三分二厘乃至一割五分二厘の増率を示してゐる。

事變關係通信以外の増減状況

年度別	發信總通數	事變關係發信通數	差引事變關係外發信通數	對前年度増減割合
昭和十一年度	五八、四四四、三六〇	四、六五五、〇九三	五三、七八九、二六七	割
昭和十二年度	六四、九五三、四二一	四、〇七六、二八五	六〇、六七三、一三六	割
同 十三年度	六七、三八九、六三四	三、九七九、六八九	六三、四一九、九四五	割
同 十四年度	七六、九四三、七三四	四、三三〇、三三五	七二、六一三、四〇〇	割
同 十五年度	八〇、七二四、七〇六	四、三三〇、三三五	七六、三九四、三五二	割

然し乍ら此の事變關係外發信電報と雖も事變に直接の關係がなくとも之が間接的影響即ち軍需工業等の飛躍的發展及對滿支貿易の躍進等に因り其の利用を増進したことは高度の統制經濟實施の爲本來ならば増率の低下を見るべき筈なるに拘らず却つて激増したことに依つても窺はれるのである。試みに事變發生前後四ヶ

年の狀況を示せば次の通である。

支那事變發生前後に於ける發信電報の増加状況

區別	發信通數	對前年度増加通數	増加割合	同上一年平均	増加割合
前生發變事	五、〇五〇、二七三	二、二二一、一三三	〇・四三	二、六五五、〇八四	割
自昭和八年	五、九三七、七九一	二、三八九、〇四四	〇・四六		
自昭和九年	五、四八九、六〇六	二、五二八、八八五	〇・四八		
自昭和十年	六、〇四七、九五二	三、五五八、三四五	〇・六三		
自昭和十一年	六、七三三、八二二	五、七四四、八六〇	〇・九五		
自昭和十二年	六、九九九、二一九	三、三三六、三〇八	〇・四九		
自昭和十三年	七、九八八、六六六	一、〇五九、五九九	一・五三	五、二五五、二三八	〇・七七
自昭和十四年	八、〇七三、四三三	一、一〇三、八二四	〇・一四		
自昭和十五年					
自昭和十六年					
後生發變事					

即ち事變前に於ては四分三厘乃至六分三厘の増率で其の一箇年平均の増加通數は約二百六十五萬五千通、五分の割合を示してゐるが事變後に於ては一分四厘乃至一割五分三厘の増加を見、平均一箇年五百十五萬六千餘通、七分七厘の著増であつて、事變前に比し逐年二百五十萬餘通三割二分の増率を示してゐるのである。以上の狀況より觀察するに電信の利用は本來對滿支區域貿易の振興、大陸經營の進捗並に事變遂行に伴ふ生産擴充等に因る時局産業の發達に沿ふて今後益々増嵩を繼續すべき性質を有するものなるも今次英米各國及蘭領東印度に於ける日本資産凍結と我國に於ける外國人關係取引取締規則實施に因る反響に加ふるに臨戦

體制化に伴ふ電報利用規正の實施等に依り今後或る程度の減少を見るものと豫想せられる次第である。

八、電信收入狀況

電信收入の歳入科目には切手で收納する切手収入と現金で收納する電信収入との二つの目があつて電信収入は更に内國電報料、外國電報料、電信專用料、請願電信費納付金及電信雜收の五節に區分されてゐる。

昭和十五年度の収入は總額六千三百三十三萬圓で前年度に比し五百九十一萬圓、割合にして一割三厘の増収を示した。昭和十四年度は國內の好景氣と歐洲大戰の勃發等に依り十三年度に比し九百七十三萬圓の増収で嘗てない増収を示したが十五年度も引續いて増加を持続し前記の増加となつた。然し乍ら之を月別に見る時は年度始より八月迄は孰れも前年に比し二割以上の増率を示してゐたが九月に至つて急變し二分八厘の減収となり其の後は平均三分程度の増収となり十一月と十二月には僅かではあるが減収を示した。之は前年度か後半に於て歐洲大戰勃發し外國電報料等が急激に増加したのに反し十五年度は景氣次第に沈滞せるに依るものと認めらる。

十六年度は七月迄は約一割の増収を示して幾分持直した感があつたが七月末に於ける英、米、蘭等敵性國家群の日本資産凍結等國際情勢の急迫に依り外國電報料が激減した爲其他の収入は尙増加を示したにも不拘差引一割五分弱の減収となつた。

以下内國電報料、外國電報料及其他に付て其の概略を述べることにする。

イ、内國電報料

昭和十五年度の内國電報料は三千九百八十一萬圓で前年度に比し發信通數に數て五分、収入額に於て一割一分五厘の増加となつた。次に之を月別に見れば七月迄は孰れも二割以上の増加を示したが八月から急減し

て一割二分増となり以後は次第に増加割合を減じた爲結局年度合計としては前記の如き割合に止つたのである。

十六年度に入つてからは再び回復して八月迄の累計では前年に比し一割五分、約二百五十萬圓の増収を示してゐる。

ロ、外國電報料

外國電報料は内國電報料と異り料金は金法で定めてあるので収入狀況を見る場合には先づ第一に一金法を日本貨幣何程として徴收したかを知つて居らねばならぬ。一金法の邦貨相當額は平價即ち金の純分比價では四十錢となつてゐるが料金の徴收は國際間の收支差額の受拂を爲す場合に於ける外國爲替相場を考慮して別に一金法相當額を定める事になつてゐる。昭和十五年度は一金法に付四月から九月迄は六十七錢、十月から十二月迄は六十八錢一月からは七十錢を徴收し十六年度は六月迄は七十錢であつたが七月から六十五錢に改正された。次に外國電報料収入狀況を見るときは、國際間の收支決算の結果受取る金は爲替で送られて來るので爲替相場と平價との差額に付ても考慮せねばならぬ。故に外國電報料の収入狀況を見る場合には現實の収入と平價に換算した収入との兩者を併せ見る必要がある。

以上の事を念頭に置いて扱昭和十五年度の収入を見ると外國電報料は二千三百二十七萬圓で前年に比し金額に於て百七十四萬圓、割合で八分の増加であつた、然し之を平價で見れば一千三百四十七萬圓で前年度に比し百二十一萬圓割合で九分の増加となる。平價と徴收料金との差額は外國へ支拂ふ場合に於ける平價と爲替相場との差額を補填する爲に徴收するもので嚴密な意味の収入ではないから以下述べる場合は凡て平價で比較することとする。

外國電報は第二次歐洲大戰勃發後急激に増加しつゝあつたが十五年度も八月迄は引續き二割以上の増加を

續け九月からは前年が異常な増加であつた爲か二割の減となり其の後は僅少の増加に止り結局年度としては前述の如く九分の増加となつた。

十六年度に入つてからは次第に増勢を減じて七月に至り遂に九分の減少となり八月には四割以上の激減となつたが之は先に述べた如く國際情勢が次第に急迫し七月には遂に資産凍結が行はれ外國貿易が不振になつた爲と思はれる。

ハ、其 他

其他の收入としては電信専用料が十五年度三萬五千七百圓請願電信費納付金が六十圓、電信雜收二十一萬五千圓あつた。専用料は十五年度より寫眞電信の専用が開始されて新しく現はれたもので主として新聞社、通信社が納付したものである。

九、官應用及私設電信

イ、官應用電信

官應用電信は明治三十三年八月制度に係る「官應用ノ電信及電話ニ關スル件」の勅令に基いて官廳が事務執行の爲（軍用電氣通信法に依るものを除く）遞信大臣の定めた規定即ち同年九月一日公布の官應用電信電話規程に依り施設するものであつて、一般の公衆通信に供用することも出来る。而して其の施設範圍としては電信法第二條及私設電信規則第二條の外に警察事務及刑事訴訟事務の専用に供するものを加へ、その他の出願、届出及施設方法等に關しては殆んど全部私設電信規則を準用し、又この施設の監督に關しても私設電信電話の監督に關する規定を準用してゐる。

抑も此の官應用電信の濫觴は明治二年十二月（當時陰曆）外務省、築地電信局間に架設し専ら省務通信の

用に供したのを嚆矢とし、制度としては明治五年五月諸官廳電信線架設取扱略則を設け、之に依つて鐵道事業用は明治五年九月東京及横濱間の停車場に電信分局を置き始めて鐵道報通信の専用線を架設し、又警察事務用は明治七年十月警視廳及其の管下警察署間に架設し且之を築地電信局へ接續したのに始まる。官應用電信施設を以て一般公衆通信の取扱を始めたのは明治十一年十二月、警察事務用は明治十三年四月であるが、後者は本務上支障ある爲翌年一月迄に全廢した。

次に昭和十六年三月末現在に於ける本施設の全貌を窺ふに、回線數は六一四、線路亘長六八〇一〇杆、電信機二、七二六箇で、更に目的別に依る施設狀況（同一構内に施設したるものを除く）の概要を施設數大なるものより順に記述すれば左の通である。（尙括弧内は總數「信號施設を除く」に對する割合を示すものである）（官應用電信統計三〇一頁参照）

(1) 事業専用

官應用電信電話規程第一條第三號に依り官設の鐵道、軌道及其他電信の専用を必用とする事業の専用供する施設であるが、現在は總て鐵道省に所屬する鐵道事業用に限られてゐる狀況で昨年より若干の増加を示し、其の回線數五〇八（八三%）、線路亘長六六、九六九杆（九八%）、電信機二、五五四（九四%）で、其の割合の示す如く施設が官應用電信の大部分を占めてゐる。電話の發達著しい今日でも猶鐵道事業に於ては電信の利用を必要とする場合が相當あることを物語つてゐる。

(2) 警察事務用

規程第一條第二號に依る施設で總て警視廳及其の管下警察署間を連絡してゐて昨年と比較し回線數に僅かの減少を見たのみで他は全く増減はない。即ち其の回線數は八二（二三%）、線路亘長九六五杆（一四%）、電信機二二〇箇（四%）で、電話の發達著しい今日に於ては限られた特殊の通信のみに利用せられてゐる。

(3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲に施設するもので、昨年比し線路互長に於て二三杆の増加を見たが、回線數(二四)、電信機(五二箇)は増減ない。之等は主として東京市内の官廳の施設に係るものである。

(4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間に施設するものであるが現在該當の施設はない。

以上は所謂純粹の電信施設で特別の技能を有する者でなければ通信の操作が不可能である爲其の施設は極めて限られた範圍に止まる譯である。尙電信施設ではないが、火災報知、正午時通報及其他の通報用の信號施設がある。之等は概ね近距離に於て比較的簡單に特定事項を信號に依つて通報し其の目的を達することが出来る爲前記(1)乃至(4)の電信施設に比し概して多く、其の施設狀況は便宜別掲の官廳用電信統計(三〇一頁)中に掲載の通である。

ロ、私設電信

私設電信は電信法第二條の規定に基き公布せられたる私設電信規則に依り施設するものであるが其の沿革をたづねると、抑も電信の私設は政府の機密を漏洩する虞あるばかりでなく國際上にも關係を有する爲明治五年九月一般私線の架設は一切許さなかりしに決定した。然し明治七年七月には工部省布達を以て官線の本線へ接続する支線に限り其の施設を許可することとし、同年八月電信私線規則を制定せられた。其の後電信條例の改正、私設電線規則の創設、電信電話線私設條規の制定等の變遷があつたが、電氣を應用する各種事業の勃興を來すに及び、之を監督保護すると共に取締を一定する必要に基き明治三十三年十月電信條例を廢止

して新に電信法並に私設電信規則制定せられ、私設範圍及施設上の出願又は届出、施設方法、架設上の諸制限等を規定し今日に至つた。又同時に私設電信に依る公衆通信取扱規則をも施行せられた。

次に昭和十六年三月末現在に於ける私設電信の全貌を見るに回線數三九、線路互長一五三杆、電信機八三箇で又その施設目的に従ひ施設概況を記せば左の通である。(私設電信統計三〇三頁参照)

(1) 電報送受用

電信法第二條第四號に依り電報送受の爲電信官署との間に施設するもので、昨年比し殆んど増減はない。而して此の施設は主として東京及大阪等の大都市に於ける多數の電報利用者である主要新聞社、特殊銀行、會社等に利用せられてゐる。尙通信方式は概ね音響回線であるが、中には新聞社施設の印刷電信回線も多數回線あり、又特殊的な施設として氣送管に依るものもある。

(2) 事業専用

法第二條第二號に依り鐵道事業其他電信の専用を必要とする事業の爲施設するもので、其の事業の細則は私設電信規則第二條各號に規定してあるが、施設數は極めて少く三回線、八七杆、九箇で昨年と全く異動ない。

(3) 公共團體事務用及近接地連絡用

前者は法第二條第三號に依り公共團體の事務執行の爲同一市區町村内若は隣接市區町村間に於て公署相互間に施設されるものである、又後者は同條第五號に依り同一市區町村内若は隣接市區町村間等近接地相互間に於て一人又は一營業の専用の爲に施設するものであるが、兩者共現在該當の施設はない。尙此の外信號施設として火災報知用、防空警報用、正午時通報用及其他の通報用があるが、前記の電信施設に比し多數を示してゐることは官廳用の場合と同一理由である。

3 電 話

一、電話の起源

電話は古くから各國に於て研究の對象となり既に西曆一八三七年頃から各種の發明が發表されたが、これが實用に供されたのは西曆一八七六年即ち明治九年のことで、グラハム・ベルが米國ボストン市で始めて電話によつて通話を行つたのが其の濫觴である。

次に我國に電話機が始めて輸入せられたのは明治十年十一月で、ベルが發明した其の翌年である。當時の主官廳である工部省では直ちに之が模造に着手し、同月東京横濱兩電信局間に試用し非常に成功したので、同年十二月には宮内省と工部省との間に線路を新設し電話回線が作られたのである。之が我國に於ける電話實用の最初である。

二、電話取扱局所

明治二十二年東京熱海間に於て一般公衆通話の取扱を開始したのが電話取扱局所の濫觴である。次いで翌二十三年東京、横濱に電話交換局を設置し加入者相互の電話の取扱を開始すると共に兩市内に十六箇所の電話所を設置し公衆通話の取扱を開始した。斯の如く創業當時は電話交換局二、電話所十六の十八箇所に過ぎなかつたが其の後逐年増加し明治三十三年には新橋、上野兩停車場其他二箇所に自働電話所即ち現在の公衆電話所の設置を見、次いで明治三十五年地方小都市の加入者の普及を目標として特設電話制度が制定されたのである。越えて明治三十六年従前の諸官制を廢し新に通信官署官制公布せられ、通信官署中郵便局は最

も普遍的なものとして電話も取扱ひ得ることゝなつたので、電話交換局は東京、大阪に中央電話局を置き其の他は主として一等郵便局に合併した。爾來通信官署官制や電話制度上にも屢次の變遷あり、其の間常に電話取扱局所の増置に努めて來たのであるが昭和十年從來の電話所にも電信事務を開始し電信電話取扱所と改めた。更に又昭和十二年度改定の電話擴張改良五箇年計畫に於ては郵便局のある所必ず電話通話事務の取扱を爲さしめる方針を樹立して實施すると共に、同年郵便取扱所に於ても電話事務を取扱ひ得ることゝせる爲通話局普及に大なる飛躍をなした。

而して右郵便取扱所は郵便取扱所制度の廢止に伴ひ昭和十五年十二月一日以降一齊に郵便局に改定せられ、其の結果昭和十五年度末現在に於ける電話取扱局所は一萬二千二百局所になつた。又通話局所と共に電話通信の獨特なる機關として街路、驛構内、公園、百貨店内等に設置せられる公衆電話所も亦累年増設せられ昭和十五年度末に於て五千四百四十四箇所となるに至つた。之等の電話通話機關を合し現在の全國的普及状況を觀るに面積に於ては一局所當約二二平方キロ米、人口に於て一局所當四千二百十六人と云ふ狀況にして昭和十四年度末に比すれば一局所當面積は約一平方キロ米、人口は一六三人を減じた即ち夫だけ取扱機關が普及したのである。電話取扱機關の配置は地勢、産業、交通等種々の要素に支配されるのであるが假に面積と人口とに於て府縣別の電話取扱機關普及状況を檢討すると面積に於て東京、神奈川、埼玉、千葉、静岡、愛知、三重、石川、大阪、京都、兵庫、和歌山、廣島、岡山、山口、香川、長崎、福岡、佐賀の十九府縣が又人口に於て東京、三重、福井、石川、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山、高知、廣島、鳥取、島根、岡山、山口、大分、北海道の十八道府縣が全國平均以上に普及してゐることゝなるのである。

尙電話加入者收容の電話交換局は電話利用上の一集團と認めらるゝ地域毎に一區劃を設定して土地の狀況に即應せしめてゐるが之を電話加入區域と稱してゐる。加入者多數ある大都市に於ては同一集團の加入者を機械設備の關係上分局を設け分割收容してゐるのである。大都市に於ては地況の發展及電話加入者の増加著

しきを以て加入區域を擴張し或は隣接局を併合する等の方法に依り電話利用上に於ける實情と加入者の集團を可及的合致せしむる様計畫すると共に、他面地方にも電話加入の便を供與せしむる趣旨の下に極めて少數加入者收容の交換業務開始を毎年度相當多數實施してゐるのである。其の結果加入數十七萬名餘を收容する東京中央電話局より加入者一名收容の小交換取扱局所に至る迄併せて昭和十五年度末に於て六千八百七十局所に及び前年度末に比し三百五十九局所の増加を示してゐる。(現業機關六三頁、電話取扱局所統計三〇七、三八五頁参照)

三、電話線路

電話線路は明治十年十二月宮内省と工部省との間に線路を建設し電話回線が作られ、電話の實用に供されたのに始まる。

電話創業當時の市内電話線路は總て單線式架空裸線であつたが、明治二十六年架空ケーブルを併用し、又單線式は電話の明瞭を缺くので明治三十年に至り複線式に改められた。而して此の間交叉架線法、或は硬銅線の製造等も亦案出せられ通話距離は大いに擴張されるに至つた。尙明治三十年には始めて地下ケーブルとして百對鉛被紙ケーブルを採用し、大都市に於ける主要幹線は漸次機會ある毎に地下ケーブルとすることになつた。斯くして多對ケーブルの必要性年と共に高まると同時にケーブル製造技術も著しく進歩し、大正十年には八百對、同十一年には千二百對のものを採用するに至り、現在に於ては市内電話は加入者の密集地の殆んど全部が架空又は地下ケーブルとなつてゐる。

次に市外電話線路に於て見るに、明治二十二年東京熱海間に始めて公衆用市外通話が開始され、明治三十三年には東京大阪間に始めて長距離市外電話線路を開設し、更に明治三十七、八年日露戰役に際しては東京佐世保間に於て市外通話を爲し得ることゝなり、市外電話線路建設技術上長足の進歩を示した。而して之等

市外線は何れも架空裸線であつたが、明治四十二年大阪局下淀川間約六杆の區間にコンボジット鉛被紙ケーブルを敷設して以來、市外線線路にも亦ケーブル使用の機運を作り、大正十一年大阪堺間約十六杆の區間及門司黒崎間約二十六杆の區間に無裝荷地下ケーブルの開通を見た。尙同年十月大阪神戸間に裝荷重信ケーブルが竣成し我國市外線用ケーブルに一新紀元を劃するに至つた。更に技術の進歩に伴ひ主要幹線のケーブル化が計畫せられ其の第一歩として昭和三年御大典に當り先づ東京神戸間を、昭和五年岡山地方大演習舉行前に神戸岡山間を夫々ケーブル化し東京岡山間五百哩を完成した。

斯くの如く市外線幹線のケーブル化は年を逐うて着々實現せられ、現在東京を起點とし北は宇都宮、仙臺、盛岡、青森を経て函館に及び西は一は横濱、靜岡を経て名古屋に至り他は甲府を経て名古屋に達する二ルートあり、此處より更に二分して一は岐阜、彦根、京都を経て、他は龜山、京都を經由して夫々大阪に至る。之より山陽鐵道に沿うて下關近くに至り關門海峽を通過し北九州を経て福岡に達し、此處より一は南下して久留米の南に達するものと、別に鳥栖より分れて佐世保に至るものとあり、他は北上して朝鮮を經由し滿洲國新京に達し東京新京間を連絡する蜿蜒三千杆に及ぶ安固堅牢なケーブルの完成を見たのである。尙此の中甲府廻り東京名古屋間ケーブル及福岡安東間ケーブルは昭和十五年七月廿日を以て豫定通り國際電氣通信株式會社に對し現物出資せる外目下同會社に於て建設工事中の奈良廻り名古屋大阪間ケーブルも大體十六年十二月頃完成の豫定である。

此の外海底ケーブルは大正十一年備讃海峽、大正十五年津輕海峽、昭和八年朝鮮海峽、昭和九年宗谷海峽に敷設せられ、内地と朝鮮及樺太等外地との間の連絡は完成した。

次に市外線回線も亦線路の發達に伴ひ著しく進歩し昭和十五年度末現在に於て其の總數一萬六千七百七十回線、回線延長六十八萬三千杆に達してゐる。其中實線は總回線の八十五%（内電信電話共用線は總回線の二十四%）、重信線は十三%、搬送線が二%、その他双信線若干といふ狀況である。今之等回線に付い

て述べれば

(1) 電信電話共用線

其の構成が單なる電話回線で、電話通話に使用する電話機に依り電報をも送受するもので現在三千九百八十回線ある。

(2) 重信線

電話線を増加しないで既設電話線を利用する即ち既設實線二回線を以て之を作成し通話をなすものを云ひ、明治二十七年大阪神戸間に於て實驗の結果好成绩を得てより廣く採用せられた。昭和十五年度末現在に於ては二千二百七回線、回線延長十三萬一千三百五十九杆の多きに達してゐる。

(3) 双信線

同一の線條に電信機と電話機とを取付け電信及電話回線を各別に作成し、以て電信と電話とを同時通信し得るもので現在四十三回線ある。

(4) 搬送線

實線一回線に周波數を異にする數種の高周波電流を重疊せしめ、各高周波電流をして通話電流を搬送せしめて、同時に多數の通話をなし得る經濟上有利な回線である。昭和二年東京名古屋間に始めて實施されてから全國重要區間に之が實施を見るに至つたが、殊に昭和十三年より實施せられた大阪奉天間、同十四年よりの東京及福岡對奉天間、大阪天津間、更に昭和十五年よりの東京對天津、大連及新京間各線は何れもこの搬送式を利用されたのである。又現在放送中繼線の一部は此の搬送回線を使用して居り、海底線にも亦昭和八年津輕海峽に之を實施したのを始めとして朝鮮海峽、宗谷海峽其の他主要區間の海底線は殆んど之を使用して居るのである。而して昭和十五年末現在に於ては二百一十一回線、回線延長六萬八千八百九十五杆に及んでゐる。

尙此の外農山漁村に於ける電話の普及を圖り、併せて物資の節約を企圖する目的を以て既設の電燈電力配電線を利用し搬送通話を爲す配電線搬送電話方式が發明せられ、昭和十四年度に於て初めて電信電話事務開始の一部(十一局)に之を實施することゝなつたが、引續き十五年度に於ても大體同程度の實施を見る豫定である。

又市外通話のサーヴィス向上に關しては市外回線の擴充と併行的に努力を拂ひ、其の通話接續方法等についても、大都市市内局と其の近郊地局との間には市内交換と同様に待合時間を殆んど要しないで接續せられる即時(ABツール)及準即時(CLR)市外通話方式が採用せられることゝなつた。即時市外通話方式は大正十二年京都伏見間に實施せられて以來、昭和十五年度末現在に於ては東京及大阪附近其の他の地に於て百三十五區間に實施せられ、準即時市外通話方式は昭和八年大阪神戸間に採用せられて以來現在東京、阪神及北九州方面に於て六十七區間に實施せられて居る。殊に昭和十年始めて荏原局に於て對東京發信に用ひられた自動接續即時市外通話法は、現在十九區間(外に自動接續準即時市外通話法採用區間一區間あり)に之を採用して居るが、此の方式は都市近郊自動式局加入者から交換取扱者の手を経ないで、自局加入者を呼出す場合と同じ様に直接相手都市局加入者を呼出すことの出来るもので、大都市市内局と近郊局との市外通話接續は益々迅速且簡便化せられるに至つた。(電話線路統計三一五、三八五頁参照)

四、電話機械

世界最古の電話機は一八七六年ベルの發明にかゝり、我國に於ては明治十一年始めて國產電話機を製造し、其の後種々改良を加へ明治三十年より現在使用してゐるデルビル電話機及ソリッドバック電話機を用ひるに至つた。

次に電話交換機は當初より加入者宅内に電池を裝置し加入者自身呼出の信號を爲す磁石式交換機が用ひら

れ、今日尙この方式は地方小都市に存在してゐる。これに對し電源を交換局に置き加入者の爲便利な共電式交換機は明治三十六年京都局に於て始めて實施せられ、總て全國の主な都市の電話交換機は共電式化せられんとしたが、技術の進歩は更に交換上人の操作を要しない自動式交換機を出現し、我國に於ては偶々大正十二年の關東大震災により壊滅した電話局の復興を機として大正十五年始めて東京横濱に自動式交換機を採用し、現在に於ては六大都市及其の近郊地は勿論全國の重要都市に之を採用し、昭和十五年度末現在に於て局數約百局、加入數三十八萬餘に及んでゐる。尙別に自動交換方式の中特異性のあるのは小自動交換裝置で、昭和八年度から實施を見るに至り昭和十五年度末現在では四十局餘に過ぎないが、全然交換人員を要しないこと、及少數加入者の場合でも經濟的運営が出来るので地方小都市の電話交換方式として活用されてゐる。尙現在使用の機械名及其の效用を示せば次の如くである。(電話機械統計三一七頁参照)

(一) 電話機

機 械 名	實用開始時期	構 造
磁石式壁掛電話機	明治三〇年	磁石式加入者用で木箱中には磁石發電機、磁石電鈴、誘導線輪其の他の附屬品を納む。送話機はデルビル型とす。
磁石式乙號卓上電話機	明治三〇年	送受器を使用しない卓上電話機で木箱中は壁掛と同様、又送話機はデルビル型とす。
磁石式甲號卓上電話機	明治三〇年	送受器を使用する卓上電話機で金屬製の本體内及底部には附屬品を納む。
共電式壁掛電話機	明治三六年	共電式加入者用で木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む。送話機はソリッドバック型とす。
共電式卓上電話機	大正一四年	スタンダード型で絶縁型としたもの、木箱の附屬電鈴には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器等を納む。送話機はソリッドバック型とす。
自動式壁掛電話機	大正一五年	自動式加入者用で木箱中には磁石電鈴、誘導線輪、蓄電器其の他の附屬品を納む。又ダイヤルの裝置があり送話機はソリッドバック型とす。

機 械 名	實用開始	機 構	造
自動式卓上電話機	大正一五年	スタンダード型卓上電話機で共電式卓上電話機にダイヤルを装置したもの。	
三號壁掛電話機	昭和一二年	送受器を使用する壁掛電話機で共電式及自動式にも適し通話能率使用上便利な最新型のもの。	
三號卓上電話機	昭和九年	送受器を使用する卓上電話機で共電式及自動式にも適し通話能率、使用上の利便、體裁の優美な最新型のもの。	
公衆電話機	明治三三年	通話料金投入口を設け交換手の相圖に依り一通話時相當額の料金を投入し、試用するもの、共電式は明治三十六年頃より又自動式は昭和六年頃より	

(一) 市内交換機

機 械 名	實用開始	機 能	用 途
磁石式單式交換機	明治二二年	一臺一席以上の場合加入者七五名を收容し得る。二度稱呼する必要がある。加入者一〇〇名を收容し得る。加入者二〇〇名以上八〇〇名未満の局に使用せられる。	加入者五〇〇名以下の小局に使用せられる。
磁石式小型複式交換機	昭和一二年	一臺二席以上の場合加入者一〇〇名を收容し得る。加入者二〇〇名以上八〇〇名未満の局に使用せられる。	加入者二〇〇名以上八〇〇名未満の局に使用せられる。
磁石式直列複式交換機	明治二四年	一臺三席以上の場合加入者三六〇名を收容し得る。加入者五〇〇名以上二、〇〇〇名未満の局に使用せられる。	加入者五〇〇名以上二、〇〇〇名未満の局に使用せられる。
小型共電式交換機	昭和一三年 昭和一四年	一臺一席以上の場合加入者一〇〇名を收容し得る。加入者二〇〇名以上八〇〇名未満の局に使用せられる。	加入者二〇〇名以上八〇〇名未満の局に使用せられる。

(二) 市外交換機

機 械 名	實用開始	機 能	用 途
共電式交換機	明治三六年	一臺二席又は三席席であつて加入者三二〇名以上、二〇〇名を收容し得る。加入者複式ジャックの内には磁石式の如く電源設備を要しない。加入者住宅内には磁石式の如く電源設備を要しない。	加入者一、〇〇〇名以上の市、町、村に使用する。加入者一〇〇名以上の市、町、村に使用する。
小自動交換機	昭和九年	屋内に交換手及保守者を要せず所謂無人局である。親局に至る市外線により操作せられ市内通話は全自動式で市外通話は主管局を経由して取扱はれる。	加入者一〇〇名以上の市、町、村に使用する。
自動交換機	大正一五年	加入者自ら宅内に装置しあるダイヤルに依り相手加入者を呼出す方式で交換手を要しない。	加入者一〇〇名以上の市、町、村に使用する。
磁石式小市外交換機	明治二三年	一臺一席以上の場合加入者五回線送收容し得る。三臺以上の場合は市外中繼交換に當り臺間中繼の必要がある。	市外臺四座席以下の磁石式局に使用せられる。
磁石式大市外交換機	明治三一年	一臺二席又は三席席であつて一席席に付市外五回線送收容し得る。二臺以上の場合は市外中繼交換に當り臺間中繼の必要がある。	市外臺四座席以上の磁石式局に使用せられる。
共電式市外交換機	明治三六年	一臺二席席であつて一席に付市外五回線送收容し得る。複式ジャックの設備を要しない。磁石式の交換機に發電機の設備を要しない。	共電式及自動式の局に使用せられる。三號大型の區別がある。

區 別	摘 要
即時式市外通話法	大都市とその近接地の如く互地間の通話需要が甚大で、且高速度機器の普及に伴ひ電 話通話の「スピードアップ」を必要とする都市間に於て自動式局及共電式局に採用する ものであつて、記録を設けず市外接続方法（即時式）は市内に於ては自動式局に採用する 成し直ちに對し、加入者を呼出し、約二倍乃至三倍を必要とするやうになるので線路 の「ケーブル」化しない區間は、全線交換手による。必要とするやうになるので線路 又自動接続即時市外通話法は、全線交換手による。必要とするやうになるので線路 「ル」し、直接對手局加入者を呼出す方法で通話数は自動的に登算されるものである。
準即時市外通話法	即時市外通話法と殆んど同様であるが市外回線を潤澤に設備し得ない區間に採用する のであつて、一日中の繁忙時間には待時式取扱となることもある。

五、電話従事員

電話加入數及市外電話回線數又は利用通話數の増加に伴ひ之が運用の衝に當る電話従事員も亦逐年増加しつゝあるが電話技術の發達に因り全然交換取扱者が必要としない自動交換機或は能率高き交換機の採用等により電話従事員の増加率は設備の増加率と必ずしも併行しない。昭和十五年度末に於ける電話従事員は指定局以上四萬二千四十六名、特定局以下二萬三百七十八名、合計六萬二千四百二十四名にして昭和六年度末に於ける四萬四百七十七名に比し五割四分の増加に對し加入者は四割五分、市外電話回線は八割四分、市内通話八割三分、市外通話一四割八分の増加を示してゐる。斯様に設備の増加率よりも通話量の増加率が大なる結果従事員の負擔は相當増加してゐる。殊に最近時は時局の影響を多分に蒙り勞務者の拂底は勢ひ熟練勤続者の退職を増加すると共に従事員の採用難を招來し之に伴ひ新規採用者の素質は低下の傾向にあるを以て、之等の事象と取扱數の増加と兩々相俟つて従事員の服務を強化せざるを得ないこととなつてゐるのである。（電

話従事員統計三二三、三八七頁参照)

六、電話制度

イ、法令關係

本邦に電話機の輸入せられたのは明治十年であるが、電話に關する最初の法令は明治十八年に改正された電信條例で、之より電話事業を國家が專掌することを明かにしたのである。然し乍ら電信條例は元來電信に關する事項を規定對象としたものであるから、明治二十三年に電話事業を創始されて以來電話の基本法として見るには少からず不充分の點があり、又電信としても其の後に於ける發達状況より見て内容整備の要に迫られるに至つたので、明治三十三年三月新に電信法を制定して電信及電話を一態様としたのである。而してこの電信法は事業運用の實際と社會の實情とに適應せしめる爲、大正五年に内容の一部に改正を施したのみで今日に及んで居るのである。

電話の利用に付ての實際の取扱に關する規定は右の基本法に根據を置いて省令以下の形式を以て制定されるのが例であるが、その最初のものには明治二十一年に制定された電話通信手續で、之により東京電信局熱海電信局間に電話通話を開始した。一般公衆通信の用に供する爲のものとしては明治二十二年に定められた電話取扱心得が最初のもので、東京熱海間の公衆通話を取扱つた。而して電話交換即ち加入電話に關するものとしては明治二十三年電話交換規則が制定せられ、東京及横濱兩市に電話交換業務を開始するに至つたのであるが、同規則は單に加入關係に付て規定するのみならず、通話に關する事項をも併せ規定し、電話利用に關する一切の事項を包含して居た。此の規則は明治三十九年電話規則の制定と同時に廢止され、電話規則は大正八年及昭和十二年の兩度に亘る大改正の外、社會の進運に應じ屢々部分的の改正を行つて現在に及んで

ゐるのであるが、その規定内容は電話利用に付ての社會の要望が高まり又電話技術の進歩に伴ひ逐次變更され、昭和十二年の大改正に際しては電話規則は電話利用の一般的形態である電話加入關係に付てのみ規定することとし、特殊の利用形態及電話通話に關する規定は別體系によることとなつて今日に及んでゐる。

今電話規則の規定する加入電話制度の主な内容に付て略述すれば次の通りである。

一、加入種類

現在は單獨加入と共同加入の二種類のみであつて連接加入の制度は昭和十二年の大改正によつて廢止された。

二、加入區域

普通加入區域及特別加入區域に分けられるが區域外と雖も特に加入を認められる場合がある。この區域外加入制度は明治三十年から官廳又は公署に限つて認められて居たが、一般的には大正八年に初めて認められたものである。

三、加入申込及受理方法

(1) 普通加入申込受理

普通加入申込に付ては受付期間の定めがあり、受付期間中の加入申込が受理豫定數以上になつたときは抽籤によつて受理を決定し、受理されたものは必ず設備費を納めることになつて居る。電話事業創始以來昭和十二年十二月迄は何時でも加入申込を受け、その受付順番に従つて無料で架設する所謂順番開通制度が加入申込に關しての大原則であつたのである。

然し乍ら實際には此の方法のみでは加入申込の希望を充たすことが出来ないで、色々な開通制度が實行された。即ち明治二十三年交換業務開始後數年を経過した頃より電話加入の申込數は常に電話架設の豫定數を超過する現状となつたので此の供給不足の状態を緩和する爲に明治三十五年には特設

加入電話規則（明治三十八年特設電話規則と改稱）を制定して地方の小都市及農山漁村の電話普及を企圖し、明治四十年には電話規則を改正して加入申込者が電話開通に要する物件を寄附するときは順番によらず開通する寄附開通制度を設け、又明治四十二年には六大都市の加入申込者中政府の定める一定の至急開通料を納付するものには、申込の受付順番によらず必ず受付けた年度内に開通する制度として電話至急開通規則を制定實施した。然しそれでも尙電話供給不足状態を緩和するに至らなかつたので大正八年には電話規則による電話の加入申込は原則として之を受け付けないことにすると共に、電話至急開通規則を改正して加入申込者以外の者も至急開通の申請をなし得ることとし、更に大正十四年には受付期間を設けること、抽籤により受理を決定すること、設備費を納付すること等を骨子とする電話特別開通制度を全国的に實施し此の制度は昭和十二年迄存続したのである。

現行電話規則の加入申込及受理方法は電話特別開通制度の方針を踏襲したものであつて、形式上のみ存在し、實際上は大正八年以降に於て全然行はれなかつた隨時申込無料架設制度を廢止したものである。

(2) 公益受理

公益受理制度は官廳、公署又は公益事業の用に供するものは受付期間に不拘加入申込を受理して架設するものであつて、明治三十一年に加入申込順番に拘らず優先的に架設する制度を設けたのが本制度の始まりである。

(3) 臨時電話

臨時電話の申込も又何時でも受け付けし又設備費納付を要しないのであるが、これは冠婚葬祭、競技會、各種會議等の場合臨時的に短期間利用を希望するものゝ爲に、昭和十一年七月に臨時加入電話規則を制定實施したのに始まるのである。

(4) 特別受理

電話規則上は加入電話の申込方法は右の三種に限られて居るのであるが、昭和十二年今次支那事變が勃發し、その進展に伴つて物資の使用制限が強化され電話擴張用資材が不充分となつて來たので、戦時下の國家的要請に應じて、昭和十三年度以降は新規の加入者増設は時局上緊要と認められる事業の用に供せられるものに限ることとなつてゐる。

四、電話設備及特殊装置

加入電話設備維持は政府に於て行ふを原則とし、特殊の場合にのみ加入者が負擔することになつてゐる。政府が設備維持を行ふことは事業創始以降一貫した原則であるが、開通制度に付て前述した通り特設電話制度、寄附開通制度等、加入者をして設備を行はしめることを原則として認めた制度も過去に於ては一時的には存在して居たのである。

特殊装置と云ふのは増設機械、接續電話、發着信専用、卓上電話機及特別市外通話装置の如きものであつて、明治三十年乃至大正八年の間に於て社會的要望と技術の發達とに伴ひ順次之等を認め、其の後も利用状況に應じて適宜の改正を行つて居るのである。

五、電話加入の譲渡及電話機設置場所の制限

電話の加入の譲渡は逓信局長が公益上支障ありと認められた時は之を承認せず、又電話機の設置場所は原則として加入者の居所住所又は業務に使用する場所に限ることとなつて居る。

事業創始以來昭和十四年一月迄は、大體に於て加入者が自由に譲渡をなし又設置場所を定め得ることになつて居たのであるが、これが爲に電話供給不足の状態と相俟つて電話加入に交換價値を生じ、電話は賣買、貸借又は金融擔保の目的物として取扱はれるに至つた。而して支那事變勃發以來電話供給の不均衡は一層甚だしくなつて來たので、この需給不足の間に乘じて不正取引行爲が増加する傾向を示

し、電話を射利目的に供する思想が一般に瀰漫して電話の公正な普及を紊し、事業の健全な發達を阻害する惧れがあるに至つたので、事業の公益性を擁護して電話利用形態の正常化を圖り電話取引を公正ならしめると共に、戦時下低物價政策に順應して電話市價を適正ならしめる指導精神の下に電話統制を行ふ必要ありと認め、昭和十三年十二月前述した通り加入譲渡及電話機設置場所に付て制限する爲電話規則中一部の改正を行ひ昭和十四年一月十日より之を實施したのである。

次に電話通話に關する規定は前述の通り事業開始當初は電話規則中に包含せられて居たのであるが、大正三年より分離獨立して新に電話通話規則が制定され、其の後必要に應じ部分的改正を経て今日に及んでゐる。その主な規定事項は次の通りである。

一、通話種別

普通通話、至急通話、夜間普通通話、夜間至急通話及定時通話の五種である。夜間通話とは通話料三十錢以上の區間で午後八時から翌日の午前七時迄の間に取扱ふ通話であつて、通話利用の最も閑散な時に於ける一般公衆の利用を促進し、電話設備の活用を圖る趣旨に於て通話料は三割程度低減されて居る。定時通話は特に定時通話區域と定められた區間で、通話請求者の指定した時間に通話をなさしめる制度であつて、大正三年に始めて設けられたものである。

二、通話時

市外通話の通話時間は三分間を單位として定められて居り之を一通話時と謂ふ。而して通話は原則として三通話時迄しか繼續出來ない。大正十三年四月の改正迄は一通話時は五分間であつたが、技術の進歩により電話設備の利用効率が高くなつたので三分間に改めたのである。尙昭和十六年六月迄は市内通話に對しても時數制が適用されてゐた。

三、通話區域

市内と市外に分れ通話取扱局別に定めることになつて居る。市外通話區域に普通及特別の二種があるが、特別市外通話區域といふのは明治三十二年に東京大阪間の通話を開始するに當り設けられた長距離市外通話制度が始めてであつて、市外回線又は局内設備等の關係で通話損失の多い區間を指定するものである。昭和十三年一月からは現在の名稱に変更すると共に、磁石式局が一方の相手方となる場合に限られることゝなつた。

尙公衆電話からの市外通話は普通通話料五十錢以下の區間に限られて居る。

四、呼出通話

通話の相手方が加入者でない場合に先方の局へ相手方を呼出して通話する制度であつて、明治三十三年八月に始めて設けられたものである。

通話制度は右の電話通話規則による外に特殊の通話制度に關して各別に規定がある。即ち内地と外地との間の通話に付ては外地電話通話規則、新聞紙掲載事項の通信に關しては豫約新聞電話規則、取引所相場通信に關しては豫約取引所電話規則が存するのである。

一、外地電話通話（外地電話通話規則）

外地電話通話制度は昭和九年六月制定されたものであるが、之は昭和八年一月に内鮮間に電話連絡を實施するに當り、内鮮電話通話規則を制定したのを、昭和九年六月に内臺間にも電話連絡の途が拓かれるに及んで内地間の電話通話關係は一體系とするのが便宜であつたので統合規定したものであり、その後昭和九年十二月の内樺間電話連絡實施及昭和十六年五月の内地南洋群島間の電話連絡實施に伴ひ一部改正したのである。其の規定内容は殆んど内地の電話通話制度と異なるところはない。

二、豫約新聞通話（豫約新聞電話規則）

豫約新聞通話制度は明治四十年八月に創設されたものであつて、新聞社又は新聞通信社相互間に於て

新聞紙掲載事項を通信する爲、自己の加入電話によつて一年間を通じ毎日一定の時間に通話するものを謂ひ、一般市外通話の請求と異なり右に該當する資格者が豫め豫約通話の申請書を提出し逓信大臣の認可を受けなくてはならぬものであり、取扱の方法も特殊の制度であるが爲に一般通話とは種々異なるところがある。

三、豫約取引所通話（豫約取引所通話規則）

豫約取引所通話制度は大正三年の創設に係り取引所又は其の指定する者相互間に於て、相手取引所市場に公示する取引所相場を通信する目的を以て、自己の加入電話によつて一箇年を通じ毎日一定の時間通話するものであり、その取扱は略々豫約新聞通話と同様である。

電話の一般的利用形態に關する諸制度は上述の通りであるが此の外に尙次の通りの特殊の利用形態に屬する制度がある。内容を略述すれば

一、鑛業特設電話（鑛業特設電話規則）

同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の用に供する爲、鑛業者の申請によつて政府の施設する電話を鑛業特設電話と謂ふのであるが、この電話の設備維持は凡て専用者の負擔とせられて居るから實質上は私設電話と殆んど異なるところなく、明治三十八年に設けられたのである。尙詳細は別掲官廳用私設電話の中鑛業特設電話（一四一頁）を参照されたい。

二、市内専用電話（市内専用電話規則）

同一の電話加入區域内に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふのである。勿論これは専用を希望する者からの申請を俟つて逓信局長が許可を與へると同時にその設備をして利用せしめるのである。この制度は明治四十五年に制定されたもので、私設電話を施設し得ない者と雖も本制度により専用通信設備を設け得るので大いに利用されて居る。

三、市外専用電話（電氣通信施設の専用に関する件）

市外通話區域に屬する地域に於て同一人（原則として）の専用に供する爲政府の施設する電話を謂ふもので明治三十九年に電話規則中に電話線を専用せしむることある旨の簡單な一條文を設けられたのが最初で、昭和十二年十月の電話規則改正の際電話規則中より之を除き別に單行省令が制定され、昭和十六年七月電氣通信施設の専用に関する省令中に統合されたのである。其の利用條件料金等は許可の都度定めることとなつて居り、從來許可されて居たものは大體に於て軍、官廳とか新聞社、銀行等公共的事業の用に供せられるものに限定せられてゐる。

四、岸壁電話

岸壁又は棧橋に繋留する船舶と陸上との間の電話連絡の爲に船舶内に設置する電話を謂ふもので大正十五年に制定されたものである。この電話は一般の加入電話と同様市内通話市外通話も自由に出來、繋留中の船舶は本制度によつて多大の利便を享けて居るのである。目下本制度を實施して居る所は横濱、神戸、大阪、名古屋の四港である。尙本制度と略々同様の制度である浮標電話は、港灣内の浮標に繋留中の船舶と陸上との電話連絡を認め様とするものであるが、常時波浪や潮流の影響を受け浮標や船舶の位置が變轉するので海底ケーブルの敷設、接續其の他の装置上非常な困難が伴ひ未だ試験的通話の程度で一般の利用に開放される迄に至つて居ないが、然し其の實現も遠いことではない。

ロ、料金關係

電話料金制度は複雑多岐を極めてゐるが、電話料金の根幹をなす使用料と市外通話料とに付てその沿革を概観するに、先づ使用料は創業當時は都市別に定められたが、明治二十五年から同三十年迄は均一制を採用して居た。然し電話は都市の大小、加入数の多寡等によつて享便程度に差異があるので均一制は不適當と認め、

明治三十年より土地によつて段階を設け使用料額を異にすることとし今日に及んで居る。ただ段階を定める標準については當初は都市の大小、電話設備の程度及加入者数の多寡等を考慮することとしてゐたが、大正五年四月以降は加入数の多寡によるを原則として、例外的に設備の關係を考慮することとして現在に至つてゐる。市外通話料は事業創始以來一貫して距離主義によることとし均一制は全く採用されて居ない。現行の電話料金は次の如くである。

局種別	一級局	二級局	三級局	四級局
度數料金制施行局	基本料年額 （單獨加入） 一元	一元	一元	一元
均一料金制施行局	（單獨加入） 一元	一元	一元	一元
加入區域設定なき局	（共同加入） 一元	一元	一元	一元
度數料	市内通話一度數毎に三錢			

局種別といふのは交換局の階級を局別に定めたものであつて、明治三十九年に始めて採用したときは土地種別と稱し甲乙丙の三種であつたが、其の後丁戊己庚辛壬を加へて九種としたが昭和十年更に二段階を追加するに際し十干による稱呼を廢して一級地より十一級地とし、昭和十三年土地種別を局種別と改め更に一段階を加へ一級局より十二級局迄の十二段階としたのである。次に度數料金制度は大正九年四月に實施されたもので、それ迄は同一段階の加入者は同一額の料金を負擔したのであるが、加入数の増加すると共に料金の負擔が不公平となり電話サービスも低下し、従つて電話の普及發達上支障を及ぼすに至つたので、加入数の多い地には度數料金制を施行することとしたのである。當初は六大都市のみであつたが昭和九年には廣島、福岡兩局に及び其の後金澤、札幌、岡山、函館、和歌山を

逐次加へ、現在は十三局に達してゐる。

以上略述した通り電話使用料は其の時代に順應して幾多の變遷を見たが、尙此の外加入電話に關する料金の主なものとしては、明治三十三年創設の加入料（昭和十二年迄は加入登記料と言ふ）電話線設備料（昭和十二年迄は電話線接続料と言ふ）、機械移轉料、卓上電話機に對する附加使用料、同三十五年創設の私設電話接続に對する附加使用料、同三十九年創設の名義變更料（昭和十二年迄は電話名義書換料と云ふ）、同四十年創設の電話番號簿掲載料、同四十五年創設の市内専用電話接続に對する附加使用料等がある。之等も電話制度の改變に伴ひ其の内容は漸く複雑化し料金額も幾度か變遷したが、昭和十三年一月より現行の如く改められるに至つた。市外通話料は通話區間の料程に應じ局別に定められるのであつて、現行規定に於ては最低は四料迄五錢で最高は二千四百料を超えるもの三圓七十五錢となつて居り、全部で三十一段階を置き各段階によつて五錢乃至二十五錢の差を設けて居る。創業當初は市外回線が局部的であつた爲に、例へば東京横濱間、京都大阪間の如く一々區間別に定めて居たのであるが、市外回線の整備と技術の進歩に伴ひ漸次通話區域が全國的に擴大されるに至つたので明治三十九年里程によつて段階を設ける制度とし爾後多少の段階を追加したのと昭和三年の里程を料程に改正したのみで現在に至つたものである。

外地通話は朝鮮及樺太に對するものは、内地との連絡線が海底線であるのでこの海底線部分を連絡料（内鮮間は一圓、内樺間は七十五錢）とし、陸地部分に付ては首尾料として内地は下關及稚内を朝鮮は釜山、樺太は大泊を基點とし是より百料又は百二十料以内毎に二十五錢を増す所謂帶域料金制度を採用してゐる。又臺灣及南洋群島との通話は東京臺北間及東京パラオ間無線連絡によつてゐるので均一料金制になつてゐる。

七、電話加入狀況

創業當時の電話加入數は東京電話交換局（東京中央電話局の前身）百七十九名、横濱電話交換局（横濱中

央電話局の前身）四十五名に過ぎなかつたが、爾後電話の利用價值一般に認識せられるに及び加入希望者は逐年増加し、殊に最近に於ては愈々熾烈となり擴張に次ぐに擴張を以てするも到底之に及ばず、昭和十三年度の特別開通の申込者は九十六萬餘を算した狀況である。

政府に於ても之等の熾烈なる要望に副ふべく昭和十二年度以降五箇年繼續の大電話擴張改良計畫を樹立し五箇年間に加入者三十五萬名を増設することとし、第七十帝國議會の協賛を經、之が實施に着手して其の初年度に於ては五萬五千名を増設したのであつたが、第二年度たる昭和十三年度に於ては支那事變の長期化に對應する物動計畫の改定に伴ひ擴張計畫も相當縮少するの餘儀なきに立至り、百萬に近い空前の電話加入申込も軍事上又は國家總動員上必要とするもの僅かに二萬五千名を開通したるに過ぎなかつた。昭和十四年度に於ても時局上必要なる事業の用に供する者に限定し、其の加入申込九萬三千餘に對し僅かに二萬五千名を増設した。而して昭和十五年度も略前年度の方針を踏襲したのであるが特別受理の申込期間外に於ける突發的な需要に對處する爲所謂期間外申込の制度を新に設けた。此の結果受付期間内の申込數十三萬一千餘、期間外一千三百餘に對し一萬九千名を増設した次第である。

昭和十五年度末現在加入數は百五萬三千七百十六名にして單獨百三萬五千七十八名、共同一萬七千五百七十九名、連接一千五十九名である連接加入は昭和十三年一月一日實施の改正電話規則に依り廢止せられたが工事上の都合にて前記の如く約一千の未整理加入を残し其の名残を止めてゐる。

今電話普及狀況を見るに全國平均は面積に於ても百平方キロ米當二七五加入、人口千人當一四、四加入にして之を更に府縣別に検討すれば人口に對する普及率に於て全國平均を凌駕するものは東京、神奈川、愛知、福井、石川、大阪、京都、兵庫の八府縣にして主として大都市を有する府縣に限られて居る。之は加入電話が大都市に集中し居る事實を如實に示してゐるものである。今具體的に人口千人當加入者數を示せば東京府二八、四、大阪府二八、二、京都府二八、三、兵庫縣二一、五、愛知縣一八、三、石川縣一六、二、福井縣一五、

二の順位で最も普及率の低いのは沖縄縣の二、二、鹿兒島縣五、五、宮崎縣六、六である。(電話加入數統計三二三、三八九頁参照)

八、電話利用狀況

イ、内地通話

我國の電話は明治二十三年東京及横濱の兩地に交換業務を開始したのに源を發するが、當時此の文明の利器に對する世人の知識は意外に乏しかつた爲、加入者は加かに東京百七十九名、横濱四十五名に過ぎず、一加入當平均一箇年間の市内通話利用度數も二千度内外にして、創始年度に於ける總度數は二十五萬餘度であつた。然し乍ら日清、日露、歐洲大戰及日支事變を経て我國は戰爭の都度劃期的に飛躍し、政治、産業、文化等の發展に伴ひ電話の利用も漸次増加して來た。

創業以來昭和十四年度迄に於て、明治二十八、九年及大正九年以降大正十四年頃迄の間に於て稍利用度數の減少を見た以外はすべて増勢を辿り、昭和十五年度に於ては前年度に對し五分増加、一加入當り一箇年利用度數は五千四百六十六度(一日平均十五度)である。

最近十箇年間に於ける一加入當平均通話度數及對前年度増加割合は左表の通りである。

年 度	加 入 數	市内電話通話數	對前年度 増加割合	一加入當平均通話度數	
				一箇年	一日
昭和 七	七、七、九四	三、四六、二四、二三	〇・四	四、三三三	二・八
昭和 六	七、二、二六	三、三四三、八七、四六	〇・三	四、二六三	二・七

年 度	加 入 數	市内電話通話數	對前年度 増加割合	一加入當平均通話度數	
				一箇年	一日
八	七、六、五八	三、六〇一、四六、三三	一・一	四、五三二	二・四
九	八、〇、〇一	三、八二四、一九三、八九	〇・六	四、六〇七	二・六
一〇	八、七〇、四六	四、〇三九、〇六八、三五	〇・五	四、六三九	二・七
一一	九、四、三〇	四、四四二、四、三五九	一・一	四、八八三	二・四
一二	九、八一、九〇	四、七九一、七四、六七	〇・六	四、八三六	二・三
一三	一、〇〇、六、四九	四、九七七、三七五、七六五	〇・五	四、九五四	二・五
一四	一、〇三、四、三、八七	五、四七四、三、六九、二〇三	一・〇	五、二九三	二・五
一五	一、〇五、三、七、一六	五、七五九、一、五五、〇八六	〇・五	五、四六六	二・〇

(備考)

市内電話通話數は加入者相互間發信、非加入者發信の有無料合計とす。

次に市外通話は明治二十二年東京熱海間に公衆通話が開始されてより漸次全國に普及したのであるが、其の利用は市外回線及通話局の増設或は即時通話、準即時通話等の新方式採用に伴ひ逐年激増し、明治二十三年度には僅に八千通話に過ぎなかつたものが同四十三年には九百三十七萬通話となり、二十箇年間に千倍以上の増加であり、更に次の十年後、大正九年には四千八百八十六萬通話、昭和五年には一億六千七百十七萬通話と、十年毎に四倍以上の激増振りを示し、昭和十五年には實に四億四千五百萬通話に達し創業以來今日に至る迄五十年間終始増嵩の一途を辿り、一回も前年度より通話數の減退を見たことがなかつた。即ち大正九年は大戦景氣の反動を受け、凡ゆる經濟統計は前年より低下し、内外電報通話數も亦急減したが、市外通話のみは八年度の三千九百萬通話に對し九年度は四千二百萬通話と増加してゐる。又大正十三年度は從來の一通話五分制を三分制に改め實質上相當の値上げを行つたにも拘らず、通話數は前年の六千二百萬通話より七千四百萬通話と約二割の増加を示してゐる。此の一事を以てしても市外電話の増進振りが容易に察知し得られ

尙最近十箇年間の市外電話の對前年度増加割合を示せば左の通りである。

年 度	市 外 電 話 通 話 數	對 前 年 度 增 加 數	同 上 割 合
昭 和 六	一八〇,〇三三,六〇九	三,八四四,七五一	〇・八
七	一九〇,六五五,三三八	一〇,六〇一,七九九	〇・六
八	二二一,〇六四,五〇〇	三〇,九六九,一七三	一・一
九	二二六,七九九,五二四	三三,一八四,九七四	一・三
一〇	二七三,七九八,八六三	三七,〇〇〇,三四九	一・六
一一	三〇七,七三三,四九九	三三,九四三,五七六	一・二
一二	三四二,五九〇,三三三	三四,八六八,九三三	一・一
一三	三六一,七九〇,三九九	一九,二〇〇,一三七	〇・六
一四	四二一,八〇一,八〇三	五〇,〇一一,四三四	一・三
一五	四四五,六七七,二九五	三三,八五五,四九三	〇・八

(内地通話統計三三八、三九一頁参照)

口、外地通話

内地朝鮮間の通話は昭和八年一月十五日より開始せられ、其の通話状況は昭和八年度に於ては發着信總通話數八萬餘に過ぎなかつたが、昭和十二年度に於ては十七萬餘となり、更に今次事變の勃發以來大陸との關係密接の度を加ふるを反映して昭和十三年度には一躍二十七萬餘に上り、僅々五箇年間に三倍以上の躍進的累増となつたが昭和十五年度は更に激増し四十四萬餘に達した。

内地臺灣間の通話は昭和九年六月二十日より開始せられ昭和十年度に於ては發着信總通話時數二萬八千餘に達し、其の翌年には約七分を増加し三萬を突發した。昭和十二年度に於ては二萬六千餘となり前年度より約一割二分減少を示したが昭和十三年度以降は再び増勢に轉じ昭和十五年度に於ては三萬四千餘に達した。内地樺太間の通話は昭和九年十二月十二日より開始せられ昭和十年度發着信總通話時數は四萬二千餘であつたが逐年増加し昭和十五年度於ては十五萬九千餘となつた。

九、電話收入狀況

電話收入の歳入科目は電信收入と同様切手收入と現金で收納する電話收入の二目があり、電話收入は更に市内電話料、市外電話料、外國電話料、専用電話料、公衆電話料、加入料、請願電信費納付金及電話雜收の八つの節に細別されてゐる。

昭和十五年度に於ける切手及現金收入の總額は二億五十一萬圓で通信事業特別會計業務勘定全收入五億一千四百萬圓の約四割を占めてゐる。而して右の中市内電話料は一億四百六十八萬圓で全電話收入の五割二分二厘、市外電話料は九千三百萬圓で四割六分四厘、外國電話料は百八十八萬圓で九厘、電話雜收は七十一萬圓で三厘を占め其の他の合計は三十二萬圓で二厘に該當する。茲では本收入の根幹を成す市内電話料及市外電話料に付て其の概略を述べることとする。(電話收入統計三五三、三九八頁参照)

イ、市内電話料

本收入は切手收入の市内通話料、名義變更料、電話機移轉料及現金收入の市内電話料、公衆電話に依る市内通話料、市内専用電話料より成り年々電話加入者の増加及電話通話取扱局並に公衆電話所の増設に伴ひ累増するものである。従つて國際關係の緊迫に基く物資の統制が電話擴張にも影響し施設の擴張は意に委せぬ

ので市内電話料収入も前年度に比し三百九十七萬圓即ち僅か四分の増加であつた。

ロ、市外電話料

市外電話料は切手に依る市外通話料並に現金収入の市外電話料、公衆電話に依る市外通話料、市外専用電話料を合計したもので、主として市外電話回線の増設に伴ひ年々増加するものであるが、市内電話料と異り社會情勢の推移に左右されることが多いのを特色とする。

昭和十五年度は前に述べた通り九千三百萬圓の収入で前年度に比し八百二十萬圓、九分七厘の増収であつた。増収額の主なるものとしては市外電話料の七百五十萬圓、公衆電話の三十萬圓であつて市外電話料の増加原因は回線の増設と時局産業の利用増加が挙げられ、公衆電話は公衆電話増設の結果であらう。

昭和十六年度は景氣幾分沈滞して八月迄の統計に依れば平均六分程度の増加で殆んど回線増設に依るものみの様に思はれる。

一〇、官應用及私設電話

イ、官應用電話

官應用電話は官應用電信と同様明治三十三年八月制定された勅令「官應用ノ電信電話ニ關スル件」に基いて施設するものである。而して我が國で電話が初めて實用に供せられたのは明治十年十二月本省と宮内省との間であるが、其の後間もなく鐵道警察の官廳でも施設し、電話が一般社會生活に必要缺くべからざることが認識せられるに及び漸次其の施設は増加して來た。

扱て、本施設の昭和十六年三月末現在に於ける施設状況を見るに回線數七四、五五九、線路亘長五二九、六

六一杆、電話機二二〇、三一九箇で、之を官應用電信に比すれば七倍半以上に當る。

次に施設目的に従ひ其の概況を掲げると次の通で括弧内は各總數に對する割合を示すものである。(官應用電話統計三五六頁参照)

(1) 事業専用

官應用電信電話規程第一條第三號に依り電話の専用を必要とする事業の用に供する爲施設するもので、此の中鐵道事業の爲のもの九六%で其の大部分を占め、以下軌道、防火、營林、河川改修土木事業の用の順であるが、其の回線數は三八、五三一(五二%)、線路亘長三〇五、五一四杆(五八%)、電話機六五、七二四箇(五五%)である。

(2) 警察事務並に刑事訴訟事務用

規程第一條第二號に依り内務省、警視廳、道府縣、裁判所等に於て警察及刑事訴訟事務の専用に供する爲關係官廳相互間に施設するもので、鐵道事業用のものに次いで一大通信網を構成し、其の回線數三五、〇九一(四七%)、線路亘長二一八、三〇四杆(四一%)、電話機五二、二二一箇(四三%)である。

(3) 電報送受用

規程第一條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲に施設するもので、回線數一八、線路亘長七一杆、電話機三七箇である。尙本施設の少い理由としては電報送受の爲には此の外市内専用電話及一般加入電話に依り得る事情にも因るであらう。

(4) 近接地連絡用

規程第一條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間に施設するもので、回線數九一九(一%)、線路亘長五、七七二杆(一%)、電話機二、三四七箇(二%)である。

ロ、私設電話

私設電話は私設電信と同一の制度に依り施設するものであるが此の制度の始まりは明治十八年七月改正の電信條例中に電機私設の章を設け電氣の機器を以て通信傳話及號報を爲すものに付て規定されたに起る。而して同條例に基き私設電線規約の制定、明治二十二年には電信電話線私設條規の制定等あつたが、三十三年に至り現在の制度となつた。

扱て私設電話の昭和十六年三月末現在に於ける施設状況は、回線數二五、九二〇、線路互長一八、三二四杆、電話機五八、五六二箇にして、之を官廳用電話に比べると線路互長は約四分の一であるが、電話機の數は逆にその約二倍となつており、相當効果的な利用を行つてゐる事が窺はれる。次に各施設の目的に従ひ（便宜上電氣工作物規程本則第九十一條に依り電氣施設の保安通信用として施設するものは事業専用と區別す）其の概況を示すと左の通である。（私設電話統計三五七頁参照）

(1) 事業専用

電信法第二條第二號に依り鐵道業其他電話の専用を必要とする事業の爲に施設するもので、其の主なるものは鐵道（線路互長に於て四〇％）、軌道（同一〇％）、高壓電氣、水道、索道等で回線數は八、六六〇（三三％）、線路互長は三四、五五一杆（二九％）、電話機は二四、二六九箇（四一％）である。

(2) 電氣施設の保安通信用

電氣工作物規程本則第九十一條に依り施設することを要するもので、施設上許可不要であるが、其の回線數は九、二七四（三六％）、線路互長は七八、五五二杆（六六％）、電話機は二一、六〇九箇（三七％）である。

(4) 近接地連絡用

法第二條第五號に依り一市區町村内若は隣接市區町村間の如く近接地に於て一人又は一營業の爲の専用施設であつて、回線數は七、八一九（三〇％）、線路互長は四、六九二杆（四％）、電話機は一一、二七八

箇（二一％）であるが他の施設の如く線路互長に比較して回線數及電話機數が多いことは近接地相互間を結ぶ施設であることを自ら物語つてゐる。

(4) 公共團體事務用

法第二條第三號に依り近接地に於て公共團體事務執行の爲に公署等相互間を連絡するもので極めて少く、回線數は一五八、線路互長五一九杆、電話機三八六箇である。

(5) 電報送受用

法第二條第四號に依り電信官署との間に電報送受の爲施設するもので、回線數僅かに九、線路互長一〇杆、電話機二〇箇で此の施設の少い理由は官廳用電話の場合と同様の事情に因るものと思はれる。

ハ、鑛業特設電話

鑛業特設電話とは、鑛業者の申請に依り同一人又は同一組合の經營に係る鑛業及其の直接附帶事業の専用供する目的を以て、逓信省の施設する特殊の電話利用制度である。本制度は明治三十八年の創設に係るもので、専用を許可せられた者は逓信省の指示に従ひ電話施設に要する機械線路其他一切の物件を供給し、其の設備維持を爲すもので、外形上は一般の私設電話と殆んど異なるところがない。然し一般の私設電話は其の施設範圍は相當制限的である爲、鑛業の如き廣汎な地域に亘り施設を必要とする事業に付ては私設電話では充分其の目的を達し得ない實情に鑑み、斯る特殊の制度が創設せられたのである。本制度に依る電話を専用する者は、(一) 原則として鑛業の爲に私設電話の併設が認められぬこと、(二) 電話機一箇に付月額五十錢の専用料を納付すること、(三) 機械線路を濫りに連接又は撤去せざること、(四) 施設全般に付逓信省の検査を受けること等の義務がある。

今其の施設の現況を觀るに電話所數三六一、回線數一五、六〇四、線路互長一一三、九三六杆にして前年度

末に比し一割一分弱の増加を示してゐる。而して採鑛事業の大部分は交通通信に不便な山間僻地に於て行はれてゐる實情よりして、事務の連絡特に非常災害の突發に際して避難、救護等の應急措置に關する連絡の爲には鑛業特設電話は必要缺くべからざるもので、本制度は鑛業の爲に貢獻する所尠くないのである。(鑛業特設電話統計三五九頁参照)

4. 無線電信

一、無線電信の起源

本邦に於て無線電信の研究に着手したのは明治二十九年(西曆一八九六年)であつて、即ち「マルコーニ」氏が無線電信を發明した翌年である。當時遞信省に無線電信研究部が設けられ、鋭意研究の結果一の独自の方式を考案するに至り、明治三十年東京灣に於て海上一漚を距て、本邦最初の無線電信實驗に成功した。其の後種々改良工夫を施して遂に所謂「遞信省式」と稱する優秀な一方式を完成し、明治三十六年には長崎基隆間海上六百三十漚の長距離試驗通信に成功するに至つた。

一方陸海軍に於ても遞信省と相前後して研究に着手したが、明治三十三年には軍艦に無線電信機を裝置して移動通信の試驗に成功し、斯くて明治三十七年の日露の國交斷絶するに及び始めて實用に供せられ、殊に明治三十八年日本海々戰に於ては哨艦信濃丸が無線電信を以て「敵艦見ゆ」の通信を發して海戰の勝因を爲した。而して明治四十一年には海岸無線局及船舶無線局を設置して、船舶對陸地間に本邦最初の無線電信に依る公衆通信の取扱を開始するに至つた。

二、無線電信取扱局所

本邦に於ては當初無線通信事業は凡て之を政府專掌とした爲無線電信に依る公衆通信取扱局所も凡て官設のみとし、明治四十一年銚子に海岸無線局を、又東洋汽船所屬天洋丸に船舶無線局を設置して船舶對陸地間の公衆通信に利用したのを嚆矢とし、漸次海岸無線局及船舶無線局を増設したのであるが、其の後無線電信の進歩發達に伴つて船舶の航行安全上並に船舶對陸地間通信の必要が急激に増大したのに鑑み、政府は之が

